

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料2-4
提出年月日	令和5年2月21日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第26条 原子炉制御室等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	とりまとめた資料-1	記載の適正化及び津波監視カメラ設置台数の変更等(下線部参照) 1. 1-1) (旧) 1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由 d. 当社が自主的に変更したもの: 下記1件。 ・津波監視カメラを1台増設予定のため、～修正した。【比較表p26-別添1-15】 (新) 1-1) 設計方針・運用・体制等を変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由 d. 当社が自主的に変更したもの: 下記1件。 ・津波監視カメラを3台増設予定のため、～修正した。【比較表p26-別添	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	とりまとめた資料-1	記載の適正化及び参照ページ番号の修正。(下線部参照) (旧) 1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った事項 a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : 下記1件。 ・中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度評価のベースとなる人数の設 定の考え方を「別添1 3. 添付資料 3.6 酸素濃度, 炭酸濃度を踏まえた対 応について 添付4中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の評価におけ る人員について」に追加【比較表p26-別添1-135】 b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : 下記3件。 ・「別添1 図2.1-4 3号炉原子炉施設と津波監視カメラの監視可能な画角 範囲」(追而)を追加【比較表p26-別添1-17】 ・「別添1 図2.1-5 3号炉原子炉施設と構内監視カメラの監視可能な画角 範囲」を追加【比較表p26-別添1-18】 ・「別添1 3. 添付資料 3.3 中央制御室への地震及び火災等の影響」を追 加【比較表p26-別添1-99】 (新) 1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載 の充実を行った事項 a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : 下記1 件。 ・中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度評価のベースとなる人数の設 定の考え方を「別添1 3. 添付資料 3.6 酸素濃度, 二酸化炭素濃度を踏ま えた対応について 添付4中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の評価 における人員について」に追加【比較表p26-別添1-135】 b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : 下記3件。 ・「別添1 図2.1-4 3号炉発電用原子炉施設と津波監視カメラの監視可能 な画角範囲」を追加【比較表p26-別添1-16】 ・「別添1 図2.1-5 3号炉発電用原子炉施設と構内監視カメラの監視可能 な画角範囲」を追加【比較表p26-別添1-17】 ・「別添1 3. 添付資料 3.3 中央制御室への地震及び火災等の影響」を追 加【比較表p26-別添1-102】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	とりまとめた資料-1	<p>前回ヒアリングを踏まえた図の追加。 (旧) 1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った事項 d. 当社が自主的に変更したもの: 下記1件。 ・酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計を酸素濃度・二酸化炭素濃度計に統合した。 (新) 1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った事項 d. 当社が自主的に変更したもの: 下記3件。 ・酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計を酸素濃度・二酸化炭素濃度計に統合した。 ・「別添1 3号炉発電用原子炉施設と構内監視カメラの監視可能な画角範囲」を追加(追而) 【比較表p26-別添1-18】 ・「別添1 図2. 1-6 中央制御室からの外部の状況把握イメージ」内に地滑り発生箇所の画像イメージを追加(追而) 【比較表p26-別添1-19】</p>	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	とりまとめた資料-2	相違理由欄の構文に号炉を追記	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	とりまとめた資料-2	<p>記載の削除 (削除) ・下記の差異については本項で理由を記載するものとし、本文中の相違理由には記載しない。</p>	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	とりまとめた資料-2	<p>2-1) 名称等の相違の表に用語を追記(下線部参照) (旧) 大飯発電所3/4号炉 閉回路循環方式 (新) 大飯発電所3/4号炉 閉回路循環方式 閉回路循環運転モード</p>	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	とりまとめた資料-2	<p>2-1) 名称等の相違の表に用語を追記 (追記) 大飯発電所3/4号炉 外気取入れによる換気 外気取入れ運転モード 女川原子力発電所2号炉 事故時運転モード(少量外気取入) 泊発電所3号炉 外気取入れ運転</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	とりまとめた資料-2	2-1) 名称等の相違の表に用語を追記 (追記) 大飯発電所3/4号炉 <u>放射線管理班</u> 女川原子力発電所2号炉 <u>放射線管理班</u> 泊発電所3号炉 <u>放管班</u>	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	とりまとめた資料-2	2-1) 名称等の相違の表に用語を追記 (追記) 大飯発電所3/4号炉 <u>CV内高レンジエリアモニタ</u> 女川原子力発電所2号炉 <u>格納容器内雰囲気放射線モニタ</u> 泊発電所3号炉 <u>格納容器内高レンジエリアモニタ</u>	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	とりまとめた資料-2	2-1) 名称等の相違の表に用語を追記 (追記) 大飯発電所3/4号炉 — 女川原子力発電所2号炉 <u>下足エリア</u> 泊発電所3号炉 <u>靴着脱エリア</u>	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	とりまとめた資料-2	2-1) 名称等の相違の表に用語を追記 (追記) 大飯発電所3/4号炉 <u>身体サーベイエリア</u> 女川原子力発電所2号炉 <u>サーベイエリア</u> 泊発電所3号炉 <u>スクリーニングエリア</u>	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	とりまとめた資料-3	相違理由欄の構文に号炉を追記	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	とりまとめた資料-3	2-2) 設備・運用の相違 泊発電所3号炉 中央制御室給気ユニット 相違理由の適正化(下線部参照) (旧) ・泊では、重大事故等時に流路を形成する設備のうち原則として既設置許可で登録されている設備については重大事故等対処設備として設置許可申請書に記載することとしており、「中央制御室給気ユニット」をSA設備に位置付けているが、女川では本文中に記載はなく(同様の設備は設備図上に記載あり)、整理は異なるものの、設備としての差異はない。 (新) ・泊では、重大事故等時に流路を形成する設備のうち原則として既設置許可で登録されている設備については重大事故等対処設備として設置許可申請書に記載することとしており、「中央制御室給気ユニット」をSA設備に位置付けているが、女川では本文中に記載はなく(同様の設備は設備図上に記載あり)、 <u>許認可上の整理</u> は異なるものの、設備としての差異はない。	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	とりまとめた資料-4	相違理由欄の構文に号炉を追記	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	とりまとめた資料-4	2-2) 設備・運用の相違 表名称・表全体 (追加) ・ <u>アニユラス空気浄化設備に関する相違について(PWR固有の設備であるため、PWRプラントで比較する)</u>	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	とりまとめた資料-4	2-3) 被ばく評価における主な相違(DB被ばく評価)(下線部参照) 表下部文書 (旧) ・女川においては、気象代表性の再検討により代表とする気象資料の見直しを行った経緯があり、これに関連する資料が多く添付されているが、泊では気象資料見直しは行っておらず、これに関連する資料はない。 (新) ・女川においては、気象代表性の再検討により代表とする気象資料の見直しを行った経緯があり、これに関連する資料が多く添付されているが、泊では気象資料見直しは泊発電所は気象の代表性が失われていないことから記載不要であり、これに関連する資料はない。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-1	相違理由の追記 （追記） 【女川，大飯】別添名称の相違 【大飯】資料構成の相違 【女川，大飯】別添名称の相違	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.6.0）	表紙	3. 別添の資料名称の適正化（下線部参照） （旧） 別添1 原子炉制御室等について（被ばく評価除く） 別添2 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について 別添3 運用，手順説明資料 原子炉制御室等 （新） 別添1 泊発電所3号炉 原子炉制御室等について（被ばく評価除く） 別添2 泊発電所3号炉 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について 別添3 泊発電所3号炉 技術的能力説明資料 原子炉制御室等	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-1	3. 別添の資料名称の適正化（下線部参照） （旧） 別添1 原子炉制御室等について（被ばく評価除く） 別添2 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について 別添3 運用，手順説明資料 原子炉制御室等 （新） 別添1 泊発電所3号炉 原子炉制御室等について（被ばく評価除く） 別添2 泊発電所3号炉 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について 別添3 泊発電所3号炉 技術的能力説明資料 原子炉制御室等	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-1	相違理由の適正化（下線部参照） （旧） 条文全体の記載の見直しを実施したため修正箇所を示す黄色マーキングは実施しない。 （新） 記載なし	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-2	相違理由の適正化(下線部参照) (旧) ・用語の相違 泊は法令用語を使用 ・対象プラントの相違 ・用語の相違 (新) 【大飯】用語の相違 ・泊は法令用語を使用 【大飯】対象プラントの相違 【大飯】用語の相違	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-5	相違理由を追加 (追記) 【女川】記載適正化 (大飯実績の反映)	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-7	相違理由の適正化(下線部参照) (旧) 【大飯, 女川】記載内容の相違 ・有毒ガス防護に関する規則改正(設置許可基準規則第26条)に伴い, 有毒ガス防護に対する要求事項を記載。 (新) 【女川, 大飯】記載内容の相違 ・泊は有毒ガス防護に関する規則改正(設置許可基準規則第26条)に伴い, 有毒ガス防護に対する要求事項を記載。	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-6	説明資料ページの適正化(下線部参照) (旧) 【説明資料(2.1.1:p26条-別添1-10)(2.1.2:p26条-別添1-14)(2.1.3:p26条-別添1-18)(2.1.4:p26条-別添1-19)(2.1.5:p26条-別添1-21)】 (新) 【説明資料(2.1.1:p26条-別添1-10)(2.1.2:p26条-別添1-14)(2.1.3:p26条-別添1-19)(2.1.4:p26条-別添1-20)(2.1.5:p26条-別添1-22)】	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-8	説明資料ページの適正化(下線部参照) (旧) 【説明資料(2.1.1:p26条-別添1-10)(2.1.2:p26条-別添1-14)(2.1.3:p26条-別添1-18)(2.1.4:p26条-別添1-19)(2.1.5:p26条-別添1-21)】 (新) 【説明資料(2.1.1:p26条-別添1-10)(2.1.2:p26条-別添1-14)(2.1.3:p26条-別添1-19)(2.1.4:p26条-別添1-20)(2.1.5:p26条-別添1-22)】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-10	相違理由の適正化(下線部参照) (旧) 【大飯】記載表現の相違 ・大飯は59条バックフィット前に設置許可を得ているため、当時の表現となっている(同様の相違については以下理由省略)。 (新) 【大飯】記載表現の相違 ・大飯は、59条バックフィット前に設置許可を得ているため、 <u>バックフィット反映箇所(アニュラス空気浄化設備に係る記載をしている箇所)以外は最新の完本においても当時の59条の条文の表現(「重大事故」)</u> となっている(同様の相違については以下理由省略)。	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-7	説明資料ページの適正化(下線部参照) (5) その他の主要な事項 (v) 中央制御室 (旧) 【説明資料(2.1.1:p26条-別添1-10)(2.1.2:p26条-別添1-14)(2.1.3:p26条-別添1-18)(2.1.4:p26条-別添1-19)(2.1.5:p26条-別添1-21)】 (新) 【説明資料(2.1.1:p26条-別添1-10)(2.1.2:p26条-別添1-14)(2.1.3:p26条-別添1-19)(2.1.4:p26条-別添1-20)(2.1.5:p26条-別添1-22)】	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-11	説明資料ページの適正化(下線部参照) (5) その他の主要な事項 (v) 中央制御室 (旧) 【説明資料(2.1.1:p26条-別添1-10)(2.1.2:p26条-別添1-14)(2.1.3:p26条-別添1-18)(2.1.4:p26条-別添1-19)(2.1.5:p26条-別添1-21)】 (新) 【説明資料(2.1.1:p26条-別添1-10)(2.1.2:p26条-別添1-14)(2.1.3:p26条-別添1-19)(2.1.4:p26条-別添1-20)(2.1.5:p26条-別添1-22)】	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-13	相違理由の適正化(下線部参照) (旧) 【大飯】共用の相違 ・泊の中央制御室、中央制御室空調装置等は3号炉単独設備で、他号炉と共用なし。(以降、同様の相違は「共用の相違」と記載)。 (新) 【大飯】共用の相違 ・泊の中央制御室、中央制御室空調装置等は3号炉単独設備で、他号炉と共用なし。(以降、同様の相違は「共用の相違」と記載)。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-9	説明資料ページの適正化(下線部参照) (5) その他の主要な事項 (v) 中央制御室 (旧) 【説明資料(2. 2. 1 : p26 条-別添1-2-22) (2. 2. 2 : p26 条-別添1-2-23)】 【説明資料(2. 4. 1 : p26 条-別添1-28) (2. 4. 2 : p26 条-別添1-30)】 (新) 【説明資料(2. 2. 1 : p26 条-別添1-23) (2. 2. 2 : p26 条-別添1-24)】 【説明資料(2. 4. 1 : p26 条-別添1-29) (2. 4. 2 : p26 条-別添1-31)】	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-13	説明資料ページの適正化(下線部参照) (5) その他の主要な事項 (v) 中央制御室 (旧) 【説明資料(2. 2. 1 : p26 条-別添1-2-22) (2. 2. 2 : p26 条-別添1-2-23)】 【説明資料(2. 4. 1 : p26 条-別添1-28) (2. 4. 2 : p26 条-別添1-30)】 (新) 【説明資料(2. 2. 1 : p26 条-別添1-23) (2. 2. 2 : p26 条-別添1-24)】 【説明資料(2. 4. 1 : p26 条-別添1-29) (2. 4. 2 : p26 条-別添1-31)】	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-13	相違理由の適正化(下線部参照) (旧) ④の相違 (新) 【女川】④の相違	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-13	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) ①の相違 (新) 【女川】①の相違	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-13	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【大飯】記載内容の相違女川実績の反映 (新) 【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-14	相違理由の記載修正(下線部参照)(本ページ4箇所あり) (旧) ①の相違 (新) 【女川】①の相違	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-14	相違理由の適正化(下線部参照) (旧) ・用語の相違 泊は法令用語とした。 (新) 【女川】用語の相違 泊は法令用語とした。	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-14	相違理由の適正化(下線部参照) (旧) 【大飯】 ・記載箇所の相違 再掲先で比較 (新) 【大飯】記載箇所の相違 ・再掲先で比較	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-14	相違理由の適正化(下線部参照) (旧) ④の相違 (新) 【女川】④の相違	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-15	相違理由の適正化(下線部参照) (旧) ・設備名称の相違 (新) 【女川】設備名称の相違	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-15	相違理由の適正化(下線部参照) (旧) 【大飯】 ・記載表現の相違 (新) 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-15	相違理由の修正(下線部参照)(本ページ2箇所あり) (旧) ①の相違 (新) 【女川】①の相違	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-15	相違理由の追加 (追記) 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.6.0）	26条-10	記載の適正化（下線部参照） （旧）泊発電所3号炉 また、以下の重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）を設ける。 重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）として、 <u>可搬型照明（SA）を使用する。</u> （新）泊発電所3号炉 また、以下の重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）を設ける。 重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）として、 <u>照明については、可搬型照明（SA）により確保できる設計とする。</u>	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-15	記載の適正化（下線部参照） （旧）泊発電所3号炉 また、以下の重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）を設ける。 重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）として、 <u>可搬型照明（SA）を使用する。</u> （新）泊発電所3号炉 また、以下の重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）を設ける。 重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）として、 <u>照明については、可搬型照明（SA）により確保できる設計とする。</u>	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-15	相違理由の記載修正（下線部参照） （旧） 【女川】記載充実（大飯実績の反映） （新） 【女川】③の相違	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-15	相違理由の削除 （削除） 【大飯】記載表現の相違	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.6.0）	26条-10	記載の適正化（下線部参照） （旧）泊発電所3号炉 可搬型照明（SA）は、 <u>ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。</u> （新）泊発電所3号炉 可搬型照明（SA）は、 <u>非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-15	記載の適正化(下線部参照) (旧) 泊発電所3号炉 可搬型照明(SA)は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。 (新) 泊発電所3号炉 可搬型照明(SA)は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-15	相違理由の記載修正(下線部参照)(本ページ2箇所あり) (旧) ③の相違 (新) 【女川】③の相違	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-15	記載の適正化(下線部参照) (旧) 15-② 再掲 (新) 14-① 再掲	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-16	相違理由の記載修正(下線部参照)(本ページ2箇所あり) (旧) 【大飯】設計による相違 ・泊では電源健全時と電源喪失時の手段を設定しているため、それぞれを別手段として記載した(伊方と同等)。 (新) 【大飯】⑧の相違	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-16	記載の適正化(下線部参照) (旧) 15-② 15-② 再掲 (新) 16-① 16-① 再掲	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-16	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【大飯】設備の相違 ・泊では電源喪失時にはB系のアニュラス空気浄化系を使用する。 (新) 【大飯】⑦の相違	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-16	相違理由の記載追加(B系アニュラスに関し本ページ3箇所あり) (追記) 【大飯】⑦の相違	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-16	相違理由の記載追加 (追記) 【大飯】記載表現の相違	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-16	相違理由の適正化(下線部参照) (旧) 【大飯】設計等の相違 ・大飯では窒素ポンベに加え可搬式空気圧縮機を整備しているが、泊もポンベにより開操作が可能であり、系統構成が可能な設計に相違はない。 (新) 【大飯】⑥の相違	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-16	相違理由の追記 (追記) 以降は泊欄の着色は女川との比較。	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-10~11	記載の適正化(下線部参照) (旧) 中央制御室遮へいは、「チ. (1) (iii) 遮蔽設備」に記載する。 中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニットは、「チ. (1) (iv) 換気設備」に記載する。 アニュラス空気浄化設備は、「リ. (4) (ii) アニュラス空気浄化設備」に記載する。 常設代替交流電源設備は、「ヌ. (2) (iv) 代替電源設備」に記載する。 (新) 中央制御室遮へいについては、「チ. (1) (iii) 遮蔽設備」に記載する。 中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニットについては、「チ. (1) (iv) 換気設備」に記載する。 アニュラス空気浄化設備については、「リ. (4) (ii) アニュラス空気浄化設備」に記載する。 常設代替交流電源設備については、「ヌ. (2) (iv) 代替電源設備」に記載する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-17	<p>記載の適正化(下線部参照)</p> <p>(旧) 中央制御室遮へいは、「チ.(1)(iii) 遮蔽設備」に記載する。</p> <p>中央制御室給気ファン, 中央制御室循環ファン, 中央制御室非常用循環ファン, 中央制御室非常用循環フィルタユニットは、「チ.(1)(iv) 換気設備」に記載する。</p> <p>アニュラス空気浄化設備は、「リ.(4)(ii) アニュラス空気浄化設備」に記載する。 常設代替交流電源設備は、「ヌ.(2)(iv) 代替電源設備」に記載する。</p> <p>(新) 中央制御室遮へいについては、「チ.(1)(iii) 遮蔽設備」に記載する。 中央制御室給気ファン, 中央制御室循環ファン, 中央制御室非常用循環ファン, 中央制御室非常用循環フィルタユニットについては、「チ.(1)(iv) 換気設備」に記載する。</p> <p>アニュラス空気浄化設備については、「リ.(4)(ii) アニュラス空気浄化設備」に記載する。 常設代替交流電源設備については、「ヌ.(2)(iv) 代替電源設備」に記載する。</p>	
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-17	<p>相違理由の記載修正(下線部参照) (本ページ5箇所あり)</p> <p>(旧) ①の相違 (新) 【女川】①の相違</p>	
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-16	<p>相違理由の記載修正(下線部参照) (本ページ2箇所あり)</p> <p>(旧) ④の相違 (新) 【女川】④の相違</p>	
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-16	<p>相違理由の記載修正(下線部参照)</p> <p>(旧) 【大飯】記載表現の相違 (新) 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)</p>	
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-16	<p>相違理由の記載修正(下線部参照) (本ページ2箇所あり)</p> <p>(旧) ②の相違 (新) 【女川】②の相違</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-17	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) ①の相違 ・女川は①の相違で用いる設備で可搬型代替交流電源設備を用いるため、括りが異なる。 (新) 【女川】①の相違 ・女川は①の相違で用いる設備で可搬型代替交流電源設備を用いるため、括りが異なる。	
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-17	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【大飯, 女川】設備の相違 ・②の相違等により個数の設定は異なる。 (新) 【女川, 大飯】設備の相違 ・女川とは①及び③の相違等により個数の設定は異なる。大飯は3, 4号炉合わせての個数である	
66	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-17	記載の適正化(下線部参照) (旧) 17-① 再掲 (新) 18-① 再掲	
67	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-18	記載の適正化(下線部参照) (旧) 17-① 17-② 17-② 再掲 (新) 18-① 18-② 18-② 再掲	
68	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-18	相違理由の記載修正(下線部参照) (本ページ2箇所あり) (旧) ①の相違 (新) 【女川】①の相違	
69	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-18	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【大飯】記載内容の相違(女川実績の反映) (新) 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
70	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-11	説明資料ページの修正(下線部参照) (5) その他の主要な事項 (v) 中央制御室 (旧) 【説明資料(2.2.1:p26 条-別添1-2-22) (2.2.2:p26 条-別添1-2-23)】 (新) 【説明資料(2.2.1:p26 条-別添1-23) (2.2.2:p26 条-別添1-24)】	
71	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-18	説明資料ページの修正(下線部参照) (5) その他の主要な事項 (v) 中央制御室 (旧) 【説明資料(2.2.1:p26 条-別添1-2-22) (2.2.2:p26 条-別添1-2-23)】 (新) 【説明資料(2.2.1:p26 条-別添1-23) (2.2.2:p26 条-別添1-24)】	
72	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-12	記載の適正化(下線部参照) (旧) 運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に、全面マスクの着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、 (新) 運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に、全面マスク等の着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、	
73	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-19	記載の適正化(下線部参照) (旧) 運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に、全面マスクの着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、 (新) 運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に、全面マスク等の着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、	
74	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-19	相違理由の記載追加 (追記) 【大飯】記載表現の相違 ・へ。(5)(V)の記載表現と整合(女川も同様)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
75	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 6. 0）	26条-12	記載の適正化（下線部参照） （旧） 泊3号炉 （iv）換気設備 通常運転時，運転時の異常な過渡変化時，設計基準事故時及び重大事故等時に発電所従業員に新鮮な空気を送るとともに，空気中の放射性物質の除去低減及び中央制御室外の火災により発生する有毒ガス等に対する隔離が可能な換気設備を設ける。 （新） （iv）換気設備 通常運転時，運転時の異常な過渡変化時，設計基準事故時及び重大事故等時に発電所従業員に新鮮な空気を送るとともに，空気中の放射性物質の除去低減が可能な換気設備を設ける。	
76	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-20	記載の適正化（下線部参照） （旧） 泊3号炉 （iv）換気設備 通常運転時，運転時の異常な過渡変化時，設計基準事故時及び重大事故等時に発電所従業員に新鮮な空気を送るとともに，空気中の放射性物質の除去低減及び中央制御室外の火災により発生する有毒ガス等に対する隔離が可能な換気設備を設ける。 （新） （iv）換気設備 通常運転時，運転時の異常な過渡変化時，設計基準事故時及び重大事故等時に発電所従業員に新鮮な空気を送るとともに，空気中の放射性物質の除去低減が可能な換気設備を設ける。	
77	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-20	相違理由の適正化（下線部参照） （旧） 【女川】章立ての相違 【大飯】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 ・泊は大飯同様，有毒ガス等に対する隔離を記載している。 （新） 【女川】章立ての相違 【大飯】記載内容の相違 （女川実績の反映） 【女川】記載表現の相違	
78	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-20	相違理由の適正化（下線部参照） （旧） ①の相違 （新） 【女川】①の相違	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
79	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.6.0）	26条-13	記載の適正化（下線部参照） （旧） 炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室空調装置は、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設ける。 （新） 炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室空調装置は、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、 <u>外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環運転とし、運転員を放射線被ばくから防護する設計とする。</u>	
80	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-20	記載の適正化（下線部参照） （旧） 炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室空調装置は、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設ける。 （新） 炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室空調装置は、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、 <u>外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環運転とし、運転員を放射線被ばくから防護する設計とする。</u>	
81	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-20～21	相違理由の適正化（下線部参照） （旧） 【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） （新） 【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） 【女川】大飯審査実績の反映 【大飯】女川審査実績の反映 ・前頁と同様に大飯の「内部被ばく」に対し泊は女川審査実績の反映として「放射線被ばく」と表現した。	
82	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.6.0）	26条-13	記載の適正化。（下線部参照） （旧） 中央制御室空調装置は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 （新） 中央制御室空調装置は、非常用交流電源設備に加えて、 <u>全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
83	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-21	記載の適正化。(下線部参照) (旧) 中央制御室空調装置は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 (新) 中央制御室空調装置は、非常用交流電源設備に加えて、 <u>全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計</u> とする。	
84	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-13	説明資料ページの修正(下線部参照) (旧) 【説明資料(2.5:p26条-別添1-40)】 (新) 【説明資料(2.5:p26条-別添1-41)】	
85	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-21	説明資料ページの修正(下線部参照) (旧) 【説明資料(2.5:p26条-別添1-40)】 (新) 【説明資料(2.5:p26条-別添1-41)】	
86	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-21	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【大飯】記載表現の相違 ・記載表現は女川実績を反映。 【女川】大飯審査実績の反映 (新) 【女川】記載方針の相違 (大飯実績の反映)	
87	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-13	記載の適正化。(下線部参照) (旧) 常設代替交流電源設備は、「ヌ.(2)(iv)代替電源設備」に記載する。 (新) 常設代替交流電源設備については、「ヌ.(2)(iv)代替電源設備」に記載する。	
88	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-21	記載の適正化。(下線部参照) (旧) 常設代替交流電源設備は、「ヌ.(2)(iv)代替電源設備」に記載する。 (新) 常設代替交流電源設備については、「ヌ.(2)(iv)代替電源設備」に記載する。	
89	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-21	相違理由の記載追加 (追記) 【大飯】記載表現の相違	
90	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-21	相違理由の記載追加 (追記) 【大飯】女川実績の反映	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
91	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-21	相違理由の記載追加(本ページ3箇所あり) (追記) 【女川】章立ての相違	
92	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-21	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【女川】系統構成の相違 ・泊も1台で必要な容量を満足する設備を2台設置しているが、いずれかを予備と位置付けているわけではない。 (新) 【女川】設計方針の相違 ・泊も1台で必要な容量を満足する設備を2台設置しているが、いずれかを予備と位置付けているわけではない。(大飯も同様。以降、中央制御室循環ファン及び中央制御室非常用循環ファンも同理由)	
93	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-21	相違理由の記載修正 (旧) ④の相違 (新) 【女川】④の相違	
94	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-21	相違理由の適正化(下線部参照) (旧) 【女川】系統構成の相違 ・泊も1台で必要な容量を満足する設備を2台設置しているが、いずれかを予備と位置付けているわけではない。 (新) 【女川】設計方針の相違	
95	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-21	相違理由の適正化(下線部参照) (旧) 【女川】個別設計の相違 (新) 【女川】設備の相違	
96	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-21	記載の適正化(下線部参照) (旧) 21-① 再掲 (新) 22-① 再掲	
97	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-22	相違理由の適正化(下線部参照) (旧) 【女川】個別仕様の相違 (新) 【女川】設備の相違	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
98	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-14	泊仕様を踏まえ、以下のとおり記載を適正化。(下線部参照) 中央制御室非常用循環フィルタユニット よう素除去効率 (旧) 95%以上(相対湿度95%以下において) (新) 95%以上(相対湿度95%において)	
99	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-22	泊仕様を踏まえ、以下のとおり記載を適正化。(下線部参照) 中央制御室非常用循環フィルタユニット よう素除去効率 (旧) 95%以上(相対湿度95%以下において) (新) 95%以上(相対湿度95%において)	
100	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-14	記載の適正化(下線部参照) (旧) 中央制御室給気ユニット (「中央制御室」及び「換気設備」と兼用) 型式 粗フィルタ及び冷水冷却コイル内蔵型 基数 2 容量 約500 m3/min(1基当たり) (新) 中央制御室給気ユニット (「へ. (5)(v)中央制御室」及び「ち. (1)(iv)換気設備」と兼用) 型式 粗フィルタ及び冷水冷却コイル内蔵型 基数 2 容量 約500 m3/min(1基当たり)	
101	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-22	記載の適正化(下線部参照) (旧) 中央制御室給気ユニット (「中央制御室」及び「換気設備」と兼用) 型式 粗フィルタ及び冷水冷却コイル内蔵型 基数 2 容量 約500 m3/min(1基当たり) (新) 中央制御室給気ユニット (「へ. (5)(v)中央制御室」及び「ち. (1)(iv)換気設備」と兼用) 型式 粗フィルタ及び冷水冷却コイル内蔵型 基数 2 容量 約500 m3/min(1基当たり)	
102	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-22	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) ⑤の相違 (新) 【女川】⑤の相違	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
103	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-22	相違理由の追加 (追記) 【大飯】記載表現の相違	
104	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-22	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) ①の相違 (新) 【女川】①の相違	
105	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-22	記載の適正化(下線部参照) (旧) 21-① (新) 22-①	
106	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-15	記載の適正化。(下線部参照) (旧) 第二十六条 原子炉制御室等 (新) _原子炉制御室等_	
107	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-24	記載の適正化。(下線部参照) (旧) 第二十六条 原子炉制御室等 (新) _原子炉制御室等_	
108	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-15	記載の適正化。(下線部参照) (旧) 1 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉制御室(安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。)を設 けなければならない。 (新) 第二十六条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉制御室(安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。)を設 けなければならない。	
109	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-23	記載の適正化。(下線部参照) (旧) 1 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉制御室(安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。)を設 けなければならない。 (新) 第二十六条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉制御室(安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。)を設 けなければならない。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
110	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-24	相違理由の記載追加(下線部参照) (旧) 記載なし (新) 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)	
111	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-25	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【女川】記載表現の相違 (新) 【女川】用語の相違	
112	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-16	記載の適正化。(下線部参照) (旧) 第1項第2号について 発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のあると想定される自然現象等に加え、昼夜にわたり発電所構内の状況(海側, 山側)を、屋外に暗視機能等を持った監視カメラを遠隔操作することにより中央制御室にて把握することができる設計とする。 (新) 第1項第2号について 発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性があるとして想定される自然現象等に加え、昼夜にわたり発電所構内の状況(海側, 山側)を、屋外に暗視機能等を持った監視カメラを遠隔操作することにより中央制御室にて把握することができる設計とする。	
113	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-25	記載の適正化。(下線部参照) (旧) 第1項第2号について 発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のあると想定される自然現象等に加え、昼夜にわたり発電所構内の状況(海側, 山側)を、屋外に暗視機能等を持った監視カメラを遠隔操作することにより中央制御室にて把握することができる設計とする。 (新) 第1項第2号について 発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性があるとして想定される自然現象等に加え、昼夜にわたり発電所構内の状況(海側, 山側)を、屋外に暗視機能等を持った監視カメラを遠隔操作することにより中央制御室にて把握することができる設計とする。	
114	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-25	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) (新) 【女川】記載表現の相違 (大飯実績の反映)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
115	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-r.6.0)	26-25	相違理由の適正化(下線部参照) (旧) 【女川】名称の相違 (新) 【女川】用語の相違	
116	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26-r.6.0)	26条-16	説明資料のページ数の適正化(下線部参照) (旧) 【説明資料(2.1.1:p26条-別添1-2-1)(2.1.2:p26条-別添1-2-5)(2.1.3:p26条-別添1-2-9)(2.1.4:p26条-別添1-2-10)(2.1.5:p26条-別添1-2-11)】 (新) 【説明資料(2.1.1:p26条-別添1-10)(2.1.2:p26条-別添1-14)(2.1.3:p26条-別添1-19)(2.1.4:p26条-別添1-20)(2.1.5:p26条-別添1-22)】	
117	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-r.6.0)	26-25	説明資料のページ数の適正化(下線部参照) (旧) 【説明資料(2.1.1:p26条-別添1-2-1)(2.1.2:p26条-別添1-2-5)(2.1.3:p26条-別添1-2-9)(2.1.4:p26条-別添1-2-10)(2.1.5:p26条-別添1-2-11)】 (新) 【説明資料(2.1.1:p26条-別添1-10)(2.1.2:p26条-別添1-14)(2.1.3:p26条-別添1-19)(2.1.4:p26条-別添1-20)(2.1.5:p26条-別添1-22)】	
118	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26-r.6.0)	26条-16	記載の適正化(下線部参照) (旧) 中央制御室外原子炉停止装置は、原子炉の高温停止時に操作頻度が高い機器及び原子炉トリップ後短時間に操作が必要とされる機器の操作並びに必要な最小限のパラメータの監視を行うことができる設計とする。 (新) 中央制御室外原子炉停止装置は、発電用原子炉の高温停止時に操作頻度が高い機器及び原子炉トリップ後短時間に操作が必要とされる機器の操作並びに必要な最小限のパラメータの監視を行うことができる設計とする。	
119	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-r.6.0)	26-26	記載の適正化(下線部参照) (旧) 中央制御室外原子炉停止装置は、原子炉の高温停止時に操作頻度が高い機器及び原子炉トリップ後短時間に操作が必要とされる機器の操作並びに必要な最小限のパラメータの監視を行うことができる設計とする。 (新) 中央制御室外原子炉停止装置は、発電用原子炉の高温停止時に操作頻度が高い機器及び原子炉トリップ後短時間に操作が必要とされる機器の操作並びに必要な最小限のパラメータの監視を行うことができる設計とする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
120	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-28	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【大飯】記載内容の相違 ・女川・泊は同様の方針を(3)に記載 (新) 【大飯】記載内容の相違 ・女川及び泊は同様の方針を(3)に記載	
121	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-18	説明資料のページ数の適正化(下線部参照) (旧) 【説明資料(2.2.1:p26 条-別添1-2-22) (2.2.2:p26 条-別添1-2-23)】 (新) 【説明資料(2.2.1:p26 条-別添1-23) (2.2.2:p26 条-別添1-24)】	
122	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-28	説明資料のページ数の適正化(下線部参照) (旧) 【説明資料(2.2.1:p26 条-別添1-2-22) (2.2.2:p26 条-別添1-2-23)】 (新) 【説明資料(2.2.1:p26 条-別添1-23) (2.2.2:p26 条-別添1-24)】	
123	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-30	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【大飯, 女川】 既許可の相違 ・本項は制御室の概要を示すもので、「中央制御室を設ける」と「中央制御盤等を設置する」ことを記載している大飯と泊の記載が充実している。大飯と泊の情報量は同等であるため、泊の記載表現を採用する。 (新) 【女川, 大飯】既許可の相違 ・本項は制御室の概要を示すもので、「中央制御室を設ける」と「中央制御盤等を設置する」ことを記載している大飯と泊の記載が充実している。大飯と泊の情報量は同等であるため、泊の記載表現を採用する。	
124	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-30	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【大飯】 記載内容の相違 ・女川実績の反映 (新) 【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
125	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-30	相違理由の記載修正（下線部参照） （旧） 【女川】 名称の相違 ・スクラム⇔トリップ （新） 【女川】用語の相違	
126	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 6. 0）	26条-19	記載の適正化（下線部参照） （旧） （1）中央制御室 中央制御室では、原子炉及び主要な関連設備の運転状況、主要パラメータの集中的な監視及び制御並びに安全性を確保するための急速な手動操作を中央制御盤の主盤にて行うことができる設計とする。 （新） （1）中央制御室 中央制御室では、発電用原子炉及び主要な関連設備の運転状況、主要パラメータの集中的な監視及び制御並びに安全性を確保するための急速な手動操作を中央制御盤の主盤にて行うことができる設計とする。	
127	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-30	記載の適正化（下線部参照） （旧） （1）中央制御室 中央制御室では、原子炉及び主要な関連設備の運転状況、主要パラメータの集中的な監視及び制御並びに安全性を確保するための急速な手動操作を中央制御盤の主盤にて行うことができる設計とする。 （新） （1）中央制御室 中央制御室では、発電用原子炉及び主要な関連設備の運転状況、主要パラメータの集中的な監視及び制御並びに安全性を確保するための急速な手動操作を中央制御盤の主盤にて行うことができる設計とする。	
128	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-30	相違理由の記載修正（下線部参照） （旧） 【大飯，女川】 既許可の相違 ・「集中的な監視及び制御」の記載は大飯，女川，泊とも同等。「運転状況」，「安全性を確保するための急速な手動操作」を記載している泊の記載を採用する。 （新） 【女川，大飯】既許可の相違 ・「集中的な監視及び制御」の記載は大飯，女川及び泊とも同等。「運転状況」，「安全性を確保するための急速な手動操作」を記載している泊の記載を採用する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
129	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-19	記載の適正化(下線部参照) (旧) なお、運転指令卓及び大型表示盤は運転員による原子炉及び主要な関連設備の状況の把握が容易となるよう支援することが可能な設計とする。 (新) なお、運転指令卓及び大型表示盤は運転員による発電用原子炉及び主要な関連設備の状況の把握が容易となるよう支援することが可能な設計とする。	
130	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-30	記載の適正化(下線部参照) (旧) なお、運転指令卓及び大型表示盤は運転員による原子炉及び主要な関連設備の状況の把握が容易となるよう支援することが可能な設計とする。 (新) なお、運転指令卓及び大型表示盤は運転員による発電用原子炉及び主要な関連設備の状況の把握が容易となるよう支援することが可能な設計とする。	
131	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-30	相違理由の適正化(下線部参照) (旧) 【大飯, 女川】 既許可の相違 ・泊のみの記載。 (新) 【女川, 大飯】既許可の相違 ・泊のみの記載。	
132	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-30	記載の適正化(下線部参照) (旧) 28-① (新) 30-①	
133	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-31	相違理由の記載追加(下線部参照) (旧) 記載なし (新) 【女川, 大飯】既許可の相違	
134	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-31	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【女川】 名称の相違 ・制御盤⇔中央制御盤 (新) 【女川】設備名称等の相違	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
135	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-31	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【女川】 記載充実(大飯参照) ・泊の「操作器具」はタッチディスプレイ本体及びハードウェアの操作器を指す。 (高浜1 / 2号炉及び美浜3号炉参照) (新) 【女川】 記載充実 (大飯参照) ・泊の「操作器具」はタッチディスプレイ本体及びハードウェアの操作器を指す。 (高浜1, 2号炉及び美浜3号炉参照)	
136	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-31	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【大飯】 記載表現の相違 ・女川実績の反映 (新) 【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映)	
137	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-31	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【大飯, 女川】 既許可の相違 ・泊のみの記載 (新) 【女川, 大飯】 既許可の相違 ・泊のみの記載	
138	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-19	記載の適正化。(下線部参照) (旧) また、中央制御室にて同時にもたらされる環境条件(地震、内部火災、内部溢水、外部電源喪失、ばい煙、有毒ガス、降下火砕物及び凍結)を想定しても安全施設を容易に操作することが可能なように設計する。 (新) また、中央制御室にて同時にもたらされる環境条件(地震、内部火災、内部溢水、外部電源喪失並びにばい煙、有毒ガス、降下火砕物による操作雰囲気 の悪化及び凍結)を想定しても安全施設を容易に操作することができる設計とする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
139	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-31	記載の適正化。(下線部参照) (旧) また、中央制御室にて同時にもたらされる環境条件(地震、内部火災、内部溢水、外部電源喪失、ばい煙、有毒ガス、降下火砕物及び凍結)を想定しても安全施設を容易に操作することが可能なように設計する。 (新) また、中央制御室にて同時にもたらされる環境条件(地震、内部火災、内部溢水、外部電源喪失並びにばい煙、有毒ガス、降下火砕物による操作雰囲気 の悪化及び凍結)を想定しても安全施設を容易に操作することができる設計とする。	
140	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-31	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【大飯】 記載表現の相違 ・女川実績の反映 (新) 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)	
141	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-31	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【大飯】 記載内容の相違 ・女川実績反映：凍結 (新) 【大飯】記載内容の相違 (女川実績反映)	
142	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-19	記載の適正化。(下線部参照) (旧) (4) 原子炉の停止状態及び炉心の冷却状態の監視 原子炉の停止状態は、中性子源領域中性子束、原子炉トリップ遮断器の状態、制御棒クラスタ位置、1次冷却材のサンプリングによるほう素濃度の測定により、また、炉心の冷却状態については、加圧器水位、1次冷却材圧力・温度、サブクール度によりそれぞれ2種類以上のパラメータで監視又は推定できる設計とする。 (新) (4) 発電用原子炉の停止状態及び炉心の冷却状態の監視 発電用原子炉の停止状態は、中性子源領域中性子束、原子炉トリップ遮断器の状態、制御棒クラスタ位置、1次冷却材のサンプリングによるほう素濃度の測定により、また、炉心の冷却状態については、加圧器水位、1次冷却材圧力・温度、サブクール度によりそれぞれ2種類以上のパラメータで監視又は推定できる設計とする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
143	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-32	記載の適正化。(下線部参照) (旧) (4) 原子炉の停止状態及び炉心の冷却状態の監視 原子炉の停止状態は、中性子源領域中性子束、原子炉トリップ遮断器の状態、制御棒クラスタ位置、1次冷却材のサンプリングによるほう素濃度の測定により、また、炉心の冷却状態については、加圧器水位、1次冷却材圧力・温度、サブクール度によりそれぞれ2種類以上のパラメータで監視又は推定できる設計とする。 (新) (4) 発電用原子炉の停止状態及び炉心の冷却状態の監視 発電用原子炉の停止状態は、中性子源領域中性子束、原子炉トリップ遮断器の状態、制御棒クラスタ位置、1次冷却材のサンプリングによるほう素濃度の測定により、また、炉心の冷却状態については、加圧器水位、1次冷却材圧力・温度、サブクール度によりそれぞれ2種類以上のパラメータで監視又は推定できる設計とする。	
144	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-32	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【女川】記載表現の相違 (新) 【女川】用語の相違	
145	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-32	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【女川】記載の充実 大飯3/4号炉「6.10.1.2.2 設計方針」(比較表P26-39)にて記載している中央制御室外原子炉停止盤の設計方針を踏まえた泊3号炉の設計方針の充実化。 (新) 【女川】記載充実 ・大飯3、4号炉「6.10.1.2.2 設計方針」にて記載している中央制御室外原子炉停止盤の設計方針を踏まえた泊3号炉の設計方針の充実化。	
146	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-20	設備名称の適正化(11条(安全避難通路等)で使用している名称と整合を図った。)(下線部参照) (旧) 現場操作を必要とするものについては、非常用照明設備及び通信連絡設備を設ける。 (新) 現場操作を必要とするものについては、作業用照明及び通信連絡設備を設ける。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
147	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-32	設備名称の適正化(11条(安全避難通路等)で使用している名称と整合を図った。)(下線部参照) (旧) 現場操作を必要とするものについては、非常用照明設備及び通信連絡設備を設ける。 (新) 現場操作を必要とするものについては、作業用照明及び通信連絡設備を設ける。	
148	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-32	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 記載なし (新) 【大飯】設備名称の相違	
149	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-32	記載の適正化(下線部参照) (旧) 30-① (新) 32-① (旧) 41-① (新) 43-①	
150	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-33	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【大飯】記載表現の相違 (新) 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)	
151	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-33	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【女川】記載表現の相違 (新) 【女川】記載表現の相違 (大飯実績の反映)	
152	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-20	(8)の説明資料のページ数の適正化(下線部参照) (旧) 【説明資料(2.2.1:p26 条-別添1-2-22)】 (新) 【説明資料(2.1.1:p26 条-別添1-10)(2.1.2:p26 条-別添1-14) (2.1.3:p26 条-別添1-19)(2.1.4:p26 条-別添1-20)(2.1.5:p26 条-別添1-22)】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
153	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-33	（8）の説明資料のページ数の適正化（下線部参照） （旧） 【説明資料（2.2.1：p26 条-別添1-2-22）】 （新） 【説明資料（2.1.1：p26 条-別添1-10）（2.1.2：p26 条-別添1-14） （2.1.3：p26 条-別添1-19）（2.1.4：p26 条-別添1-20）（2.1.5：p26 条-別添1-22）】	
154	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.6.0）	26条-20	（9）の説明資料のページ数の適正化（下線部参照） （旧） 【説明資料（2.1.1：p26 条-別添1-10）（2.1.2：p26 条-別添1-14） （2.1.3：p26 条-別添1-18）（2.1.4：p26 条-別添1-19）（2.1.5：p26 条-別添1-21）】 （新） 【説明資料（2.2.1：p26 条-別添1-23）（2.2.2：p26 条-別添1-24）】	
155	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-33	（9）の説明資料のページ数の適正化（下線部参照） （旧） 【説明資料（2.1.1：p26 条-別添1-10）（2.1.2：p26 条-別添1-14） （2.1.3：p26 条-別添1-18）（2.1.4：p26 条-別添1-19）（2.1.5：p26 条-別添1-21）】 （新） 【説明資料（2.2.1：p26 条-別添1-23）（2.2.2：p26 条-別添1-24）】	
156	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.6.0）	26条-20～21	記載の適正化（下線部参照） （旧） 6.10.1.4 主要設備 （1）中央制御盤 中央制御盤は、発電用原子炉及び主要な関連設備の計測制御装置による運転監視操作機能を設けた主盤、発電用原子炉及び主要な関連設備の状況の把握が容易となるよう支援するために設けた運転指令卓及び大型表示盤で構成する。主盤は、原子炉及び主要な関連設備の通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に必要な盤面器具及び盤面表示（指示計、記録計、操作器、警報表示）を運転員の操作性及び人間工学的観点から考慮して配置する。 （新） 6.10.1.4 主要設備 （1）中央制御盤 中央制御盤は、発電用原子炉及び主要な関連設備の計測制御装置による運転監視操作機能を設けた主盤、発電用原子炉及び主要な関連設備の状況の把握が容易となるよう支援するために設けた運転指令卓及び大型表示盤で構成する。主盤は、発電用原子炉及び主要な関連設備の通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に必要な盤面器具及び盤面表示（指示計、記録計、操作器、警報表示）を運転員の操作性及び人間工学的観点から考慮して配置する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
157	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-33~34	記載の適正化(下線部参照) (旧) 6. 10. 1. 4 主要設備 (1) 中央制御盤 中央制御盤は、発電用原子炉及び主要な関連設備の計測制御装置による運転監視操作機能を設けた主盤、発電用原子炉及び主要な関連設備の状況の把握が容易となるよう支援するために設けた運転指令卓及び大型表示盤で構成する。主盤は、原子炉及び主要な関連設備の通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に必要な盤面器具及び盤面表示(指示計、記録計、操作器、警報表示)を運転員の操作性及び人間工学的観点を考慮して配置する。 (新) 6. 10. 1. 4 主要設備 (1) 中央制御盤 中央制御盤は、発電用原子炉及び主要な関連設備の計測制御装置による運転監視操作機能を設けた主盤、発電用原子炉及び主要な関連設備の状況の把握が容易となるよう支援するために設けた運転指令卓及び大型表示盤で構成する。主盤は、発電用原子炉及び主要な関連設備の通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に必要な盤面器具及び盤面表示(指示計、記録計、操作器、警報表示)を運転員の操作性及び人間工学的観点を考慮して配置する。	
158	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-33	相違理由の適正化(下線部参照) (旧) 【女川】記載内容の相違 <u>(大飯と同様)</u> (新) 【女川】記載内容の相違 <u>(大飯実績の反映)</u>	
159	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-34	相違理由の適正化(下線部参照) (旧) 【大飯】 設備の相違 ・泊の「盤面器具」はタッチディスプレイ本体及びハードウェアの操作器・指示計等を指す。 ・泊の「盤面表示」はソフトウェアの操作器・指示計等を指す。 (高浜1、2号炉及び美浜3号炉参照) (新) 【大飯】設備の相違 ・泊の「盤面器具」はタッチディスプレイ本体及びハードウェアの操作器・指示計等を指す。 ・泊の「盤面表示」はソフトウェアの操作器・指示計等を指す。 (高浜1、2号炉及び美浜3号炉参照)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
160	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-34	相違理由の適正化(下線部参照) (旧) <u>【大飯, 女川】</u> 既許可の相違 (新) <u>【女川, 大飯】</u> 既許可の相違	
161	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-34	相違理由の適正化(下線部参照) (旧) <u>【女川】</u> 記載内容の相違(大飯と同様) (新) <u>【女川】</u> 記載充実 (大飯実績の反映)	
162	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-34	相違理由の追記 (追記) <u>【大飯】</u> 記載表現の相違 (女川実績の反映)	
163	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-22	泊発電所3号炉の記載修正(下線部参照) (旧) 中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に出入りするための区域は、運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室遮へいを透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回るように遮蔽を設ける。 (新) 中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室遮へいを透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回るように遮蔽を設ける。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
164	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-36	<p>泊発電所3号炉の記載修正(下線部参照)</p> <p>(旧) 中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に出入りするための区域は、運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室遮へいを透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回るように遮蔽を設ける。</p> <p>(新) 中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室遮へいを透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回るように遮蔽を設ける。</p>	
165	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-22	<p>泊発電所3号炉の記載修正(下線部参照)</p> <p>(旧) 発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のあると想定される自然現象等や発電所構内の状況を把握するため遠隔操作、暗視機能等を持った監視カメラを設置し、中央制御室で監視できる設計とする。</p> <p>(新) 発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性があるとして想定される自然現象等や発電所構内の状況を把握するため遠隔操作、暗視機能等を持った監視カメラを設置し、中央制御室で監視できる設計とする。</p>	
166	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-36	<p>泊発電所3号炉の記載修正(下線部参照)</p> <p>(旧) 発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のあると想定される自然現象等や発電所構内の状況を把握するため遠隔操作、暗視機能等を持った監視カメラを設置し、中央制御室で監視できる設計とする。</p> <p>(新) 発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性があるとして想定される自然現象等や発電所構内の状況を把握するため遠隔操作、暗視機能等を持った監視カメラを設置し、中央制御室で監視できる設計とする。</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
167	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-36	相違理由の追加 (追記) 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映) 【女川】記載表現の相違 (大飯実績の反映)	
168	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-22	説明資料のページ数の適正化(下線部参照) (旧) 【説明資料(2.2.1:p26条-別添1-2-22)(2.2.2:p26条-別添1-2-23)】 【説明資料(2.1.1:p26条-別添1-10)(2.1.2:p26条-別添1-14) (2.1.3:p26条-別添1-18)(2.1.4:p26条-別添1-19)(2.1.5:p26条-別添1-21)】 (新) 【説明資料(2.2.1:p26条-別添1-23)(2.2.2:p26条-別添1-24)】 【説明資料(2.1.1:p26条-別添1-10)(2.1.2:p26条-別添1-14) (2.1.3:p26条-別添1-19)(2.1.4:p26条-別添1-20)(2.1.5:p26条-別添1-22)】	
169	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-36	説明資料のページ数の適正化(下線部参照) (旧) 【説明資料(2.2.1:p26条-別添1-2-22)(2.2.2:p26条-別添1-2-23)】 【説明資料(2.1.1:p26条-別添1-10)(2.1.2:p26条-別添1-14) (2.1.3:p26条-別添1-18)(2.1.4:p26条-別添1-19)(2.1.5:p26条-別添1-21)】 (新) 【説明資料(2.2.1:p26条-別添1-23)(2.2.2:p26条-別添1-24)】 【説明資料(2.1.1:p26条-別添1-10)(2.1.2:p26条-別添1-14) (2.1.3:p26条-別添1-19)(2.1.4:p26条-別添1-20)(2.1.5:p26条-別添1-22)】	
170	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-36~37	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映。大飯は外部火災とバックフィットの有毒ガスを分けて記載している。) (新) 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映) 【大飯】記載内容の相違 (女川実績反映):凍結 【大飯】記載表現の相違 ・大飯は環境条件にバックフィットの有毒ガスを追記している。ただし大飯、女川とも審査実績としてDB10条の適合性は変更しておらず、泊も同様に10条適合性に変更はない。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
171	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-37	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【大飯】記載表現の相違 (新) 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)	
172	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-37	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【女川】設備名称の相違 (新) 【女川】名称の相違 ・制御盤、主制御盤⇔中央制御盤、主盤 ・制御建屋⇒原子炉補助建屋	
173	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-37	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【女川】 運用の相違 ・消火器の種類 (新) 【女川】運用の相違 ・消火器の種類(粉末消火器を記載しているのは柏崎刈羽6, 7号炉, 東海第二, 島根2号炉と同様。)	
174	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-37	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【女川】 記載表現の相違 ・泊は「適合のための設計方針 10条第2項について」と整合。 (新) 【女川】記載表現の相違 ・泊は10条まとめ資料「適合のための設計方針 10条第2項について」と整合。	
175	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-38	相違理由の適正化。(下線部参照) (旧) 【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】記載表現の相違 【女川】設備名称の相違 (新) 【大飯】記載内容の相違 (女川実績反映: 床下ケーブル) 【女川】記載表現の相違 【女川】名称の相違 ・局所ガス消火設備⇔イナートガス消火設備	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
176	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-38	<p>相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【女川】記載内容の相違 (大飯と同様) 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映) 【大飯】設備の相違① ・盤内火災の対応の相違 (新) 【女川】記載充実 (大飯実績の反映) 【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映 【大飯】設備の相違 泊は中央制御盤の形状・配置構成の違いにより、盤内火災を感知した場合も運転員による早期消火が可能である。(煙感知器の採用及び消火方針は高浜1, 2号炉及び美浜3号炉と同様)</p>	
177	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-38	<p>相違理由の修正(下線部参照) (旧) 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映) 【女川】設備名称の相違 【女川】記載表現の相違 ・泊は「適合のための設計方針10条第2項について」と整合 (新) 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映) 【女川】運用の相違 ・消火器の種類(粉末消火器を記載しているのは柏崎刈羽6, 7号炉, 東海第二, 島根2号炉と同様。) 【女川】記載表現の相違 ・泊は10条まとめ資料「適合のための設計方針10条第2項について」と整合</p>	
178	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-38	<p>相違理由の適正化(下線部参照) (旧) 【女川】設備名称の相違 (新) 【女川】名称の相違 ・非常用ディーゼル発電機⇔ディーゼル発電機</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
179	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-38	相違理由の修正(下線部参照) (旧) 【大飯】記載表現の相違 【大飯】設備名称の相違 (新) 【大飯】名称の相違 ・交流動力電源設備⇔代替非常用発電機 ・蓄電池内蔵の照明設備⇔無停電運転保安灯	
180	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-39	記載の適正化(下線部参照) (旧) 外部火災により発生するばい煙, 有毒ガス及び降下火砕物による中央制御室内の操作雰囲気悪化に対しては, 中央制御室空調装置の外気取入ダンパを閉止し, 閉回路循環運転とすることで外気を遮断することから運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。 (新) 外部火災により発生する燃焼ガス, ばい煙, 有毒ガス及び降下火砕物による中央制御室内の操作雰囲気悪化に対しては, 中央制御室空調装置の外気取入ダンパを閉止し, 閉回路循環運転とすることで外気を遮断することから運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。	
181	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-39	相違理由の修正(下線部参照) (旧) 【女川】記載表現の相違 ・泊は「適合のための設計方針 10 条第 2 項について」と整合。 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映) (新) 【女川】記載表現の相違 ・泊は10条まとめ資料「適合のための設計方針 10条第 2 項について」と整合。 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)	
182	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-39	相違理由の修正(下線部参照) (旧) 【大飯】記載内容の相違 【女川】設備名称の相違 (新) 【大飯】記載内容の相違 ・女川実績反映:凍結 【女川】名称の相違	
183	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-40	相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映) (新) 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
184	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 6. 0）	26条-24	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される自然現象等に「地滑り」の記載が漏れていたため追記した（下線部参照） （旧） a. 監視カメラ 想定される自然現象等（地震、津波、風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、飛来物（航空機落下）、近隣工場等の火災及び船舶の衝突）の影響について、昼夜にわたり発電所構内の状況（海側、山側）を把握することができる暗視機能等を持った監視カメラを設置する。 （新） a. 監視カメラ 想定される自然現象等（地震、津波、風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、飛来物（航空機落下）、近隣工場等の火災及び船舶の衝突）の影響について、昼夜にわたり発電所構内の状況（海側、山側）を把握することができる暗視機能等を持った監視カメラを設置する。 ・上記記載追加による相違理由として以下を記載 【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため記載を追記（監視対象とする自然現象の抽出の考え方は大飯、女川と同様） 	
185	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-40	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される自然現象等に「地滑り」の記載が漏れていたため追記した（下線部参照） （旧） a. 監視カメラ 想定される自然現象等（地震、津波、風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、飛来物（航空機落下）、近隣工場等の火災及び船舶の衝突）の影響について、昼夜にわたり発電所構内の状況（海側、山側）を把握することができる暗視機能等を持った監視カメラを設置する。 （新） a. 監視カメラ 想定される自然現象等（地震、津波、風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、飛来物（航空機落下）、近隣工場等の火災及び船舶の衝突）の影響について、昼夜にわたり発電所構内の状況（海側、山側）を把握することができる暗視機能等を持った監視カメラを設置する。 ・上記記載追加による相違理由として以下を記載 【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため記載を追記（監視対象とする自然現象の抽出の考え方は大飯、女川と同様） 	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
186	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-40	相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) ・泊は津波監視設備として取水ピット水位計に加えて、潮位計を設置する設計としている。 (新) ・泊は津波監視設備として取水ピット水位計に加えて、潮位計を設置する設計としている。(取水ピット水位計と潮位計の両方を設置しているのは東海第二と同様)	
187	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-24	a. 監視カメラ 説明資料の該当ページを追加した。 (追記) 説明資料 (2.1.4 : p26 条-別添1-20)	
188	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-40	a. 監視カメラ 説明資料の該当ページを追加した。 (追記) 説明資料 (2.1.4 : p26 条-別添1-20)	
189	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-25	記載を適正化した。(下線部参照) b. 気象観測設備等の設置(下線部参照) (旧) 説明資料 (2.1.2 : p26 条-別添1-14) (新) 説明資料 (2.1.1 : p26 条-別添1-10)	
190	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-40	記載を適正化した。(下線部参照) b. 気象観測設備等の設置(下線部参照) (旧) 説明資料 (2.1.2 : p26 条-別添1-14) (新) 説明資料 (2.1.1 : p26 条-別添1-10)	
191	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-41	記載の適正化。(下線部参照) (旧) 39-① 39-② (新) 41-① 41-②	
192	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-41	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【大飯】文書構成の相違 P.26-41で比較する。 (新) 【大飯】文書構成の相違 ・再掲先で比較	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
193	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-41~42	相違理由の適正化(下線部参照) (旧) 【女川】設計の相違 ・泊3号炉は総合デジタルのため、a~kに該当する設備は中央制御室内にはない。 なお、a~kに該当する当該機能は(1)中央制御盤に集約されている。 (新) 【女川】設計の相違 ・泊3号炉の中央制御室には、運転操作に必要な設備を配置し、制御装置は中央制御室とは別の計装盤室に設置する設計としていることから、a~kに該当する設備は中央制御室内にはない。 なお、a~kに該当する監視・操作機能は(1)中央制御盤に集約されている。(女海3/4号炉と同様の配置設計)	
194	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-42	相違理由の適正化(下線部参照) (旧) 【女川】設計の相違 ・泊3号炉は総合デジタルのため、運転監視補助装置としてメンテナンス用のデータ管理コンソールと中央制御盤のデータを印字出力するプリンタを設置している。 (新) 【女川】設計の相違 ・泊3号炉は総合デジタルのため、運転監視補助装置としてメンテナンス用のデータ管理コンソールと中央制御盤のデータを印字出力するプリンタを設置している。(先行PWRと同様の設備構成)	
195	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-25	記載を適正化した。(下線部参照) (旧)c. 気象観測関係(1号、2号炉及び3号炉共用、既設) (新)c. 気象観測関係(1号、2号及び3号炉共用、既設)	
196	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-42	記載を適正化した。(下線部参照) (旧)c. 気象観測関係(1号、2号炉及び3号炉共用、既設) (新)c. 気象観測関係(1号、2号及び3号炉共用、既設)	
197	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-42~43	日射計、放射収支計を記載していない相違理由を追加した。 (追記) ・泊は日射量、放射収支量のパラメータは気象観測設備の監視端末(モニター)にて監視する設計としている。 なお、泊では保安規定で定める記録として保存する風向、風速、雨雪量及び気温を監視記録計に取込んでいる。	
198	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-43	相違理由の追加 (追記) 【大飯】設備名称の相違	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
199	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 6. 0）	26条-26	記載の適正化（下線部参照） （旧） a. 中央制御室外原子炉停止盤 中央制御室外原子炉停止盤は、中央制御室から十分離れた場所に設置し、中央制御室で操作が困難な場合に、トリップ後の発電用原子炉を高温停止状態に安全に維持でき、さらに、適切な手順を用いて容易に低温停止状態に導くためのものである。 原子炉を高温停止状態に維持し、必要に応じて低温停止状態に導くため、余熱除去、1次冷却材の温度制御、圧力制御、体積制御、ほう酸補給等が必要となるが、それらに必要な機器のうち原子炉の高温停止時に、操作頻度が高いか、操作が時間的に急を要する機器の操作は、中央制御室外の適切な場所に設けた中央制御室外原子炉停止盤から、中央制御室での操作に優先して行えるようにするとともに、必要最小限のパラメータの監視も行えるようにする。 （新） a. 中央制御室外原子炉停止盤 中央制御室外原子炉停止盤は、中央制御室から十分離れた場所に設置し、中央制御室で操作が困難な場合に、トリップ後の発電用原子炉を高温停止状態に安全に維持でき、さらに、適切な手順を用いて容易に低温停止状態に導くためのものである。 発電用原子炉を高温停止状態に維持し、必要に応じて低温停止状態に導くため、余熱除去、1次冷却材の温度制御、圧力制御、体積制御、ほう酸補給等が必要となるが、それらに必要な機器のうち発電用原子炉の高温停止時に、操作頻度が高いか、操作が時間的に急を要する機器の操作は、中央制御室外の適切な場所に設けた中央制御室外原子炉停止盤から、中央制御室での操作に優先して行えるようにするとともに、必要最小限のパラメータの監視も行えるようにする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
200	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-43	<p>記載の適正化（下線部参照）</p> <p>（旧）</p> <p>a. 中央制御室外原子炉停止盤 中央制御室外原子炉停止盤は、中央制御室から十分離れた場所に設置し、中央制御室で操作が困難な場合に、トリップ後の発電用原子炉を高温停止状態に安全に維持でき、さらに、適切な手順を用いて容易に低温停止状態に導くためのものである。</p> <p>原子炉を高温停止状態に維持し、必要に応じて低温停止状態に導くため、余熱除去、1次冷却材の温度制御、圧力制御、体積制御、ほう酸補給等が必要となるが、それらに必要な機器のうち原子炉の高温停止時に、操作頻度が高いか、操作が時間的に急を要する機器の操作は、中央制御室外の適切な場所に設けた中央制御室外原子炉停止盤から、中央制御室での操作に優先して行えるようにするとともに、必要最小限のパラメータの監視も行えるようにする。</p> <p>（新）</p> <p>a. 中央制御室外原子炉停止盤 中央制御室外原子炉停止盤は、中央制御室から十分離れた場所に設置し、中央制御室で操作が困難な場合に、トリップ後の発電用原子炉を高温停止状態に安全に維持でき、さらに、適切な手順を用いて容易に低温停止状態に導くためのものである。</p> <p>発電用原子炉を高温停止状態に維持し、必要に応じて低温停止状態に導くため、余熱除去、1次冷却材の温度制御、圧力制御、体積制御、ほう酸補給等が必要となるが、それらに必要な機器のうち発電用原子炉の高温停止時に、操作頻度が高いか、操作が時間的に急を要する機器の操作は、中央制御室外の適切な場所に設けた中央制御室外原子炉停止盤から、中央制御室での操作に優先して行えるようにするとともに、必要最小限のパラメータの監視も行えるようにする。</p>	
201	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-43	<p>相違理由の記載修正（下線部参照）</p> <p>（旧）</p> <p>【女川】記載の充実（大飯参照）</p> <p>（新）</p> <p>【女川】記載の充実（大飯実績の反映）</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
202	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-43	記載の適正化(下線部参照) (旧) 41-① (新) 43-① (旧) 28-① 再掲 (新) 30-① 再掲 (旧) 30-① 再掲 (新) 32-① 再掲	
203	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-26	記載の適正化(下線部参照) (旧) また、その他必要な機器の操作は現場にて行えるようにし、必要があれば適切な手順を用いて原子炉を低温停止状態に導くことができるようにする。 (新) また、その他必要な機器の操作は現場にて行えるようにし、必要があれば適切な手順を用いて発電用原子炉を低温停止状態に導くことができるようにする。	
204	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-44	記載の適正化(下線部参照) (旧) また、その他必要な機器の操作は現場にて行えるようにし、必要があれば適切な手順を用いて原子炉を低温停止状態に導くことができるようにする。 (新) また、その他必要な機器の操作は現場にて行えるようにし、必要があれば適切な手順を用いて発電用原子炉を低温停止状態に導くことができるようにする。	
205	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-26	設備名称の適正化(11条(安全避難通路等)で使用している名称と整合を図った。)(下線部参照) (旧) b. 照明設備 現場操作を行う場所には、運転保安灯等を設ける。 (新) b. 照明設備 現場操作を行う場所には、作業用照明を設ける。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
206	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-44	設備名称の適正化(11条(安全避難通路等)で使用している名称と整合を図った。)(下線部参照) (旧) b. 照明設備 現場操作を行う場所には、運転保安灯等を設ける。 (新) b. 照明設備 現場操作を行う場所には、作業用照明を設ける。	
207	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-44	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【女川】記載内容の相違(大飯と同様) (新) 【女川】記載内容の相違 (大飯実績の反映)	
208	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-44	相違理由の追加 (追記) 【女川】記載充実 (大飯実績の反映)	
209	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-44	記載の適正化(下線部参照) (旧) 39-② 再掲 (新) 41-② 再掲	
210	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-45	相違理由の適正化(下線部参照) (旧) 【女川】設計の相違 泊の監視及び操作の機能は中央制御盤に集約されているため。 (新) 【女川】設計の相違 ・泊の監視及び操作の機能は中央制御盤に集約されているため。(玄海3/4号炉と同様の配置設計)	
211	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-45	記載の適正化(下線部参照) (旧) 44-① 再掲 39-① 再掲 (新) 46-① 再建 41-① 再掲	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
212	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 6. 0）	26条-28	<p>設備名称の適正化（11条（安全避難通路等）で使用している名称と整合を図った。）（下線部参照）</p> <p>（旧）</p> <p>（4）中央制御室内での操作が困難な場合には、中央制御室から十分離れた場所に設置した中央制御室外原子炉停止盤から、原子炉トリップ後の高温状態から低温状態に容易に導き維持することができる。</p> <p>中央制御室外原子炉停止盤には、高温停止時に操作が時間的に急を要する機器及び停止中に操作を行う頻度の高い機器の操作機器を設置しており、これらは中央制御室の操作に優先している。</p> <p>現場操作を必要とするものについては、非常用照明設備及び通信連絡設備を設けている。</p> <p>（新）</p> <p>（4）中央制御室内での操作が困難な場合には、中央制御室から十分離れた場所に設置した中央制御室外原子炉停止盤から、原子炉トリップ後の高温状態から低温状態に容易に導き維持することができる。</p> <p>中央制御室外原子炉停止盤には、高温停止時に操作が時間的に急を要する機器及び停止中に操作を行う頻度の高い機器の操作機器を設置しており、これらは中央制御室の操作に優先している。</p> <p>現場操作を必要とするものについては、作業用照明及び通信連絡設備を設けている。</p>	
213	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-46	<p>設備名称の適正化（11条（安全避難通路等）で使用している名称と整合を図った。）（下線部参照）</p> <p>（旧）</p> <p>（4）中央制御室内での操作が困難な場合には、中央制御室から十分離れた場所に設置した中央制御室外原子炉停止盤から、原子炉トリップ後の高温状態から低温状態に容易に導き維持することができる。</p> <p>中央制御室外原子炉停止盤には、高温停止時に操作が時間的に急を要する機器及び停止中に操作を行う頻度の高い機器の操作機器を設置しており、これらは中央制御室の操作に優先している。</p> <p>現場操作を必要とするものについては、非常用照明設備及び通信連絡設備を設けている。</p> <p>（新）</p> <p>（4）中央制御室内での操作が困難な場合には、中央制御室から十分離れた場所に設置した中央制御室外原子炉停止盤から、原子炉トリップ後の高温状態から低温状態に容易に導き維持することができる。</p> <p>中央制御室外原子炉停止盤には、高温停止時に操作が時間的に急を要する機器及び停止中に操作を行う頻度の高い機器の操作機器を設置しており、これらは中央制御室の操作に優先している。</p> <p>現場操作を必要とするものについては、作業用照明及び通信連絡設備を設けている。</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
214	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-46	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【女川】記載の充実(大飯参照) (新) 【女川】記載の充実 (大飯実績の反映)	
215	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-46	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 記載なし (新) 【大飯】設備名称の相違	
216	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-28	記載の適正化(下線部参照) (旧) 中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度 (新) 中央制御室には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度	
217	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-46	記載の適正化(下線部参照) (旧) 中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度 (新) 中央制御室には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度	
218	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-46	記載の適正化(下線部参照) (旧) 44-① (新) 46-①	
219	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-29	大飯発電所3/4号炉における表の追加 (追記) 第6.10.1.1表 中央制御室外原子炉停止盤の主要な設置機器の追加	
220	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-53	大飯発電所3/4号炉における表の追加 (追記) 第6.10.1.1表 中央制御室外原子炉停止盤の主要な設置機器の追加	
221	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-29	泊3号炉における表の追加 (追記) 第6.10.1表 中央制御室外原子炉停止盤の主要な設置機器の追加	
222	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-54	泊3号炉における表の追加 (追記) 第6.10.1表 中央制御室外原子炉停止盤の主要な設置機器の追加	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
223	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-54	相違理由の追加 (追記) 【女川】既許可の相違	
224	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-54	相違理由の追加 (追記) 【大飯】記載表現の相違	
225	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-60	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【女川, 大飯】 既許可等の相違 ・8.2.2 (1)~(7)は泊の記載が充実していることから, 泊の記載をを採用する。なお, (5)及び(6)は変更申請案である。 (新) 【女川, 大飯】既許可等の相違 ・8.2.2 (1)~(4)は泊の記載が充実していることから, 泊の記載を採用する。	
226	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-30	「本文チ. (1) (iv) a. 中央制御室空調装置」において, 火災等により発生する燃焼ガス等の防護設計を記載していることを踏まえ, 記載を充実化(下線部参照) また, 女川及び大飯との比較構文を12条側と整合を図り, 比較対象構文なしとした。 (旧) (5) 中央制御室の居住性維持 ～前半省略～ 中央制御室外での火災等による有毒ガスが発生した場合にも, 中央制御室空調装置の外気取入れを手動で遮断し, 閉回路循環運転に切替えることにより運転員等を有毒ガスによる障害から防護することができる設計とする。 (新) (5) 中央制御室の居住性維持 ～前半省略～ 中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガス, ばい煙, 有毒ガス及び降下火砕物に対し, 中央制御室空調装置の外気取入れを手動で遮断し, 閉回路循環運転に切り替えることにより, 運転員等をこれら燃焼ガス等による障害から防護することができる設計とする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
227	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-61	<p>「本文チ. (1)(iv)a. 中央制御室空調装置」において、火災等により発生する燃焼ガス等の防護設計を記載していることを踏まえ、記載を充実化（下線部参照）</p> <p>また、女川及び大飯との比較構文を12条側と整合を図り、比較対象構文なしとした。</p> <p>（旧）</p> <p>(5) 中央制御室の居住性維持 ～前半省略～ 中央制御室外での火災等による有毒ガスが発生した場合にも、中央制御室空調装置の外気取入れを手動で遮断し、閉回路循環運転に切替えることにより運転員等を有毒ガスによる障害から防護することができる設計とする。</p> <p>（新）</p> <p>(5) 中央制御室の居住性維持 ～前半省略～ 中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガス、ばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対し、中央制御室空調装置の外気取入れを手動で遮断し、閉回路循環運転に切り替えることにより、運転員等をこれら燃焼ガス等による障害から防護することができる設計とする。</p>	
228	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-61	<p>上記に対する相違理由を追加 （追記）</p> <p>【女川，大飯】記載方針の相違</p> <p>・既許可の項目であることから記載を残し、また、「本文チ. (1)(iv)a. 中央制御室空調装置」において、火災等により発生する燃焼ガス等の防護設計を記載していることを踏まえ、記載の充実化を図った。</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
229	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 6. 0）	26条-31	<p>12条の統一箇所の構文を反映（下線部参照） また、女川、大飯及び泊の当該構文が12条の範囲であることを青点線で明確化</p> <p>（旧） <u>換気空調設備のうち重要度の特に高い安全機能を有する換気空調設備は原則として2系列で構成し、各系列ごとに独立のディーゼル発電機に接続する等、構成する機器に対し事故後の短期間では動的機器の単一故障を仮定しても、また、事故後24時間以上経過した長期間では動的機器の単一故障又は想定される静的機器の単一故障のいずれかを仮定しても、さらにこれら単一故障の仮定に加え外部電源が利用できない場合においてもその安全機能が達成できるように、多重性及び独立性を備えた設計とする。</u> <u>なお、換気空調設備のうち単一設計とする中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室非常用循環系統ダクトの一部については、劣化モードに対する適切な保守管理を実施し、故障の発生を低く抑えるとともに、想定される故障の除去又は修復のためのアクセスが可能であり、かつ、補修作業が容易となる設計とする。</u></p> <p>（新） (6) 多重性及び独立性 <u>中央制御室非常用循環系統は、事故時には中央制御室隔離信号により外気取入れライン、排気ラインを隔離するとともに室内空気の全量を再循環し、その際、再循環空気の一部は再循環フィルタ装置にて処理し、運転員等を被ばくから防護するように設計する。</u> <u>中央制御室非常用循環系統は、原子炉冷却材喪失事故時及び主蒸気管破断事故時の短期間では動的機器の単一故障を、長期間では動的機器の単一故障又は想定される静的機器の単一故障のいずれかを仮定しても、当該設備に要求される原子炉制御室非常用換気空調機能を達成できる設計とする。</u> <u>また、中央制御室非常用循環系統のうち単一設計とする中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室非常用循環系統ダクトの一部については、劣化モードに対する適切な保守、管理を実施し、故障の発生を低く抑えるとともに、想定される故障の除去又は修復のためのアクセスが可能であり、かつ、補修作業が容易となる設計とする。</u></p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
230	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-61	<p>12条の統一箇所の構文を反映(下線部参照) また、女川、大飯及び泊の当該構文が12条の範囲であることを青点線で明確化 (旧) 換気空調設備のうち重要度の特に高い安全機能を有する換気空調設備は原則として2系列で構成し、各系列ごとに独立のディーゼル発電機に接続する等、構成する機器に対し事故後の短期間では動的機器の単一故障を仮定しても、また、事故後24時間以上経過した長期間では動的機器の単一故障又は想定される静的機器の単一故障のいずれかを仮定しても、さらにこれら単一故障の仮定に加え外部電源が利用できない場合においてもその安全機能が達成できるように、多重性及び独立性を備えた設計とする。 なお、換気空調設備のうち単一設計とする中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室非常用循環系統ダクトの一部については、劣化モードに対する適切な保守管理を実施し、故障の発生を低く抑えるとともに、想定される故障の除去又は修復のためのアクセスが可能であり、かつ、補修作業が容易となる設計とする。</p> <p>(新) (6) 多重性及び独立性 中央制御室非常用循環系統は、事故時には中央制御室隔離信号により外気取入れライン、排気ラインを隔離するとともに室内空気の全量を再循環し、その際、再循環空気の一部は再循環フィルタ装置にて処理し、運転員等を被ばくから防護するように設計する。 中央制御室非常用循環系統は、原子炉冷却材喪失事故時及び主蒸気管破断事故時の短期間では動的機器の単一故障を、長期間では動的機器の単一故障又は想定される静的機器の単一故障のいずれかを仮定しても、当該設備に要求される原子炉制御室非常用換気空調機能を達成できる設計とする。 また、中央制御室非常用循環系統のうち単一設計とする中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室非常用循環系統ダクトの一部については、劣化モードに対する適切な保守、管理を実施し、故障の発生を低く抑えるとともに、想定される故障の除去又は修復のためのアクセスが可能であり、かつ、補修作業が容易となる設計とする。</p>	
231	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-61	<p>上記を踏まえ以下の相違理由を追加 (追記) 【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川、大飯】用語の相違</p> <p>【女川】用語の相違</p> <p>【女川】用語の相違 【女川】設備の相違 ・単一設計設備の相違</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
232	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-62	相違理由の適正化(下線部参照) (旧) 【女川】記載方針の相違 ・泊は、p26-55に図の参照先を記載 (新) 【女川】記載方針の相違 ・泊は「8.2.1 概要」に図の参照先を記載	
233	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-33	泊仕様を踏まえ、以下のとおり記載を適正化。(下線部参照) 中央制御室非常用循環フィルタユニット (旧) よう素除去効率 95%以上 (新) よう素除去効率 95%以上(相対湿度95%において)	
234	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-63	泊仕様を踏まえ、以下のとおり記載を適正化。(下線部参照) 中央制御室非常用循環フィルタユニット (旧) よう素除去効率 95%以上 (新) よう素除去効率 95%以上(相対湿度95%において)	
235	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-63	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) ④の相違 (新) 【女川】④の相違	
236	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-63	記載の適正化(下線部参照) (旧) 58-① 58-① 再掲 (新) 63-① 63-① 再掲	
237	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-33	第8.2.4 図を既許可の図に変更	
238	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-64	第8.2.4 図を既許可の図に変更	
239	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-33	記載の適正化(下線部参照) (旧) 第8.2.4 図 補助建屋換気空調設備系統図(中央制御室) (新) 第8.2.4 図 補助建屋換気空調設備系統図(中央制御室空調装置)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
240	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-64	記載の適正化(下線部参照) (旧) 第8.2.4 図 補助建屋換気空調設備系統図(中央制御室) (新) 第8.2.4 図 補助建屋換気空調設備系統図(中央制御室空調装置)	
241	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-34	女川実績から以下の構文を修正(下線部参照) (旧) 中央制御室遮へいは、原子炉補助建屋内に設置し、原子炉冷却材喪失等の設計基準事故時に、中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設する。 (新) 中央制御室遮へいは、原子炉補助建屋内に設置し、原子炉冷却材喪失等の設計基準事故時に、中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないように施設する。	
242	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-65	女川実績から以下の構文を修正(下線部参照) (旧) 中央制御室遮へいは、原子炉補助建屋内に設置し、原子炉冷却材喪失等の設計基準事故時に、中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設する。 (新) 中央制御室遮へいは、原子炉補助建屋内に設置し、原子炉冷却材喪失等の設計基準事故時に、中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないように施設する。	
243	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-65	相違理由の記載修正(下線部参照) (旧) 【大飯】記載内容の相違(女川実績の反映) 【女川】章立ての相違 (新) 【女川】章立ての相違 【女川】記載内容の相違 (大飯実績の反映)	
244	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-65	相違理由の追加 (追記) 【女川】記載内容の相違 (大飯実績の反映) 【女川】建屋の相違 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)	
245	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-34	説明資料のページ数の適正化(下線部参照) (旧) 【説明資料(別添2-1)】 (新) 【説明資料(1.:p26条-別添2-1-1)】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
246	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-65	説明資料のページ数の適正化(下線部参照) (旧)【説明資料(別添2-1)】 (新)【説明資料(1.:p26条-別添2-1-1)】	
247	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-34	第8.1.1表 遮蔽設備の主要仕様を追記	
248	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-65	第8.1.1表 遮蔽設備の主要仕様を追記	
249	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-65	上記に対する相違理由を追記 【女川】個別設計の相違	
250	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-35	記載を適正化した。(下線部参照) (旧)原子炉施設 (新)発電用原子炉施設	
251	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-66	記載を適正化した。(下線部参照) (旧)原子炉施設 (新)発電用原子炉施設	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
252	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 6. 0）	26条-35	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化及び想定される自然現象等に「凍結」，「地滑り」の記載が漏れていたため追記した。（下線部参照） （旧） 2. 1 中央制御室から外の状況を把握する設備 （1）想定される自然現象等の抽出 原子炉施設の外の状況として，設置許可基準規則第6条において抽出された自然現象及び人為事象（風（台風），竜巻，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，飛来物（航空機落下），近隣工場等の火災，船舶の衝突及び高潮）の他に，地震及び津波を想定する。 （新） 2. 1 中央制御室から外の状況を把握する設備 （1）想定される自然現象等の抽出 発電用原子炉施設の外の状況として，設置許可基準規則第6条において抽出された自然現象及び人為事象（風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災，飛来物（航空機落下），近隣工場等の火災，船舶の衝突及び高潮）の他に，地震及び津波を想定する。 ・上記記載による相違理由として以下を記載 【女川】記載の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・発電所敷地で想定される自然現象として，凍結を想定しているため記載を追記 【女川】設計方針の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため記載を追記（監視対象とする自然現象の抽出の考え方は大飯，女川と同様） 	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
253	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-66	<p>・記載の適正化及び想定される自然現象等に「凍結」，「地滑り」の記載が漏れていたため追記した。（下線部参照）</p> <p>（旧）</p> <p>2. 1 中央制御室から外の状況を把握する設備 （1）想定される自然現象等の抽出 原子炉施設の外の状況として，設置許可基準規則第6条において抽出された自然現象及び人為事象（風（台風），竜巻，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，飛来物（航空機落下），近隣工場等の火災，船舶の衝突及び高潮）の他に，地震及び津波を想定する。</p> <p>（新）</p> <p>2. 1 中央制御室から外の状況を把握する設備 （1）想定される自然現象等の抽出 発電用原子炉施設の外の状況として，設置許可基準規則第6条において抽出された自然現象及び人為事象（風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災，飛来物（航空機落下），近隣工場等の火災，船舶の衝突及び高潮）の他に，地震及び津波を想定する。</p> <p>・上記記載による相違理由として以下を記載</p> <p>【女川】記載の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所敷地で想定される自然現象として，凍結を想定しているため記載を追記 <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため記載を追記（監視対象とする自然現象の抽出の考え方は大飯，女川と同様） 	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
254	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 6. 0）	26条-35	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定される自然現象等に「地滑り」の記載が漏れていたため追記した。 （下線部参照） （旧） (2) 外の状況を把握するための設備の設置 a. 監視カメラの設置 想定される自然現象等（地震、津波、風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、飛来物（航空機落下）、近隣工場等の火災及び船舶の衝突）の影響について、昼夜にわたり発電所構内の状況（海側、山側）を把握することができる暗視機能等を持った監視カメラを設置する。 （新）(2) 外の状況を把握するための設備の設置 a. 監視カメラの設置 想定される自然現象等（地震、津波、風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、飛来物（航空機落下）、近隣工場等の火災及び船舶の衝突）の影響について、昼夜にわたり発電所構内の状況（海側、山側）を把握することができる暗視機能等を持った監視カメラを設置する。 ・ 上記記載による相違理由として以下を記載 【女川】設計方針の相違 ・ 泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため記載を追記 （監視対象とする自然現象の抽出の考え方は大飯、女川と同様） 	
255	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-66	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定される自然現象等に「地滑り」の記載が漏れていたため追記した。 （下線部参照） （旧） (2) 外の状況を把握するための設備の設置 a. 監視カメラの設置 想定される自然現象等（地震、津波、風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、飛来物（航空機落下）、近隣工場等の火災及び船舶の衝突）の影響について、昼夜にわたり発電所構内の状況（海側、山側）を把握することができる暗視機能等を持った監視カメラを設置する。 （新）(2) 外の状況を把握するための設備の設置 a. 監視カメラの設置 想定される自然現象等（地震、津波、風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、飛来物（航空機落下）、近隣工場等の火災及び船舶の衝突）の影響について、昼夜にわたり発電所構内の状況（海側、山側）を把握することができる暗視機能等を持った監視カメラを設置する。 ・ 上記記載による相違理由として以下を記載 【女川】設計方針の相違 ・ 泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため記載を追記 （監視対象とする自然現象の抽出の考え方は大飯、女川と同様） 	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
256	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-35	<ul style="list-style-type: none"> ・気象観測設備等で監視する自然現象の記載を6.10.1.4 (2) b. 気象観測設備等の設置 項の記載と整合を図った。(下線部参照) (旧) b. 気象観測設備等の設置 風(台風), 竜巻, 降水, 積雪等による発電所構内の状況を把握するため, 風向, 風速, 気温, 降水量等を測定する気象観測設備を設置する。 (新) b. 気象観測設備等の設置 風(台風), 竜巻, 凍結, 降水等による発電所構内の状況を把握するため, 風向, 風速, 気温, 降水量等を測定する気象観測設備を設置する。 ・上記記載見直しによる相違理由として以下を記載 【女川】記載表現の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・泊は気象観測設備等で監視する自然現象の記載を6.10.1.4 (2) b. 項と合わせたため 	
257	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-66	<ul style="list-style-type: none"> ・気象観測設備等で監視する自然現象の記載を6.10.1.4 (2) b. 気象観測設備等の設置 項の記載と整合を図った。(下線部参照) (旧) b. 気象観測設備等の設置 風(台風), 竜巻, 降水, 積雪等による発電所構内の状況を把握するため, 風向, 風速, 気温, 降水量等を測定する気象観測設備を設置する。 (新) b. 気象観測設備等の設置 風(台風), 竜巻, 凍結, 降水等による発電所構内の状況を把握するため, 風向, 風速, 気温, 降水量等を測定する気象観測設備を設置する。 ・上記記載見直しによる相違理由として以下を記載 【女川】記載表現の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・泊は気象観測設備等で監視する自然現象の記載を6.10.1.4 (2) b. 項と合わせたため 	
258	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-67	<p>相違理由を適正化した。(下線部参照)</p> <p>(旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は津波監視設備として取水ピット水位計に加えて, 潮位計を設置 する設計としている。 <p>(新)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は津波監視設備として取水ピット水位計に加えて, 潮位計を設置 する設計としている。取水ピット水位計と潮位計の両方を設置しているのは東海第二と同様) 	
259	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-35	<p>記載を適正化した。(下線部参照)</p> <p>(旧)</p> <p>活動に支障のない範囲</p> <p>(新)</p> <p>活動に支障がない範囲</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
260	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-67	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 活動に支障のない範囲 (新) 活動に支障がない範囲	
261	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	別添1表紙	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 原子炉制御室について (被ばく評価除く) (新) 泊発電所3号炉 原子炉制御室等について (被ばく評価除く)	
262	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-1	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 原子炉制御室について (被ばく評価除く) (新) 泊発電所3号炉 原子炉制御室等について (被ばく評価除く)	
263	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-2	本ページ全体(目次)に関する相違理由を追記した。 (追記) 【大飯】目次構成の相違 (女川実績の反映)	
264	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-2	大飯「1. 中央制御室に係る追加要求事項について」に関し、相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】資料構成の相違 ・女川実績の反映 (新) 【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映	
265	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-2	大飯「2.2 監視カメラの仕様」に関し、相違理由を追記した。 (追記) 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)	
266	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-2	大飯「2.4 外部状況把握のイメージ」に関し、相違理由を追記した。 (追記) 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
267	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-2	酸素濃度・二酸化炭素濃度を計測する計器の名称に関する相違理由を削除した。(とりまとめた資料-2ページに掲載済みのため) (削除) 【大飯】設備名称の相違	
268	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-2	大飯「5. 重大事故発生時におけるモニタリング及び作業服の着替えを行うための区画」に関し、相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】記載箇所の相違 ・女川実績の反映により大飯資料の4項と5項を入れ替え ・女川実績の反映 (旧) 【大飯】記載箇所の相違 ・女川実績の反映により大飯資料の4項と5項を入れ替え	
269	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-2	女川、泊「2.4 炉心の著しい損傷が発生した場合に運転員がとどまるための設備について」に関し、相違理由を追記した。 (追記) 【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)	
270	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-2	大飯「4. 重大事故が発生した場合に給電可能な代替交流電源設備の設置」に関し、相違理由を訂正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】記載箇所の相違 ・女川実績の反映 (旧) 【大飯】記載箇所の相違 (女川実績の反映)	
271	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	別添1 目次	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 3.6 酸素濃度, 炭酸濃度を踏まえた対応について (新) 3.6 酸素濃度, <u>二酸化炭素濃度</u> を踏まえた対応について	
272	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-3	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 3.6 酸素濃度, 炭酸濃度を踏まえた対応について (新) 3.6 酸素濃度, <u>二酸化炭素濃度</u> を踏まえた対応について	
273	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-3	大飯「2. 中央制御室の放射線管理用資機材について」に関し、相違理由を追記した。 (追記) 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
274	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-3	泊「3.4 バス等の汚染確認方法について」及び「3.5 全交流動力電源喪失時の中央制御室設備への給電について」に関し、相違理由を追記した。 (追記) 【女川】記載方針の相違 (大飯実績の反映)	
275	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-3	女川「3.6 中央制御室の共用取止めに伴う中央制御室居住性への影響について」に関し、相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 設備の相違 (新) 【女川】設備の相違	
276	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-3	女川「3.7 2号炉重大事故等時の1号及び3号炉における要員の待避先やプラントの対応・監視について」に関し、相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【女川】設備の相違 ・女川2号炉は有効性評価の事故シーケンスにおいて、原子炉格納容器フィルタベント系の作動に期待しているため、放射性雲による屋外環境の悪化を考慮して、2号炉運転員は中央制御室待避室に移動し、他号炉運転員は緊急時対策所に一時的に退避させる必要がある。 (新) 【女川】設備の相違 ・女川2号炉は有効性評価の事故シーケンスにおいて、原子炉格納容器フィルタベント系の作動に期待しているため、ブルームによる屋外環境の悪化を考慮して、2号炉運転員は中央制御室待避所に移動し、他号炉運転員は緊急時対策所に一時的に退避させる必要がある。	
277	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-3	泊「3.6 酸素濃度、二酸化炭酸濃度を踏まえた対応について」及び「3.7 設置許可基準規則59条における可搬型照明の扱いについて」に関し、相違理由を追記した。 (追記) 【女川】記載方針の相違 (大飯実績の反映)	
278	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-4, 26-別添1-5, 26-別添1-6, 26-別添1-7, 26-別添1-8, 26-別添1-9, 26-別添1-10, 26-別添1-11	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】資料構成の相違 ・女川実績の反映 (新) 【大飯】記載内容の相違 (女川審査の反映)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
279	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 6. 0）	26条-別添1-1	表1. 1-1 26条第1項第二号に関する泊の適合方針の記載を適正化した。（下線部参照） （旧） 中央制御室には、発電用原子炉施設の外の状況を把握するために、3号炉原子炉建屋屋上他に設置した監視カメラの映像により、津波等の外部状況を昼夜にわたり監視できる設計とする。 （新） 中央制御室には、発電用原子炉施設の外の状況を把握するために、3号炉原子炉建屋側面他に設置した監視カメラの映像により、津波等の外部状況を昼夜にわたり監視できる設計とする。	
280	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-別添1-4	表1. 1-1 26条第1項第二号に関する泊の適合方針の記載を適正化した。（下線部参照） （旧） 中央制御室には、発電用原子炉施設の外の状況を把握するために、3号炉原子炉建屋屋上他に設置した監視カメラの映像により、津波等の外部状況を昼夜にわたり監視できる設計とする。 （新） 中央制御室には、発電用原子炉施設の外の状況を把握するために、3号炉原子炉建屋側面他に設置した監視カメラの映像により、津波等の外部状況を昼夜にわたり監視できる設計とする。	
281	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-別添1-4	上記に関し相違理由を追記した。 （追記） 【女川】設備名称の相違	
282	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 6. 0）	26条-別添1-2	表1. 1-1 26条第2項の条文を適正化した。（下線部参照） （旧） 原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停の状態に直ちに移行させ、（以降省略） （新） 原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、（以降省略）	
283	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-別添1-5	表1. 1-1 26条第2項の条文を適正化した。（下線部参照） （旧） 原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停の状態に直ちに移行させ、（以降省略） （新） 原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、（以降省略）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
284	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 6. 0）	26条-別添1-6～ 26条-別添1-7	表1.1-3 事故シナリオに関する泊の適合方針の記載を適正化した。（下線部参照） （旧） 大破断LOCA時にECCS注入及び格納容器スプレイ注入に失敗 （新） 大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	
285	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-別添1-9 ～26-別添1-10	表1.1-3 事故シナリオに関する泊の適合方針の記載を適正化した。（下線部参照） （旧） 大破断LOCA時にECCS注入及び格納容器スプレイ注入に失敗 （新） 大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	
286	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-別添1-9 26-別添1-10 26-別添1-12	事故シーケンスに関し、相違理由を適正化した。（下線部参照） （旧） 【型式の相違】 ・いずれもガイドに基づきシナリオを選定している。 【型式の相違】 ・BWRは選定したシナリオに対して対応手段が複数あるため、記載を行っている。 （新） 【女川】型式の相違 ・いずれもガイドに基づきシナリオを選定している。 ・BWRは選定したシナリオに対して対応手段が複数あるため、記載を行っている。	
287	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-別添1-10	表1.1-3 事故シナリオに関する泊の適合方針のうち、アンユラス空気浄化設備に対する相違理由を追記した。 （追記） 【女川】②の相違	
288	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-別添1-12	本ページ全体に関する相違理由を追記した。 （追記） 【大飯】記載内容の相違 （女川審査の反映）	
289	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-別添1-12	泊「1.2 (1)の蒸気発生器伝熱管破損」に関し、相違理由を適正化した。 （下線部参照） （旧） 【型式の相違】 ・いずれも内規に従った想定を行っている。 （新） 【女川】型式の相違 ・いずれも内規に従った想定を行っている。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
290	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-9	(2)に関し、事故シナリオに関する記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 大破断LOCA時にECCS注入及び格納容器スプレイ注入に失敗 (新) 大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	
291	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-12	(2)に関し、事故シナリオに関する記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 大破断LOCA時にECCS注入及び格納容器スプレイ注入に失敗 (新) 大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	
292	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-13	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】記載方針の相違 ・女川実績の反映 (新) 【大飯】記載内容の相違 _(女川審査の反映)	
293	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-10	津波監視カメラの増設に伴う記載の追加及び記載を適正化した。 (下線部参照) (旧) (1)監視カメラ 発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等(地震、津波、風(台風)、竜巻、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、飛来物(航空機落下)、近隣工場等の火災及び船舶の衝突及び発電所構内の状況を、3号炉原子炉建屋屋上及び防潮堤上部3号炉取水路付近に設置する津波監視カメラ、2号炉タービン建屋屋上、固体廃棄物貯蔵庫屋上、3号炉北東法面及び開閉所遮風建屋屋上に設置する構内監視カメラの映像により、昼夜にわたり監視できる設計とする。 (新) (1)監視カメラ 発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等(地震、津波、風(台風)、竜巻、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、飛来物(航空機落下)、近隣工場等の火災及び船舶の衝突)及び発電所構内の状況を、3号炉原子炉建屋壁面、防潮堤上部3号炉取水路付近、防潮堤上部東側及び防潮堤上部西側に設置する津波監視カメラ、3号炉北東法面、2号炉タービン建屋屋上、固体廃棄物貯蔵庫屋上及び開閉所遮風建屋屋上に設置する構内監視カメラの映像により、昼夜にわたり監視できる設計とする。	
294	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-10	「(2)取水ピット水位計及び潮位計」に関し適正化した。(下線部参照) (旧) 津波襲来時の海水面水位変動を監視できる設計とする。 (新) 津波襲来時及び高潮発生時の海水面水位変動を監視できる設計とする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
295	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-13	津波監視カメラの増設に伴う記載の追加及び記載を適正化した。 (下線部参照) (旧) (1)監視カメラ 発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等(地震、津波、風(台風)、竜巻、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、飛来物(航空機落下)、近隣工場等の火災及び船舶の衝突及び発電所構内の状況を、3号炉原子炉建屋屋上及び防潮堤上部3号炉取水路付近に設置する津波監視カメラ、2号炉タービン建屋屋上、固体廃棄物貯蔵庫屋上、3号炉北東法面及び開閉所遮風建屋屋上に設置する構内監視カメラの映像により、昼夜にわたり監視できる設計とする。 (新) (1)監視カメラ 発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等(地震、津波、風(台風)、竜巻、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、飛来物(航空機落下)、近隣工場等の火災及び船舶の衝突)及び発電所構内の状況を、3号炉原子炉建屋壁面、防潮堤上部3号炉取水路付近、防潮堤上部東側及び防潮堤上部西側に設置する津波監視カメラ、3号炉北東法面、2号炉タービン建屋屋上、固体廃棄物貯蔵庫屋上及び開閉所遮風建屋屋上に設置する構内監視カメラの映像により、昼夜にわたり監視できる設計とする。	
296	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-13	上記の地滑りに関し、相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため記載を追記 (新) 【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため記載を追記 (監視対象とする自然現象の抽出の考え方は大飯、女川と同様)	
297	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-13	「(2)取水ピット水位計及び潮位計」に関し、相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【女川】設計方針の相違 ・泊は津波監視設備として監視カメラ、取水ピット水位計に加えて、潮位計を設置する設計としているため記載を追記 (新) 【女川】設計方針の相違 ・泊は津波監視設備として監視カメラ、取水ピット水位計に加えて、潮位計を設置する設計としているため記載を追記(取水ピット水位計と潮位計の両方を設置しているのは東海第二と同様) 【女川】記載の充実 ・高潮発生時の水位変動も監視可能とすることから記載を追記 (女川の同項に”高潮”の記述は無いが、女川のまとめ資料(6.10.1.4.1 b.気象観測設備等の設置)で”津波及び高潮については、津波監視設備として取水ピット水位計を設置する”こととしているため、実質的な相違はない)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
298	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-別添1-14	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。（下線部参照） （旧）【大飯】記載方針の相違 ・女川実績の反映 （新）【大飯】記載内容の相違 （女川審査の反映）	
299	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.6.0）	26条-別添1-11	<ul style="list-style-type: none"> ・図2.1-1中の津波監視カメラについて、津波監視カメラの増設に伴う記載の追加及び記載を適正化した。（下線部参照） 適正化：（旧）3号炉原子炉建屋屋上 （新）3号炉原子炉建屋壁面 （旧）固体廃棄物貯蔵建屋屋上 （新）固体廃棄物貯蔵庫屋上 追加：津波監視カメラ③（防潮堤上部東側） 追加：津波監視カメラ④（防潮堤上部西側） ・図2.1-1中の公的機関の気象情報システム枠内にカッコ書きで記載していた「日本気象協会」の固有名詞を削除した（適正化した）。 ・図2.1-1中の気象観測設備等の情報に記載していた「大気圧」は、公的機関の「天気図」から提供される情報であることから、記載を削除した（適正化した）。 	
300	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-別添1-14	<ul style="list-style-type: none"> ・図2.1-1中の津波監視カメラについて、津波監視カメラの増設に伴う記載の追加及び記載を適正化した。（下線部参照） 適正化：（旧）3号炉原子炉建屋屋上 （新）3号炉原子炉建屋壁面 （旧）固体廃棄物貯蔵建屋屋上 （新）固体廃棄物貯蔵庫屋上 追加：津波監視カメラ③（防潮堤上部東側） 追加：津波監視カメラ④（防潮堤上部西側） ・図2.1-1中の公的機関の気象情報システム枠内にカッコ書きで記載していた「日本気象協会」の固有名詞を削除した（適正化した）。 ・図2.1-1中の気象観測設備等の情報に記載していた「大気圧」は、公的機関の「天気図」から提供される情報であることから、記載を削除した（適正化した）。 	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
301	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-14	図2. 1-1に関し、相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【女川】設備構成の相違 ・泊は雷活動度、竜巻発生確度、噴火警報、降灰予報、大雪警報、凍結予報、大津波警報、津波情報が把握可能であることから記載を追加 (新) 【女川】記載の充実 ・泊は日射量、放射収支量が監視可能であることから記載を追加 ・泊は雷活動度、竜巻発生確度、噴火警報、降灰予報、大雪警報、凍結予報、大津波警報、津波情報が把握可能であることから記載を追加 (旧) 【女川】設備構成の相違 ・女川：降水量→泊：雨雪量 (新) 【女川】設備名称の相違 ・女川：降水量→泊：雨雪量 (旧) 【女川】設備構成の相違 ・泊は日射量、放射収支量、潮位が把握可能であることから記載を追加 (新) 【女川】設備の相違 ・泊は潮位、スクリーン水位差が監視可能であることから記載を追加	
302	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-15	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】記載方針の相違 ・女川実績の反映 (新) 【大飯】記載内容の相違 (女川審査の反映)	
303	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-12	図2. 1-2中に建屋名称を追加及び記載を適正化した。(女川、大飯と整合を図った) (下線部参照) 追加 : 1号及び2号炉取水口 追加 : 3号炉取水口 追加 : 3号炉原子炉補助建屋 追加 : 3号炉原子炉建屋 追加 : 3号炉タービン建屋 追加 : 3号炉循環水ポンプ建屋 適正化(旧) : 3号炉スクリーン室内T. P. +3. 5m (新) : 3号炉スクリーン室内T. P. 3. 5m	
304	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-15	図2. 1-2中に建屋名称を追加及び記載を適正化した。(女川、大飯と整合を図った) (下線部参照) 追加 : 1号及び2号炉取水口 追加 : 3号炉取水口 追加 : 3号炉原子炉補助建屋 追加 : 3号炉原子炉建屋 追加 : 3号炉タービン建屋 追加 : 3号炉循環水ポンプ建屋 適正化(旧) : 3号炉スクリーン室内T. P. +3. 5m (新) : 3号炉スクリーン室内T. P. 3. 5m	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
305	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-15	図2.1-2に関し、相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【女川】設備構成の相違 ・泊には海水温度計、潮位計を設置していることから記載を追加。(海水温度計については、女川も同様に設置されているが、図面に図示されていない。) (新) 【女川】設備の相違 ・泊は津波の把握手段として、潮位計も考慮しているため、その配置を図示している ・泊は生物学的事象の把握手段として、スクリーン水位差計も考慮しているため、その配置を図示している	
306	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-13	図2.1-3中に建屋名称を追加及び記載を適正化した。(女川、大飯と整合を図った) (下線部参照) 追加 : 1号及び2号炉取水口 追加 : 3号炉取水口 追加 : 3号炉原子炉補助建屋 追加 : 3号炉原子炉建屋 追加 : 3号炉タービン建屋 追加 : 3号炉循環水ポンプ建屋 適正化(旧) : 構内監視カメラ①T.P.約+61m (新) : 構内監視カメラ①T.P.61m 適正化(旧) : 構内監視カメラ②T.P.約+39m (新) : 構内監視カメラ②T.P.39m 適正化(旧) : 構内監視カメラ③T.P.約+53m (新) : 構内監視カメラ③T.P.53m 適正化(旧) : 構内監視カメラ④⑤T.P.約+103m (新) : 構内監視カメラ④⑤T.P.103m	
307	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-15	図2.1-3中に建屋名称を追加及び記載を適正化した。(女川、大飯と整合を図った) (下線部参照) 追加 : 1号及び2号炉取水口 追加 : 3号炉取水口 追加 : 3号炉原子炉補助建屋 追加 : 3号炉原子炉建屋 追加 : 3号炉タービン建屋 追加 : 3号炉循環水ポンプ建屋 適正化(旧) : 構内監視カメラ①T.P.約+61m (新) : 構内監視カメラ①T.P.61m 適正化(旧) : 構内監視カメラ②T.P.約+39m (新) : 構内監視カメラ②T.P.39m 適正化(旧) : 構内監視カメラ③T.P.約+53m (新) : 構内監視カメラ③T.P.53m 適正化(旧) : 構内監視カメラ④⑤T.P.約+103m (新) : 構内監視カメラ④⑤T.P.103m	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
308	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 6. 0）	26条-別添1-13	<ul style="list-style-type: none"> ・図2.1-3の津波監視カメラの配置に係る”追而”を解消した。 ・図2.1-3の津波監視カメラについて、津波監視カメラの増設に伴う記載の追加及び記載を適正化した。（下線部参照） 適正化：（旧）津波監視カメラ①3号炉原子炉建屋屋上 （新）津波監視カメラ①3号炉原子炉建屋壁面 追加 ：津波監視カメラ③（防潮堤上部東側T.P. 16. 5m） 追加 ：津波監視カメラ④（防潮堤上部西側T.P. 16. 5m） ・図2.1-3の構内監視カメラ④⑤について、カメラ④と⑤が識別可能なよう図中の吹出しを分割して適正化した。（下線部参照） （旧）吹出し：構内監視カメラ④⑤開閉所遮風建屋屋上T.P. 約+103m （新）吹出し：構内監視カメラ④開閉所遮風建屋屋上T.P. 103m 吹出し：構内監視カメラ⑤開閉所遮風建屋屋上T.P. 103m ・津波監視カメラに係る追而を解消した結果を踏まえ、相違理由の記載を津波監視カメラ5台と構内監視カメラ4台を合算した記載に適正化した。（下線部参照） （旧）【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因から5台の構内監視カメラで2.1.4項に記載する自然現象等を… （新）【女川】設備の相違 ・泊は立地的要因から9台の監視カメラで2.1.4項に記載する自然現象等を… 	
309	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-別添1-15	<ul style="list-style-type: none"> ・図2.1-3の津波監視カメラの配置に係る”追而”を解消した。 ・図2.1-3の津波監視カメラについて、津波監視カメラの増設に伴う記載の追加及び記載を適正化した。（下線部参照） 適正化：（旧）津波監視カメラ①3号炉原子炉建屋屋上 （新）津波監視カメラ①3号炉原子炉建屋壁面 追加 ：津波監視カメラ③（防潮堤上部東側T.P. 16. 5m） 追加 ：津波監視カメラ④（防潮堤上部西側T.P. 16. 5m） ・図2.1-3の構内監視カメラ④⑤について、カメラ④と⑤が識別可能なよう図中の吹出しを分割して適正化した。（下線部参照） （旧）吹出し：構内監視カメラ④⑤開閉所遮風建屋屋上T.P. 約+103m （新）吹出し：構内監視カメラ④開閉所遮風建屋屋上T.P. 103m 吹出し：構内監視カメラ⑤開閉所遮風建屋屋上T.P. 103m ・津波監視カメラに係る追而を解消した結果を踏まえ、相違理由の記載を津波監視カメラ5台と構内監視カメラ4台を合算した記載に適正化した。（下線部参照） （旧）【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因から5台の構内監視カメラで2.1.4項に記載する自然現象等を… （新）【女川】設備の相違 ・泊は立地的要因から9台の監視カメラで2.1.4項に記載する自然現象等を… 	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
310	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-16	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】記載方針の相違 ・女川実績の反映 (新) 【大飯】記載内容の相違 (女川審査の反映)	
311	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-14	・津波監視カメラの設置位置について、津波監視カメラの増設に伴う記載の追加及び記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 3号炉原子炉建屋屋上及び3号炉取水路付近に2台設置 (新) 3号炉原子炉建屋壁面、防潮堤上部3号炉取水路付近、防潮堤上部東側及び防潮堤上部西側に4台設置 ・上記記載の適正化に合わせて、相違理由も適正化した。(下線部参照) (旧) 【女川】設計方針の相違 津波監視カメラの設置台数は今後見直しを行った場合、適宜反映を行う。 (新) 【女川】設備の相違 泊は立地的要因から4台の津波監視カメラで2.1.4項に記載する自然現象等を把握可能なため	
312	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-16	・津波監視カメラの設置位置について、津波監視カメラの増設に伴う記載の追加及び記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 3号炉原子炉建屋屋上及び3号炉取水路付近に2台設置 (新) 3号炉原子炉建屋壁面、防潮堤上部3号炉取水路付近、防潮堤上部東側及び防潮堤上部西側に4台設置 ・上記記載の適正化に合わせて、相違理由も適正化した。(下線部参照) (旧) 【女川】設計方針の相違 津波監視カメラの設置台数は今後見直しを行った場合、適宜反映を行う。 (新) 【女川】設備の相違 泊は立地的要因から4台の津波監視カメラで2.1.4項に記載する自然現象等を把握可能なため	
313	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-14	構内監視カメラ①～④の記載順に整合を図った。(下線部参照) (旧) 2号炉タービン建屋屋上、3号炉北東法面、固体廃棄物貯蔵庫屋上及び開閉所遮風建屋屋上 (新) 3号炉北東法面、2号炉タービン建屋屋上、固体廃棄物貯蔵庫屋上及び開閉所遮風建屋屋上	
314	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-16	構内監視カメラ①～④の記載順に整合を図った。(下線部参照) (旧) 2号炉タービン建屋屋上、3号炉北東法面、固体廃棄物貯蔵庫屋上及び開閉所遮風建屋屋上 (新) 3号炉北東法面、2号炉タービン建屋屋上、固体廃棄物貯蔵庫屋上及び開閉所遮風建屋屋上	
315	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-16	・相違理由から【女川】設計方針の相違(青字)を削除	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
316	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-14	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 原子炉施設 (新) 発電用原子炉施設	
317	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-16	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 原子炉施設 (新) 発電用原子炉施設	
318	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-16	・可視光カメラの適正化に合わせて、相違理由も適正化した。(下線部参照)。 (旧) 照明機能付きの監視カメラを設置しているため (新) 泊は赤外線カメラの他に照明機能付きの可視光カメラも設置しているため	
319	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-16	相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因から5台の構内監視カメラで2.1.4項に記載する自然現象等を把握可能なため (新) 【女川】設備の相違 ・泊は立地的要因から5台の構内監視カメラで2.1.4項に記載する自然現象等を把握可能なため (旧) 【女川】設計方針の相違 ・泊は2機種の構内監視カメラを設置しており、概要表が2つあるため (新) 【女川】設備の相違 ・泊は2機種の構内監視カメラを設置しており、概要表が2つあるため	
320	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-17	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】記載方針の相違 ・女川実績の反映 (新) 【大飯】記載内容の相違 (女川審査の反映)	
321	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-17	・表2.1-1の追而を解消したことを踏まえ、相違理由の記載を適正化した。 (旧) 【女川】記載の充実 ・風荷重、積雪荷重を記載 (新) 【女川】設計方針の相違 ・構内監視カメラは、自然現象を監視するための設備であることを踏まえ、カメラ架台の据付強度上、風及び積雪荷重を考慮している。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
322	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 6. 0）	26条-別添1-15	<ul style="list-style-type: none"> ・表2.1-2の”遠隔可動”欄について記載を適正化した。（下線部参照） （旧）（垂直:+45° ~-180° /水平:360° ） （新）（垂直:+25° ~-90° /水平:360° ） ・表2.1-3の”耐震性”欄について記載を適正化した。（下線部参照） （旧）耐震設計 （新）耐震性 ・表2.1-3の”電源供給”欄について記載を適正化した。（下線部参照） （旧）供給電源 （新）電源供給 ・表2.1-3の”ズーム”欄について記載を適正化した。（下線部参照） （旧）光学15倍 （新）光学ズーム15倍 ・表2.1-3の設計上考慮する風荷重（風速値）を見直した。 （下線部参照） （旧）風速（36m/s）による荷重を考慮 （新）風速（100m/s）による荷重を考慮 	
323	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-別添1-17	<ul style="list-style-type: none"> ・表2.1-2の”遠隔可動”欄について記載を適正化した。（下線部参照） （旧）（垂直:+45° ~-180° /水平:360° ） （新）（垂直:+25° ~-90° /水平:360° ） ・表2.1-3の”耐震性”欄について記載を適正化した。（下線部参照） （旧）耐震設計 （新）耐震性 ・表2.1-3の”電源供給”欄について記載を適正化した。（下線部参照） （旧）供給電源 （新）電源供給 ・表2.1-3の”ズーム”欄について記載を適正化した。（下線部参照） （旧）光学15倍 （新）光学ズーム15倍 ・表2.1-3の設計上考慮する風荷重（風速値）を見直した。 （下線部参照） （旧）風速（36m/s）による荷重を考慮 （新）風速（100m/s）による荷重を考慮 	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
324	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-15	表2.1-2中の台数について構内監視カメラ①～③順に記載を修正した。(下線部参照) (旧) 2号炉タービン建屋屋上 1台 3号炉北東法面 1台 固体廃棄物貯蔵庫屋上 1台 (新) 3号炉北東法面 1台 2号炉タービン建屋屋上 1台 固体廃棄物貯蔵庫屋上 1台	
325	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-17	表2.1-2中の台数について構内監視カメラ①～③順に記載を修正した。(下線部参照) (旧) 2号炉タービン建屋屋上 1台 3号炉北東法面 1台 固体廃棄物貯蔵庫屋上 1台 (新) 3号炉北東法面 1台 2号炉タービン建屋屋上 1台 固体廃棄物貯蔵庫屋上 1台	
326	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-17	表2.1-3の構内監視カメラの概要の相違理由の適正化及び照明機能付きに対する相違理由の記載を充実化した。(下線部参照) (旧) 表2.1-3の監視カメラは暗視機能に代わり照明機能付きのため (新) 表2.1-3の構内監視カメラは暗視機能(赤外線カメラ)に代わり、照明機能付きの可視光カメラ(高感度カメラ)を採用し、昼夜にわたり監視が可能な設計としている。	
327	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-17	相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【女川】設備仕様, 台数の相違 ・光学ズーム倍率, 遠隔可動範囲の相違 (新) 【女川】設備の相違 ・光学ズーム倍率, 遠隔可動範囲の相違	
328	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-16	図2.1-4の追而を解消した。	
329	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-17	・図2.1-4の追而解消に伴い、下記の相違理由を追記した。 【女川】設備の相違 ・泊の津波監視カメラの監視範囲を反映	
330	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-18	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】記載方針の相違 ・女川実績の反映 (新) 【大飯】記載内容の相違 (女川審査の反映)	
331	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-17	図2.1-5中の構内監視カメラ④⑤について、カメラ④と⑤が識別可能なよう図中の吹出しを分割して適正化した。(下線部参照) (旧) 吹出し: 構内監視カメラ④⑤開閉所遮風建屋屋上T.P. 約+103m (新) 吹出し: 構内監視カメラ④開閉所遮風建屋屋上T.P. 103m 吹出し: 構内監視カメラ⑤開閉所遮風建屋屋上T.P. 103m	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
332	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-18	図2.1-5中の構内監視カメラ④⑤について、カメラ④と⑤が識別可能なよう 図中の吹出しを分割して適正化した。(下線部参照) (旧)吹出し:構内監視カメラ④⑤開閉所遮風建屋屋上T.P.約+103m (新)吹出し:構内監視カメラ④開閉所遮風建屋屋上T.P.103m 吹出し:構内監視カメラ⑤開閉所遮風建屋屋上T.P.103m	
333	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-17	図2.1-5中に建屋名称を追加及び記載を適正化した。(女川、大飯と整合を 図った)(下線部参照) 追加 : 1号及び2号炉取水口 追加 : 3号炉取水口 追加 : 3号炉原子炉補助建屋 追加 : 3号炉原子炉建屋 追加 : 3号炉タービン建屋 追加 : 3号炉循環水ポンプ建屋 適正化(旧):構内監視カメラ①T.P.約+61m (新):構内監視カメラ①T.P.61m 適正化(旧):構内監視カメラ②T.P.約+39m (新):構内監視カメラ②T.P.39m 適正化(旧):構内監視カメラ③T.P.約+53m (新):構内監視カメラ③T.P.53m 適正化(旧):構内監視カメラ④⑤T.P.約+103m (新):構内監視カメラ④⑤T.P.103m	
334	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-18	図2.1-5中に建屋名称を追加及び記載を適正化した。(女川、大飯と整合を 図った)(下線部参照) 追加 : 1号及び2号炉取水口 追加 : 3号炉取水口 追加 : 3号炉原子炉補助建屋 追加 : 3号炉原子炉建屋 追加 : 3号炉タービン建屋 追加 : 3号炉循環水ポンプ建屋 適正化(旧):構内監視カメラ①T.P.約+61m (新):構内監視カメラ①T.P.61m 適正化(旧):構内監視カメラ②T.P.約+39m (新):構内監視カメラ②T.P.39m 適正化(旧):構内監視カメラ③T.P.約+53m (新):構内監視カメラ③T.P.53m 適正化(旧):構内監視カメラ④⑤T.P.約+103m (新):構内監視カメラ④⑤T.P.103m	
335	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-17	図2.1-5中の視覚とカメラ監視範囲は同一情報であるため、視覚の図形(凡 例含む)を削除した。	
336	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-18	図2.1-5中の視覚とカメラ監視範囲は同一情報であるため、視覚の図形(凡 例含む)を削除した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
337	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-17	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 図2. 1-5 3号炉原子炉施設と構内監視カメラの監視可能な画角範囲 (新) 図2. 1-5 3号炉発電用原子炉施設と構内監視カメラの監視可能な画角範囲	
338	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-18	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 図2. 1-5 3号炉原子炉施設と構内監視カメラの監視可能な画角範囲 (新) 図2. 1-5 3号炉発電用原子炉施設と構内監視カメラの監視可能な画角範囲	
339	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-18	相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因から5台の構内監視カメラで2. 1. 4項に記載する自然現象等を把握可能なため (新) 【女川】設備の相違 ・泊の構内監視カメラの監視範囲を反映	
340	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-18	・地滑り発生箇所、各監視カメラの画角範囲図を追加した。 但し、本図は6条での地滑り評価結果を踏まえて図示するため、追而扱いとする。	
341	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-18	・地滑り発生箇所、各監視カメラの画角範囲図を追加した。 但し、本図は6条での地滑り評価結果を踏まえて図示するため、追而扱いとする。 ・上記記載の追加に合わせて、相違理由も追加した。 【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため(監視対象とする自然現象の抽出の考え方は大飯、女川と同様)	
342	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-19	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】記載方針の相違 ・女川実績の反映 (新) 【大飯】記載内容の相違 (女川審査の反映)	
343	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-19	・図2. 1-6 (1)津波監視カメラの映像イメージの追而を解消した。 ・津波監視カメラ設置位置を適正化した。(下線部参照) (旧) 3号炉原子炉建屋屋上 (新) 3号炉原子炉建屋壁面 ・構内監視カメラ設置位置を適正化した。(下線部参照) (旧) 2号炉タービン建屋 (新) 2号炉タービン建屋屋上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
344	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-19	<ul style="list-style-type: none"> 図2.1-6 (1)津波監視カメラの映像イメージの追而を解消した。 津波監視カメラ設置位置を適正化した。(下線部参照) (旧) 3号炉原子炉建屋屋上 (新) 3号炉原子炉建屋壁面 構内監視カメラ設置位置を適正化した。(下線部参照) (旧) 2号炉タービン建屋 (新) 2号炉タービン建屋屋上 相違理由の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 泊は立地的要因から5台の構内監視カメラで2.1.4項に記載する自然現象等を把握可能なため (新) 泊の監視カメラ映像イメージを反映 	
345	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-19	<ul style="list-style-type: none"> 地滑り発生箇所の画像イメージ図を追加した。但し、本図は6条での地滑り評価結果を踏まえて図示するため、追而扱いとする。 上記記載の追加に合わせて、相違理由も追加した。 【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため(監視対象とする自然現象の抽出の考え方は大飯、女川と同様) 	
346	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-19	<ul style="list-style-type: none"> 地滑り発生箇所の画像イメージ図を追加した。但し、本図は6条での地滑り評価結果を踏まえて図示するため、追而扱いとする。 上記記載の追加に合わせて、相違理由も追加した。 【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため(監視対象とする自然現象の抽出の考え方は大飯、女川と同様) 	
347	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-20	<p>記載を適正化した。(下線部参照)</p> <p>(旧) 表2.1-3 (新) 表2.1-4 (追加) ※1 建屋外で状況確認 ※2 取水口が閉塞した場合、取水ピットの水位が低下するため把握可能</p>	
348	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-20	<p>記載を適正化した。(下線部参照)</p> <p>(旧) 表2.1-3 (新) 表2.1-4 (追加) ※1 建屋外で状況確認 ※2 取水口が閉塞した場合、取水ピットの水位が低下するため把握可能</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
349	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 6. 0）	26条-別添1-20	表2. 1-4中の監視カメラにより把握できる発電用原子炉施設の外の状況欄について、記載内容を適正化した。（下線部参照） <ul style="list-style-type: none"> ・地震（旧）地震発生後の発電所構内及び屋外施設への影響の有無 （新）地震による発電所構内及び発電用原子炉施設の損壊状況 ・津波（旧）津波（高潮を包絡）襲来の状況や発電所構内及び屋外施設への影響の有無 （新）津波の襲来状況や発電所構内の浸水状況 ・風（台風）（旧）風（台風）・竜巻による施設への被害状況や設備周辺における飛散状況 （新）風（台風）・竜巻（飛来物含む）による発電所構内及び発電用原子炉施設の損壊状況 ・降水（旧）発電所構内の排水状況や降雨の状況 （新）発電所構内の浸水状況 ・積雪（旧）降雪の有無や発電所構内及び屋外施設への積雪状況 （新）発電所構内及び発電用原子炉施設の積雪状況 ・落雷（旧）発電所構内及び周辺の落雷の有無 （新）発電所構内及び発電用原子炉施設周辺の落雷状況 ・地滑り（旧）地震や降雨による地滑りの有無や施設への影響有無 （新）発電所構内及び発電用原子炉施設周辺の地滑り状況 ・火山の影響（旧）降下火砕物の有無や堆積状況 （新）発電所構内及び発電用原子炉施設の降下火砕物堆積状況 ・森林火災（旧）火災状況、ばい煙の方向確認や発電所構内及び屋外施設への影響の有無 （新）火災状況、ばい煙の方向確認 ・飛来物（航空機落下）（旧）飛来物の有無や発電所構内及び屋外施設への影響の有無 （新）飛来物による発電所構内及び発電用原子炉施設の損壊状況 ・近隣工場等の火災（旧）火災状況、ばい煙の方向確認や発電所構内及び屋外施設への影響の有無 （新）火災状況、ばい煙の方向確認 ・船舶の衝突（旧）発電所港湾施設等に衝突した船舶の状況確認及び発電所への影響の有無 （新）船舶の衝突による発電用原子炉施設の損壊状況 	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
350	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-別添1-20	表2.1-4中の監視カメラにより把握できる発電用原子炉施設の外の状況欄について、記載内容を適正化した。（下線部参照） <ul style="list-style-type: none"> ・地震（旧）地震発生後の発電所構内及び屋外施設への影響の有無 （新）地震による発電所構内及び発電用原子炉施設の損壊状況 ・津波（旧）津波（高潮を包絡）襲来の状況や発電所構内及び屋外施設への影響の有無 （新）津波の襲来状況や発電所構内の浸水状況 ・風（台風）（旧）風（台風）・竜巻による施設への被害状況や設備周辺における飛散状況 （新）風（台風）・竜巻（飛来物含む）による発電所構内及び発電用原子炉施設の損壊状況 ・降水（旧）発電所構内の排水状況や降雨の状況 （新）発電所構内の浸水状況 ・積雪（旧）降雪の有無や発電所構内及び屋外施設への積雪状況 （新）発電所構内及び発電用原子炉施設の積雪状況 ・落雷（旧）発電所構内及び周辺の落雷の有無 （新）発電所構内及び発電用原子炉施設周辺の落雷状況 ・地滑り（旧）地震や降雨による地滑りの有無や施設への影響の有無 （新）発電所構内及び発電用原子炉施設周辺の地滑り状況 ・火山の影響（旧）降下火砕物の有無や堆積状況 （新）発電所構内及び発電用原子炉施設の降下火砕物堆積状況 ・森林火災（旧）火災状況、ばい煙の方向確認や発電所構内及び屋外施設への影響の有無 （新）火災状況、ばい煙の方向確認 ・飛来物（旧）飛来物の有無や発電所構内及び屋外施設への影響（航空機落下）の有無 （新）飛来物による発電所構内及び発電用原子炉施設の損壊状況 ・近隣工場等の火災（旧）火災状況、ばい煙の方向確認や発電所構内及び屋外施設への影響の有無 （新）火災状況、ばい煙の方向確認 ・船舶の衝突（旧）発電所港湾施設等に衝突した船舶の状況確認及び発電所への影響の有無 （新）船舶の衝突による発電用原子炉施設の損壊状況 	
351	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 6. 0）	26条-別添1-20	・表2.1-4中の監視カメラ以外の設備等による把握手段欄について、記載内容を適正化した。（下線部参照） <ul style="list-style-type: none"> ・津波（旧）公的機関（津波警報、注意報） （新）公的機関（津波警報・注意報） ・風（台風）（旧）公的機関（台風、竜巻注意報） 竜巻（新）公的機関（台風、竜巻注意情報） ・降水（旧）公的機関（降雨予報） （新）記載削除 ・生物学的事象（旧）スクリーン水位差 （新）スクリーン水位差計 	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
352	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-20	<ul style="list-style-type: none"> 表2.1-4中の監視カメラ以外の設備等による把握手段欄について、記載内容を適正化した。(下線部参照) <ul style="list-style-type: none"> 津波 (旧) 公的機関 (津波警報, 注意報) (新) 公的機関 (津波警報・注意報) 風 (台風) (旧) 公的機関 (台風, 竜巻注意報) 竜巻 (新) 公的機関 (台風, 竜巻注意情報) 降水 (旧) 公的機関 (降雨予報) (新) 記載削除 生物学的事象 (旧) スクリーン水位差 (新) スクリーン水位差計 上記記載の適正化に合わせて、相違理由も適正化した。(下線部参照) <ul style="list-style-type: none"> (旧) 設計方針の相違 <ul style="list-style-type: none"> 泊はスクリーン水位差を設置しているため、生物学的事象 (新) 設備の相違 <ul style="list-style-type: none"> 泊はスクリーン水位差計を設置しているため、生物学的事象 	
353	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-20	<p>相違理由を適正化した。(下線部参照)</p> <p>(旧)</p> <p>【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は外部状況を把握する設備により把握できる自然現象等を記載しているため、凍結の記載があるが、泊は女川に合わせて監視カメラにより把握可能な自然現象等を記載しているため、凍結は記載していない <p>(新)</p> <p>【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は外部状況を把握する設備により把握できる自然現象等を記載しているため、凍結、高潮の記載があるが、泊は女川に合わせて監視カメラにより把握可能な自然現象等を記載しているため、凍結、高潮は記載していない 	
354	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-20	<p>相違理由を適正化した。(下線部参照)</p> <p>(旧) 【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は潮位計を設置しているため、津波の把握手段に記載を追記 <p>(新) 【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は潮位計を設置しているため、津波の把握手段に記載を追記 	
355	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-20	<p>相違理由を適正化した。(下線部参照)</p> <p>(旧) 【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため記載を追記 <p>(新) 【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため記載を追記 (監視対象とする自然現象の抽出の考え方は大飯、女川と同様) 	
356	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-20	<p>相違理由を適正化した。</p> <p>(旧) 【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川実績の反映 <p>(新) 記載削除</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
357	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-別添1-21	相違理由を適正化した。（下線部参照） （旧）【女川】記載の充実 （大飯参照） （新）【女川】記載の充実 （大飯実績の反映）	
358	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.6.0）	26条-別添1-21	・有毒ガスに対して把握を不要とする理由を適正化した。（下線部参照） （旧） 主要道路、鉄道路線、主要航路及び石油コンビナート施設は発電所から離隔距離が確保されており、危険物を積載した車両及び船舶を含む事故等による発電所への有毒ガスの影響はないため不要。 （新） 発電用原子炉施設と近隣の施設や周辺道路の間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、中央制御室の居住性を損なうことはない。また、発電所周辺の主要航路を移動中の可動施設から有毒ガスの漏えいを想定した場合も同様に、離隔距離が確保されていることから、中央制御室の居住性を損なうことはない。 また、中央制御室空調装置については、外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環運転をすることにより中央制御室の居住性を損なうことはないため不要。	
359	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-別添1-21	・有毒ガスに対して把握を不要とする理由を適正化した。（下線部参照） （旧） 主要道路、鉄道路線、主要航路及び石油コンビナート施設は発電所から離隔距離が確保されており、危険物を積載した車両及び船舶を含む事故等による発電所への有毒ガスの影響はないため不要。 （新） 発電用原子炉施設と近隣の施設や周辺道路の間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、中央制御室の居住性を損なうことはない。また、発電所周辺の主要航路を移動中の可動施設から有毒ガスの漏えいを想定した場合も同様に、離隔距離が確保されていることから、中央制御室の居住性を損なうことはない。 また、中央制御室空調装置については、外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環運転をすることにより中央制御室の居住性を損なうことはないため不要。 ・上記記載の見直しによる相違理由として以下を記載。 【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 （6条 外部からの衝撃による損傷の防止のうち、有毒ガスに対する記載内容を引用しており、6条にて女川の記載と整合を図っているため、大飯と相違している）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
360	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-22	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】記載方針の相違 ・女川実績の反映 (新) 【大飯】記載内容の相違 (女川審査の反映)	
361	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-22	記載を適正化した。(下線部参照) また、測定レンジにおける”T.P+〇〇m”のプラス標記を削除した。 (旧) 第2.1-4 (新) 表2.1-5 (旧) 監視カメラ以外に中央制御室にて監視可能なパラメータ (新) 監視カメラ以外で中央制御室にて監視可能なパラメータ (旧) パラメータ (新) パラメータ項目 (旧) 空気放射線量率 (新) 空間放射線量率 (旧) 「発電用軽水型原子炉施設における」 (新) 「発電用軽水型原子炉施設における」	
362	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-22	記載を適正化した。(下線部参照) また、測定レンジにおける”T.P+〇〇m”のプラス標記を削除した。 (旧) 第2.1-4 (新) 表2.1-5 (旧) 監視カメラ以外に中央制御室にて監視可能なパラメータ (新) 監視カメラ以外で中央制御室にて監視可能なパラメータ (旧) パラメータ (新) パラメータ項目 (旧) 空気放射線量率 (新) 空間放射線量率 (旧) 「発電用軽水型原子炉施設における」 (新) 「発電用軽水型原子炉施設における」	
363	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-22	・表2.1-5には発電所敷地内に設置している設備にて把握可能なパラメータを記載することとし、公的機関にて把握する「大気圧」は記載を削除した。	
364	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-22	・表2.1-5には発電所敷地内に設置している設備にて把握可能なパラメータを記載することとし、公的機関にて把握する「大気圧」は記載を削除した。 ・上記記載の見直しによる相違理由として以下を記載。 【大飯】設備の相違 ・泊に大気圧計はないが公的機関の天気図にて大気圧を把握可能であるため、実質的な相違はない	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
365	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-別添1-22	相違理由を適正化した。（下線部参照） (旧) 【女川】 設備構成の相違 ・女川：降水量→泊：雨雪量 (新) 【女川】 設備名称の相違 ・女川：降水量→泊：雨雪量 (旧) 【女川】 設備構成の相違 ・泊は大気圧, 日射量, 放射収支量, 潮位及びスクリーン水位差が把握可能であることから記載を追加。 (新) 【女川】 記載の充実 ・泊は日射量, 放射収支量が監視可能であることから記載を追加 (旧) 【女川】 設備構成の相違 ・泊は大気圧, 日射量, 放射収支量, 潮位及びスクリーン水位差が把握可能であることから記載を追加。 (新) 【女川】 設備の相違 ・泊は潮位, スクリーン水位差が監視可能であることから記載を追加 (旧) 【大飯】 設備構成の相違 ・泊はダスト・よう素のモニタリングは手分析にて行い、中央制御室にて把握できないため、記載していない。 (新) 【大飯】 設備の相違 ・泊はダスト・よう素のモニタリングは手分析にて行い、中央制御室にて把握できないため、記載していない。	
366	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-別添1-23	相違理由を記載統一した。 (旧) 【大飯】 記載表現の相違 ・女川実績の反映 (新) 【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映)	
367	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-別添1-23	相違理由の記載を適正化した。 とりまとめた資料の名称等の相違に該当する箇所の記載を見直した。 (旧) 【大飯, 女川】 設備名称の相違 ・泊は酸素濃度および二酸化炭素濃度を1台の測定器で測定する。（柏崎6/7号炉と同様） 比較のため、次頁に柏崎6/7号炉の酸素濃度・二酸化炭素濃度計の概要を記載。以下、同様の相違理由は省略。 (新) 【大飯, 女川】 設備名称の相違 ・比較のため、次頁に柏崎6/7号炉の酸素濃度・二酸化炭素濃度計の概要を記載。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
368	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.6.0）	26条-別添1-23	記載を適正化（用語統一）した。 （旧） 取込み （新） 取り込み	
369	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-別添1-23	記載を適正化（用語統一）した。 （旧） 取込み （新） 取り込み	
370	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.6.0）	26条-別添1-23	記載を適正化（用語統一）した。 酸素濃度・二酸化炭素濃度計を数える単位を「個」で統一した。 以下の相違理由追加 【女川】記載表現の相違 ・1台⇔1個	
371	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-別添1-23	記載を適正化（用語統一）した。 酸素濃度・二酸化炭素濃度計を数える単位を「個」で統一した。 以下の相違理由追加 【女川】記載表現の相違 ・1台⇔1個	
372	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.6.0）	26条-別添1-23	記載を適正化した。（女川実績反映） 表2.2-1 （旧） 乾電池切れ バックアップ用として2個 （新） バッテリー切れ バックアップ用として予備2個	
373	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-別添1-23	記載を適正化した。（女川実績反映） 表2.2-1 （旧） 乾電池切れ バックアップ用として2個 （新） バッテリー切れ バックアップ用として予備2個	
374	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.6.0）	26条-別添1-24	記載を適正化（用語統一）した。 （旧） 外気取入れ運転モード 取入れる 5100 （新） 外気取入れ運転 取り入れる 5_100	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
375	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-25	記載を適正化(用語統一)した。 (旧) 外気取入れ運転モード 取入れる 5100 (新) 外気取入れ運転 取り入れる 5_100	
376	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-25	相違理由を適正化 (旧) 【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映 (新) 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)	
377	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-25	相違理由の記載を適正化した。 とりまとめた資料の名称等の相違に該当する箇所の記載を見直した。 (旧) 【女川】 設備名称の相違 (新) 記載なし	
378	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-25	相違理由を追加した。 泊は外気取入れ運転に期待していないが、女川との比較のため、参考として換気効果を評価したことを追記した。 (追記) 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・泊の中央制御室空調装置の外気取入れ機能は中央制御室非常用循環系統の安全機能ではなく、閉回路循環運転により外気取入れを遮断したままでも、酸素及び二酸化炭素濃度の変化によって中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えないことを確認している。 ・泊は女川との比較のため、参考として外気取入れ運転時の換気効果を評価した。	
379	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-24	記載を適正化(用語及び表現統一)した。 a. 酸素濃度 (旧) 外気取入れ運転モード 5100 1068. 45 (新) 外気取入れ運転 5_100 1_068. 45	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
380	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-26	記載を適正化(用語及び表現統一)した。 a. 酸素濃度 (旧) 外気取入れ運転モード 5100 1068.45 (新) 外気取入れ運転 5_100 1_068.45	
381	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-26	相違理由を記載適正化した。 (旧) 設備の相違 ・設備の相違による換気風量の相違。 (新) 【女川】設備の相違 ・設備の相違による換気風量の相違。	
382	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-26	相違理由の記載を適正化した。 とりまとめた資料の名称等の相違に該当する箇所の記載を見直した。 (旧) 【女川】名称の相違 (新) 記載なし	
383	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-27	相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【女川】運用の相違 ・女川は労働安全衛生法、泊および大飯は労働安全法および鉱山保安法に基づき管理値を設定。管理値は異なるが、人体への影響を考慮した管理値を設定し、必要に応じて外気取入れを行う方針に相違なし。 (新) 【女川】運用の相違 ・女川は労働安全衛生法、泊並びに大飯は労働安全法及び鉱山保安法に基づき管理値を設定。管理値は異なるが、人体への影響を考慮した管理値を設定し、必要に応じて外気取入れを行う方針に相違なし。	
384	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-28	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】資料構成の相違 ・女川実績の反映 【女川】設備名称及び記載表現の相違 (新) 【大飯】記載内容の相違 (女川審査の反映)	
385	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-28	チェン징ングエリアを設営する建屋名称に関する相違理由を追記した。 (追記) 【女川】建屋名称の相違	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
386	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-26	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) チェンジングエリアは、要員の被ばく低減の観点から原子炉補助建屋内、かつ中央制御室バウンダリ内に設営する。 (新) チェンジングエリアは、要員の被ばく低減の観点から原子炉補助建屋の中央制御室バウンダリ内に設営する。	
387	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-28	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) チェンジングエリアは、要員の被ばく低減の観点から原子炉補助建屋内、かつ中央制御室バウンダリ内に設営する。 (新) チェンジングエリアは、要員の被ばく低減の観点から原子炉補助建屋の中央制御室バウンダリ内に設営する。	
388	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-28	チェンジングエリアの設営場所に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) ・設計の相違 女川は中央制御室バウンダリに隣接した場所にチェンジングエリアを設営するのに対し、泊は中央制御室バウンダリ内に設営する違いがある。 (新) 【女川、大飯】設計の相違 ・チェンジングエリアの全てをバウンダリ内に設置するのは泊のみであるが、中央制御室内に汚染を持たない設計であることに相違なし。なお、川内はバウンダリ内にスクリーニングエリアと除染エリアを設置し、バウンダリ外には靴着脱エリアと脱衣エリアを設置している。	
389	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-28	可搬型照明(SA)に関する相違理由を追記した。 (追記) 【女川】設備の相違 ・女川は乾電池内蔵型照明に対し、泊はバッテリー式の可搬型照明であるものの、停電時に使用可能な仮設照明を配備していることに相違なし。	
390	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-28	チェンジングエリアの設営時間に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) ・設置時間の相違 泊はグリーンハウスを設置するため資機材準備時間およびエリア設営時間が女川より各5分長くなっている。 (新) 【女川】設計の相違 ・女川は平常時から必要な養生は実施済みで、運用開始前に資機材準備を行うのみであるのに対し、泊は設営時に養生から行うものの設営時間に大きな差はない。	
391	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-29	本ページ全体に関する本ページ全体に関する相違理由を追記した。 (追記) 【大飯】記載内容の相違 (女川審査の反映)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
392	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.6.0）	26条-別添1-27	図2.3-1 中央制御室チェンジングエリア設営場所及び概略図を下記のとおり変更した。 ・枠囲みの図内及び右下図内に中央制御室バウンダリの範囲を赤点線で示した。 ・左下図内のスクリーニングエリアに通路を明記し2色で色分けした。（女川実績の反映）	
393	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-別添1-29	図2.3-1 中央制御室チェンジングエリア設営場所及び概略図を下記のとおり変更した。 ・枠囲みの図内及び右下図内に中央制御室バウンダリの範囲を赤点線で示した。 ・左下図内のスクリーニングエリアに通路を明記し2色で色分けした。（女川実績の反映）	
394	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.6.0）	26条-別添1-28	図2.3-2のタイトルの記載を適正化した。（下線部参照）（女川実績の反映） （旧） 図2.3-2 中央制御室チェンジングエリアの設営のタイムチャート （新） 図2.3-2 チェンジングエリアの設営のタイムチャート	
395	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-別添1-29	図2.3-2のタイトルの記載を適正化した。（下線部参照）（女川実績の反映） （旧） 図2.3-2 中央制御室チェンジングエリアの設営のタイムチャート （新） 図2.3-2 チェンジングエリアの設営のタイムチャート	
396	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.6.0）	26条-別添1-28	図2.3-2 チェンジングエリアの設営のタイムチャートの注記（※1）の記載を適正化した。（下線部参照）（女川実績の反映） （旧） ※1：緊急時対策所からチェンジングエリア設置場所までの移動時間に余裕を見込んだ時間 （新） ※1：緊急時対策所からチェンジングエリア設置場所までの移動時間	
397	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-別添1-29	図2.3-2 チェンジングエリアの設営のタイムチャートの注記（※1）の記載を適正化した。（下線部参照）（女川実績の反映） （旧） ※1：緊急時対策所からチェンジングエリア設置場所までの移動時間に余裕を見込んだ時間 （新） ※1：緊急時対策所からチェンジングエリア設置場所までの移動時間	
398	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-別添1-29	チェンジングエリア設営のタイムチャートに関する相違理由を追記した。 （追記） 【女川】設計の相違 ・女川は平常時から必要な養生は実施済みで、運用開始前に資機材準備を行うのみであるのに対し、泊は設営時に養生から行うものの設営時間に大きな差はない。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
399	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-30	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】資料構成の相違 ・女川実績の反映 (新) 【大飯】記載内容の相違 (女川審査の反映)	
400	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-30	以下の相違理由を削除した。 ・とりまとめた資料の名称等の相違に該当する箇所の記載を見直した。 (旧) 【女川】設備名称の相違(緑字) (新) 記載なし	
401	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-31	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】資料構成の相違 ・女川実績の反映 (新) 【大飯】記載内容の相違 (女川審査の反映)	
402	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-31	以下の相違理由を削除した。 ・とりまとめた資料の名称等の相違に該当する箇所の記載を見直した。 (旧) 【女川】設備名称の相違(緑字) (新) 記載なし	
403	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-29	記載を適正化した。 図2.4-1 差し替え (旧) 通常運転時の系統概要の図 (新) 閉回路循環運転時の系統概要の図	
404	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-31	記載を適正化した。 図2.4-1 差し替え (旧) 通常運転時の系統概要の図 (新) 閉回路循環運転時の系統概要の図	
405	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-33	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】資料構成の相違 ・女川実績の反映 (新) 【大飯】記載内容の相違 (女川審査の反映)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
406	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-33	以下の相違理由を削除した。 とりまとめた資料の名称等の相違に該当する箇所の記載を見直した。 (旧) 【女川】設備名称の相違(緑字) (新) 記載なし	
407	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-32	図名称を適正化した。(用語統一)(下線部参照) 図2. 4-3 中央制御室空調装置の系統概要図 (旧) 事故時閉回路循環運転モード 外気取入れ運転モード (新) 閉回路循環運転 外気取入れ運転	
408	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-34	図名称を適正化した。(用語統一)(下線部参照) 図2. 4-3 中央制御室空調装置の系統概要図 (旧) 事故時閉回路循環運転モード 外気取入れ運転モード (新) 閉回路循環運転 外気取入れ運転	
409	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-34	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】資料構成の相違 ・女川実績の反映 (新) 【大飯】記載内容の相違 (女川審査の反映)	
410	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-34	以下の相違理由を削除した。(2箇所) ・まとめた資料の名称等の相違に該当する箇所の記載を見直した。 (旧) 【女川】設備名称の相違 (新) 記載なし	
411	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-34	以下の相違理由を追記した。 泊は外気取入れ運転に期待していないが、女川との比較のため、参考図として記載したことを追記。 (追記) 【大飯】 記載方針の相違(女川実績の反映) ・泊の中央制御室空調装置の外気取入れ機能は中央制御室非常用循環系統の安全機能ではなく、閉回路循環運転により外気取入れを遮断したままでも、酸素及び二酸化炭素濃度の変化によって中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えないことを確認している。 ・泊は、外気取入れ運転の系統概要を示すため、参考図として外気取入れ運転の概要図を記載した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
412	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-33	図2.4-4 に単位を追記した。 (追記) (単位:mm)	
413	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-35	図2.4-4 に単位を追記した。 (追記) (単位:mm)	
414	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-35	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】女川審査実績の反映 (新) 【大飯】記載方針の相違 (女川審査の反映)	
415	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-35	中央制御室の遮蔽名称に関する相違理由を削除した。(とりまとめた資料-2ページに掲載済みのため) (削除) 【大飯】設備名称の相違	
416	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-34	以下の用語を適正化(用語統一)した。(下線部参照) (旧) 通常運転モード (新) 通常運転	
417	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-36	以下の用語を適正化(用語統一)した。(下線部参照) (旧) 通常運転モード (新) 通常運転	
418	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-34	以下の記載を適正化した。(下線部参照) ダンパを数える単位及び表現を適正化した。 (旧) 2弁 中央制御室からの制御盤による操作で弁の開操作が可能 (新) 2個 中央制御室の主盤からの操作でダンパの開操作が可能	
419	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-36, 38	以下の記載を適正化した。(下線部参照) ダンパを数える単位及び表現を適正化した。 (旧) 2弁 中央制御室からの制御盤による操作で弁の開操作が可能 (新) 2個 中央制御室の主盤からの操作でダンパの開操作が可能	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
420	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-34	以下の脱字を訂正した。(下線部参照) (旧) なお、中央制御空調装置について (新) なお、中央制御室空調装置について	
421	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-36	以下の脱字を訂正した。(下線部参照) (旧) なお、中央制御空調装置について (新) なお、中央制御室空調装置について	
422	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-36	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】資料構成の相違 ・女川実績の反映 (新) 【大飯】記載方針の相違 (女川審査の反映)	
423	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-36	以下の相違理由を追記した。 (旧) 記載なし (新) 【女川】設備名称及び記載表現の相違(緑字)	
424	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-36	以下の相違理由を適正化した。(下線部参照) 設備の相違 ・ダンパの台数はプラント固有の設計。 【女川】設備の相違 ・全交流動力電源喪失発生時かつ早期に・・・。 (新) 【女川】設備の相違 ・ダンパの個数はプラント固有の設計。 ・設備仕様は個別設計の相違 ・中央制御室空調装置が起動する時間の違いは、全交流動力電源喪失発生時かつ早期に・・・。 【女川】④の相違	
425	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-35	泊仕様を踏まえ、以下のとおり記載を適正化。 中央制御室非常用循環フィルタユニット 捕集効率 (旧) よう素除去効率 95%以上(相対湿度95%以下において) (新) よう素除去効率 95%以上(相対湿度95%において)	
426	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-37	泊仕様を踏まえ、以下のとおり記載を適正化。 中央制御室非常用循環フィルタユニット 捕集効率 (旧) よう素除去効率 95%以上(相対湿度95%以下において) (新) よう素除去効率 95%以上(相対湿度95%において)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
427	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-37	本ページ全体に関する相違理由を追記した。 (追記) 【大飯】記載方針の相違 (女川審査の反映)	
428	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-37	以下の相違理由を追記した。 (旧) 記載なし (新) 【女川】⑤の相違	
429	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-38	本ページ全体に関する相違理由を追記した。 (新) 【大飯】記載方針の相違 (女川審査の反映)	
430	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-38	以下の相違理由を適正化した。 (旧) 設備の相違 (新) 【女川】設備の相違	
431	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-38	以下の相違理由を適正化した。 (旧) ・泊の中央制御室空調装置のダンパは空気作動ダンパであり、全交流動力電源喪失時には、駆動源である制御用空気喪失により自動で閉止閉動作する。 (新) ・泊の中央制御室空調装置のダンパは空気作動ダンパであり、全交流動力電源喪失時には、駆動源である制御用空気喪失により自動で閉動作する。	
432	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-36	以下の記載を適正化した。(下線部参照) ダンパを数える単位及び表現を適正化した。 (旧) 2 弁, 4 弁, 6 弁, 2 弁, 4 弁, 6 弁 (新) 2 個, 4 個, 6 個, 2 個, 4 個, 6 個	
433	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-38	以下の記載を適正化した。(下線部参照) ダンパを数える単位及び表現を適正化した。 (旧) 2 弁, 4 弁, 6 弁, 2 弁, 4 弁, 6 弁 (新) 2 個, 4 個, 6 個, 2 個, 4 個, 6 個	
434	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-38	上記を踏まえ相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) ・ダンパの台数はプラント固有の設計。 (新) ・ダンパの個数はプラント固有の設計。	
435	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-39	本ページ全体に関する相違理由を追記した。 (追記) 【大飯】記載方針の相違 (女川審査の反映)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
436	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-37	以下の記載を適正化(図面差替え)した。 図2.4-8 (旧) ダンパとファンの配置を図示 (新) ダンパの配置を図示	
437	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-39	以下の記載を適正化(図面差替え)した。 図2.4-8 (旧) ダンパとファンの配置を図示 (新) ダンパの配置を図示	
438	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-39	前段の資料追加による付番変更 (旧) (5) アニュラス空気浄化設備 アニュラス空気浄化設備の系統概要を図2.4-9に示す。 (新) (6) アニュラス空気浄化設備 アニュラス空気浄化設備の系統概要を図2.4-10に示す。	
439	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-41	前段の資料追加による付番変更 (旧) (5) アニュラス空気浄化設備 アニュラス空気浄化設備の系統概要を図2.4-9に示す。 (新) (6) アニュラス空気浄化設備 アニュラス空気浄化設備の系統概要を図2.4-10に示す。	
440	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-41	本ページ全体に関する相違理由を追記した。 (追記) 【大飯】記載充実 (女川審査の反映)	
441	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-41	以下の相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 炉型の相違 (新) 【女川】設備の相違	
442	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-41	以下のとおり相違理由を適正化した。(下線修正) (旧) 炉型の相違 ・泊では非常用ガス処理装置及び原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は設置していない。 ・放射性物質の濃度低減のため、アニュラス浄化設備を設置している。 (新) 【女川】設備の相違 ・泊では非常用ガス処理装置及び原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は設置していない。 ・放射性物質の濃度低減のため、アニュラス浄化設備を設置している。	
443	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-41	以下の相違理由を追記した。 (追記) 【女川】名称の相違	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
444	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-39	泊仕様を踏まえ、以下のとおり記載を適正化。 アニュラス空気浄化フィルタユニット 捕集効率 (旧) よう素除去効率 95%以上 (新) よう素除去効率 95%以上(相対湿度95%において)	
445	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-42	泊仕様を踏まえ、以下のとおり記載を適正化。 アニュラス空気浄化フィルタユニット 捕集効率 (旧) よう素除去効率 95%以上 (新) よう素除去効率 95%以上(相対湿度95%において)	
446	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-42	本ページ全体に関する相違理由を追記した。 (追記) 【大飯】記載充実 (女川審査の反映)	
447	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-40	前段の資料追加による付番変更 (旧) 図2.4-9 アニュラス空気浄化設備の系統概要 (新) 図2.4-10 アニュラス空気浄化設備の系統概要	
448	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-43	前段の資料追加による付番変更 (旧) 図2.4-9 アニュラス空気浄化設備の系統概要 (新) 図2.4-10 アニュラス空気浄化設備の系統概要	
449	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-40	図2.4-10において、流路の弁・ダンパの開閉状態を適正化した。	
450	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-43	図2.4-10において、流路の弁・ダンパの開閉状態を適正化した。	
451	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-43	本ページ全体に関する相違理由を追記した。 (追記) 【大飯】記載充実 (女川審査の反映)	
452	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-44～26-別添1-59	以下の相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 設計方針の相違 (新) 【女川】設計方針の相違	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
453	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-44～26-別添1-59	以下の相違理由を適正化(用語統一)した。(下線部参照) (旧) ・泊では格納容器フィルタベント操作はなく中央制御室待避所およびその内部で活動を行うための設備はない。 (新) ・泊では格納容器フィルタベント操作はなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。	
454	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-45	女川欄の誤植を修正した。(下線部参照) (2) 収容人数及び設置場所 (旧) 中央制御室待機所の収容人数は、2号炉運転員7名(運転操作の統括を行う発電副長1名、運転操作対応を行う運転員5名)に余裕を考慮した合計12名が収容可能な設計とする。中央制御室待機所のレイアウトを図2. 4-11に示す。 (新) 中央制御室待避所の収容人数は、2号炉運転員7名(運転操作の統括を行う発電副長1名、運転操作対応を行う運転員5名)に余裕を考慮した合計12名が収容可能な設計とする。中央制御室待避所のレイアウトを図2. 4-11に示す。	
455	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-45	女川欄の誤植を修正した。(下線部参照) 図2. 4-11 中央制御室待避所 レイアウト (旧) 図2. 4-11 中央制御室待機所 レイアウト (新) 図2. 4-11 中央制御室待避所 レイアウト	
456	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-45	女川欄の誤植を修正した。(下線部参照) (3) 遮蔽設備 (旧) 中央制御室待機所の壁は、コンクリート厚さ 以上とし、放射性物質のガンマ線による外部被ばくを低減する設計とする。概要は図2. 4-11に示すとおり。 (新) 中央制御室待避所の壁は、コンクリート厚さ 以上とし、放射性物質のガンマ線による外部被ばくを低減する設計とする。概要は図2. 4-11に示すとおり。	
457	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-41	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 常設代替交流電源設備である代替非常用発電機からの給電を可能な設計とする。 (新) 常設代替交流電源設備である代替非常用発電機からの給電が可能な設計とする。	
458	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-60	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 常設代替交流電源設備である代替非常用発電機からの給電を可能な設計とする。 (新) 常設代替交流電源設備である代替非常用発電機からの給電が可能な設計とする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
459	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 6. 0）	26条-別添1-41	本文及び相違理由の事故シーケンスに関する記載を以下のとおり適正化した。（有効性評価との整合）（下線部参照） （旧） 代替非常用発電機の容量は、重大事故対策の有効性評価で考慮している事象のうち、最大負荷を要求される事象である、「全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA」に対して、表2.5-1に示すとおり十分な電源供給容量を確保している。 （新） 代替非常用発電機の容量は、重大事故対策の有効性評価で考慮している事象のうち、最大負荷を要求される事象である、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」に対して、表2.5-1に示すとおり十分な電源供給容量を確保している。	
460	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-別添1-60	本文及び相違理由の事故シーケンスに関する記載を以下のとおり適正化した。（有効性評価との整合）（下線部参照） （旧） 代替非常用発電機の容量は、重大事故対策の有効性評価で考慮している事象のうち、最大負荷を要求される事象である、「全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA」に対して、表2.5-1に示すとおり十分な電源供給容量を確保している。 （新） 代替非常用発電機の容量は、重大事故対策の有効性評価で考慮している事象のうち、最大負荷を要求される事象である、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」に対して、表2.5-1に示すとおり十分な電源供給容量を確保している。	
461	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-別添1-60	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。（下線部参照） （旧） 【大飯】資料構成の相違 ・女川実績の反映 （新） 【大飯】記載表現の相違 （女川審査の反映）	
462	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-別添1-60	以下の相違理由を適正化した。（下線部参照） （旧） 【女川】型式の相違 （新） 【女川】設計方針の相違	
463	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 6. 0）	26条-別添1-41	以下の記載を適正化した。（下線部参照） ・無停電運転保安灯の仕様についてはDB8条審査実績を反映した。 （旧） 30分以上無電源で点灯する無停電運転保安灯 （新） 4時間以上無充電で点灯する無停電運転保安灯	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
464	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-61	以下の記載を適正化した。(下線部参照) ・無停電運転保安灯の仕様についてはDB8条審査実績を反映した。 (旧) 30分以上無電源で点灯する無停電運転保安灯 (新) 4時間以上無充電で点灯する無停電運転保安灯	
465	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-41	以下の設備名称を適正化した。(下線部参照) 。11条(安全避難通路等)で使用している名称と整合を図った。 (旧) 中央制御室内の非常用照明にて照明は確保できる。 (新) 中央制御室内の作業用照明にて照明は確保できる。	
466	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-61	以下の設備名称を適正化した。(下線部参照) 。11条(安全避難通路等)で使用している名称と整合を図った。 (旧) 中央制御室内の非常用照明にて照明は確保できる。 (新) 中央制御室内の作業用照明にて照明は確保できる。	
467	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-61	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】資料構成の相違 ・女川実績の反映 (新) 【大飯】記載表現の相違 (女川審査の反映)	
468	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-61	以下の相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) PWR, BWRの相違 (新) 【女川】設計方針の相違	
469	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-61	以下の相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) ・PWRではフィルタベント時のフルム通過はない。泊では照明への給電再開(全交流動力電源喪失後25分以内)までに余裕を持つ、約2.5時間無充電で点灯可能な可搬型照明(SA)を配備している。 (新) ・特重施設未導入のPWRでは、フィルタベント操作は無い。泊では照明への給電再開(全交流動力電源喪失後25分以内)までに余裕を持つ、約2.5時間無充電で点灯可能な可搬型照明(SA)を配備している。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
470	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-61	以下の相違理由を追記した。 (追記) 【女川】記載内容の相違 ・泊は、SB0を想定したシミュレータ訓練について記載 【大飯】記載表現の相違 ・泊は女川審査実績を踏まえて前段に可搬型照明(SA)による照明確保について記載。泊も可搬型照明(SA)は代替非常用発電機から給電可能。 ・泊は5時間を30分に記載統一。 【女川】記載表現の相違 (大飯実績の反映)	
471	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-41	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 非常灯照明下 (新) 無停電運転保安灯下	
472	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-61	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 非常灯照明下 (新) 無停電運転保安灯下	
473	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-41	以下の記載を適正化した。(下線部参照) ・被ばく評価で考慮するSB0時の空調復旧時間 (旧) 5時間後 (新) 300分後	
474	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-61, 106	以下の記載を適正化した。(下線部参照) ・被ばく評価で考慮するSB0時の空調復旧時間 (旧) 5時間後 (新) 300分後	
475	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-62	以下の相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 設備名称の相違 (新) 【女川, 大飯】設備名称の相違	
476	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-41	点線枠の説明表記を適正化した。(下線部参照) (旧) DB・SA条文関連 (新) SA条文関連	
477	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-62	点線枠の説明表記を適正化した。(下線部参照) (旧) DB・SA条文関連 (新) SA条文関連	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
478	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-43	以下の記載を適正化した。(下線部参照) ・DB10条及びDB11条審査実績を反映した。 (旧) ●中央制御室非常用照明 運転保安灯照度 無停電運転保安灯照度 (新) ●作業用照明照度 ●無停電運転保安灯照度	
479	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-63	以下の記載を適正化した。(下線部参照) ・DB10条及びDB11条審査実績を反映した。 (旧) ●中央制御室非常用照明 運転保安灯照度 無停電運転保安灯照度 (新) ●作業用照明照度 ●無停電運転保安灯照度	
480	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-63	以下の相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯, 女川】記載表現, 名称の相違 (新) 【大飯, 女川】記載表現, 設備名称の相違	
481	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-63	以下の相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【女川】設計値の相違 (新) 【女川】設計方針の相違	
482	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-44	図2.5-3の表題を適正化した。(下線部参照) (旧) 中央制御室 給電系統概要図 (新) 中央制御室 給電系統概要図(重大事故等時)	
483	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-64	図2.5-3の表題を適正化した。(下線部参照) (旧) 中央制御室 給電系統概要図 (新) 中央制御室 給電系統概要図(重大事故等時)	
484	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-45	以下の記載を適正化した。(下線部参照) ・DB10条及びDB11条審査実績を反映した。 (旧) 通常点灯時(中央制御室非常用照明及び非常用照明) 図2.5-4 非常用照明下での中央制御室の状況イメージ (新) 通常点灯時(運転保安灯及び無停電運転保安灯) 図2.5-4 作業用照明下での中央制御室の状況イメージ	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
485	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-65	以下の記載を適正化した。(下線部参照) ・DB10条及びDB11条審査実績を反映した。 (旧) 通常点灯時(中央制御室非常用照明及び非常用照明) 図2. 5-4 非常用照明下での中央制御室の状況イメージ (新) 通常点灯時(運転保安灯及び無停電運転保安灯) 図2. 5-4 作業用照明下での中央制御室の状況イメージ	
486	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-65	以下の相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯, 女川】記載表現, 定格容量の相違 (新) 【大飯, 女川】記載表現, 設備名称の相違	
487	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-65	以下の相違理由を追記した。(下線部参照) (追記) 【大飯, 女川】設備の相違 ・代替交流電源設備の定格容量, 給電対象等はプラント固有の設計による相違。	
488	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-65	以下の相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】資料構成の相違 ・女川実績の反映 (新) 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)	
489	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-46	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (可搬型照明(SA)) ・チェンジエリア用の可搬型照明(SA)数量2個(予備1個)については別途「別添1 3.2チェンジングエリアについて」に記載する。 (旧) 数量 5個(予備2個) (新) 数量 3個(予備1個)	
490	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-66	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (可搬型照明(SA)) ・チェンジエリア用の可搬型照明(SA)数量2個(予備1個)については別途「別添1 3.2チェンジングエリアについて」に記載する。 (旧) 数量 5個(予備2個) (新) 数量 3個(予備1個)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
491	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-66	以下の相違理由を適正化した。(下線部参照) 【大飯】資料構成の相違 ・女川実績の反映 (新) 【大飯】 (女川実績の反映)	
492	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-66	以下の相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【女川】設備名称の相違 (新) 【女川】記載表現の相違	
493	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-46	以下の記載を適正化(用語統一)した。(下線部参照) (旧) 更に (新) さらに	
494	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-66	以下の記載を適正化(用語統一)した。(下線部参照) (旧) 更に (新) さらに	
495	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-67	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】資料構成の相違 ・女川実績の反映 (新) 【大飯】 女川審査実績の反映	
496	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-67	以下の相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) ■運用の相違 (新) 【女川】運用の相違	
497	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-67	以下の相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【女川】資料構成の相違 ・大飯審査実績の反映 (新) 【女川】記載表現の相違 (大飯審査実績の反映)	
498	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-47	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 制御盤 (新) 主盤	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
499	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-67	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 制御盤 (新) 主盤	
500	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-47	図2.5-5の右側の中央制御盤名称を修正した。(下線部参照) (旧) 運転コンソール 指令コンソール (新) 主盤 運転指令卓	
501	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-67	図2.5-5の右側の中央制御盤名称を修正した。(下線部参照) (旧) 運転コンソール 指令コンソール (新) 主盤 運転指令卓	
502	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-47	図2.5-6の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 非常灯照明下で対応操作 図2.5-6 非常灯照明下で対応操作の確認(訓練) (新) 無停電運転保安灯下での対応操作 図2.5-6 無停電運転保安灯下で対応操作の確認(訓練)	
503	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-67	図2.5-6の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 非常灯照明下で対応操作 図2.5-6 非常灯照明下で対応操作の確認(訓練) (新) 無停電運転保安灯下での対応操作 図2.5-6 無停電運転保安灯下で対応操作の確認(訓練)	
504	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-47	以下の記載を適正化した。 (旧) 制御盤 約180ルクス以上 (新) 主盤 180ルクス以上	
505	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-48	以下の記載を適正化した。 (旧) 制御盤 (新) 主盤	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
506	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-68	以下の記載を適正化した。 (旧) <u>制御盤</u> 約180ルクス以上 (新) <u>主盤</u> 180ルクス以上	
507	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-67, 26-別添1-68	以下の相違理由を追記した。 (追記) 【女川】名称の相違 ・制御盤⇄主盤	
508	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-69, 26-別添1-70	以下の相違理由を適正化した。 (旧) 設計方針の相違 ・泊では格納容器フィルタベント操作はなく中央制御室待避所およびその内部で活動を行うための設備はない。 (新) 【女川】設計方針の相違 ・泊では格納容器フィルタベント操作はなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。	
509	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-72 26-別添1-73	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】表題の相違 【大飯】記載内容の相違 ・女川実績の反映 (新) 【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)	
510	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-49	第3項のタイトルが記載漏れのため追記した。(下線部参照) (旧) 3.1 配備する資機材の数量について (新) 3. 添付資料 3.1 配備する資機材の数量について	
511	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-72	第3項のタイトルが記載漏れのため追記した。(下線部参照) (旧) 3.1 配備する資機材の数量について (新) 3. 添付資料 3.1 配備する資機材の数量について	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
512	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-49	表3.1-1内の用語を適正化した。(下線部参照) (旧) <u>セルフエアセット</u> (新) <u>自給式呼吸器</u> (旧) <u>中央制御室</u> (新) 3号炉中央制御室	
513	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-72	表3.1-1内の用語を適正化した。(下線部参照) (旧) <u>セルフエアセット</u> (新) <u>自給式呼吸器</u> (旧) <u>中央制御室</u> (新) 3号炉中央制御室	
514	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-49	表3.1-1 注記(※3)の用語を適正化した。(下線部参照) (旧) <u>放射線管理員</u> (新) <u>放管班員</u>	
515	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-72	表3.1-1 注記(※3)の用語を適正化した。(下線部参照) (旧) <u>放射線管理員</u> (新) <u>放管班員</u>	
516	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-49	表3.1-2内の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 配備台数 ^{※9} /保管場所 (新) 配備台数/保管場所 (旧) <u>中央制御室</u> (新) 3号炉中央制御室	
517	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-73	表3.1-2内の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 配備台数 ^{※9} /保管場所 (新) 配備台数/保管場所 (旧) <u>中央制御室</u> (新) 3号炉中央制御室	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
518	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-50	表3.1-2 中央制御室配備の電離箱サーベイメータの配備台数に余裕数を見込んだことにより記載を適正化した。(下線部参照) (旧) <u>2</u> 台 ^{*7} (新) <u>3</u> 台 ^{*7}	
519	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-73	表3.1-2 中央制御室配備の電離箱サーベイメータの配備台数に余裕数を見込んだことにより記載を適正化した。(下線部参照) (旧) <u>2</u> 台 ^{*7} (新) <u>3</u> 台 ^{*7}	
520	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-50	表3.1-2 注記(※6)の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ※6:チェンジングエリア用 <u>2</u> 台(汚染検査を行う放管班員 <u>2</u> 名分)+中央制御室内用1台(中央制御室内の汚染検査用1台) (新) ※6:チェンジングエリア用 <u>1</u> 台(汚染検査を行う放管班員 <u>1</u> 名分)+中央制御室内用1台(中央制御室内の汚染検査用1台) <u>±余裕</u>	
521	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-73	表3.1-2 注記(※6)の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ※6:チェンジングエリア用 <u>2</u> 台(汚染検査を行う放管班員 <u>2</u> 名分)+中央制御室内用1台(中央制御室内の汚染検査用1台) (新) ※6:チェンジングエリア用 <u>1</u> 台(汚染検査を行う放管班員 <u>1</u> 名分)+中央制御室内用1台(中央制御室内の汚染検査用1台) <u>±余裕</u>	
522	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-50	表3.1-2 注記(※7)の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ※7:チェンジングエリア用 <u>1</u> 台(チェンジングエリア内のモニタリング用1台)+中央制御室内用1台(中央制御室内のモニタリング用1台) (新) ※7:チェンジングエリア用 <u>1</u> 台(チェンジングエリア内のモニタリング用1台)+中央制御室内用1台(中央制御室内のモニタリング用1台) <u>±余裕</u>	
523	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-73	表3.1-2 注記(※7)の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ※7:チェンジングエリア用 <u>1</u> 台(チェンジングエリア内のモニタリング用1台)+中央制御室内用1台(中央制御室内のモニタリング用1台) (新) ※7:チェンジングエリア用 <u>1</u> 台(チェンジングエリア内のモニタリング用1台)+中央制御室内用1台(中央制御室内のモニタリング用1台) <u>±余裕</u>	
524	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-50	中央制御室に食料等を配備することとしたため、「(2)食料等」の項目を追記した。 (追記) (2)食料等 中央制御室に配備する食料等の内訳を表3.1-3に示す。なお、食料等は、汚染が付着しないようビニール袋等であらかじめ養生し、配備する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
525	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-別添1-73	中央制御室に食料等を配備することとしたため、「(2)食料等」の項目を追記した。 （追記） (2) 食料等 中央制御室に配備する食料等の内訳を表3.1-3に示す。なお、食料等は、汚染が付着しないようビニール袋等であらかじめ養生し、配備する。	
526	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 6. 0）	26条-別添1-51	記載を適正化した。（下線部参照） （旧） 3.3 チェンジングエリアについて (1)チェンジングエリアに基本的な考え方 チェンジングエリアの設営にあたっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第59条第1項（原子炉制御室）並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第74条第1項（原子炉制御室）に基づき、原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、原子炉制御室への汚染の持込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。 （実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈第74条第1項（原子炉制御室）抜粋） （新） 3.2 チェンジングエリアについて (1)チェンジングエリアに基本的な考え方 チェンジングエリアの設営に当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第59条第2項（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第74条第2項（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）に基づき、原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、原子炉制御室への汚染の持込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。 （実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈第74条第2項（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）抜粋）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
527	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-74	<p>記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 3.3 チェンジングエリアについて (1)チェンジングエリアに基本的な考え方 チェンジングエリアの設営にあたっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第59条第1項(原子炉制御室)並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第74条第1項(原子炉制御室)に基づき、原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、原子炉制御室への汚染の持込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。 (実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈第74条第1項(原子炉制御室) 抜粋) (新) 3.2 チェンジングエリアについて (1)チェンジングエリアに基本的な考え方 チェンジングエリアの設営に当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第59条第2項(運転員が原子炉制御室にとどまるための設備)並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第74条第2項(運転員が原子炉制御室にとどまるための設備)に基づき、原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、原子炉制御室への汚染の持込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。 (実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈第74条第2項(運転員が原子炉制御室にとどまるための設備) 抜粋)</p>	
528	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-74	<p>解釈改正前後の記載に関する相違理由を追記した。 (追記) 【女川, 大飯】記載表現の相違 ・解釈改正による</p>	
529	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-74	<p>大飯に緊急時対策所に関する記載があり、泊・女川には記載がないため、相違理由を追記した。 (追記) 【大飯】記載表現の相違 ・泊と女川には緊急時対策所に関する内容の記載がない。(以降、緊急時対策所に関する内容の相違理由は記載を省略する。)</p>	
530	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-52	<p>記載を適正化した。(下線部参照) (旧) (2)チェンジングエリアの概要 チェンジングエリアは、靴着脱エリア、脱衣エリア、スクリーニングエリア及び除染エリアからなり、要員の被ばく低減の観点から原子炉補助建屋内、かつ中央制御室バウンダリ内に設営する。概要は表3.2-1のとおり。 (新) (2)チェンジングエリアの概要 チェンジングエリアは、靴着脱エリア、脱衣エリア、スクリーニングエリア及び除染エリアからなり、要員の被ばく低減の観点から原子炉補助建屋の中央制御室バウンダリ内に設営する。概要は表3.2-1のとおり。</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
531	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-74	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) (2) チェンジングエリアの概要 チェンジングエリアは、靴着脱エリア、脱衣エリア、スクリーニングエリア及び除染エリアからなり、要員の被ばく低減の観点から原子炉補助建屋内、かつ中央制御室バウンダリ内に設営する。概要は表3.2-1のとおり。 (新) (2) チェンジングエリアの概要 チェンジングエリアは、靴着脱エリア、脱衣エリア、スクリーニングエリア及び除染エリアからなり、要員の被ばく低減の観点から原子炉補助建屋の中央制御室バウンダリ内に設営する。概要は表3.2-1のとおり。	
532	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-74	チェンジングエリア内の名称に関する相違理由を削除した。(とりまとめた資料-2ページに掲載済みのため) (削除) 【女川】 エリア名称の相違 ・名称に相違はあるが、目的は同じである。 ・建屋名称の相違	
533	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-74	チェンジングエリアの設営場所に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【女川】 設計等の相違 ・女川は中央制御室バウンダリに隣接した場所にチェンジングエリアを設営するのに対し、泊は中央制御室バウンダリ内に設営する違いがある。 (新) 【女川、大飯】 設計の相違 ・「2.3 汚染の持込み防止について」の相違理由と同様。	
534	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-74	チェンジングエリアを設営する建屋名称に関する相違理由を追記した。 (追記) 【女川】 建屋名称の相違	
535	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-75	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】 資料構成の相違 ・女川実績の反映 【女川】 設備名称及び記載表現の相違 (新) 【大飯】 記載内容の相違 (女川実績の反映)	
536	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26条-別添1-52	表3.2-1内 設営形式の概要欄の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 中央制御室横入通路を活用し、通路を区画化する。 (新) 中央制御室横通路を活用し、通路を区画化する。	
537	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-75	表3.2-1内 設営形式の概要欄の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 中央制御室横入通路を活用し、通路を区画化する。 (新) 中央制御室横通路を活用し、通路を区画化する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
538	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-75	チェンジングエリアの設営形式に関する相違理由を追記した。 (追記) 【女川】設計の相違 ・女川は平常時から必要な養生は実施済みで、運用開始前に資機材準備を行うのみであるのに対し、泊は設営時に養生から行うものの設営時間に大きな差はない。	
539	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-52	表3.2-1内 手順着手の判断基準の項目欄の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放管班長が、事象進展の状況(格納容器高レンジエリアモニタ等により炉心損傷を判断した場合等)、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリア設営を行うと判断した場合。 (新) 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放管班長が、事象進展の状況(格納容器内高レンジエリアモニタ等により炉心損傷を判断した場合等)、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリア設営を行うと判断した場合。	
540	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-75	表3.2-1内 手順着手の判断基準の項目欄の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放管班長が、事象進展の状況(格納容器高レンジエリアモニタ等により炉心損傷を判断した場合等)、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリア設営を行うと判断した場合。 (新) 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放管班長が、事象進展の状況(格納容器内高レンジエリアモニタ等により炉心損傷を判断した場合等)、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリア設営を行うと判断した場合。	
541	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-76 26-別添1-77 26-別添1-78 26-別添1-80	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】資料構成の相違 ・女川実績の反映 【女川】記載表現の相違 (新) 【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)	
542	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-76	相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【女川】記載表現の相違 ・アクセス可能なルートを使用してチェンジングエリアを設置することに相違なし。 (新) 【大飯】記載表現の相違 ・アクセス可能なルートを使用してチェンジングエリアを設置することに相違なし。	
543	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-53	図3.2-1 中央制御室チェンジングエリア設営場所及び屋内アクセスルートを下記のとおり変更した。 ・枠囲みの図内に中央制御室バウンダリの範囲を赤点線で示した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
544	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-76	図3. 2-1 中央制御室チェンジングエリア設営場所及び屋内アクセスルートを下記のとおり変更した。 ・枠囲みの図内に中央制御室バウンダリの範囲を赤点線で示した。	
545	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-76	チェンジングエリアの設営場所に関する相違理由を追記した。 (追記) 【女川】設計の相違 ・「2.3 汚染の持込み防止について」の相違理由と同様。	
546	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-77	チェンジングエリアの設営時間に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) ・設置時間の相違 (新) 【女川】設計の相違 ・女川は平常時から必要な養生は実施済みで、運用開始前に資機材準備を行うのみであるのに対し、泊は設営時に養生から行うものの設営時間に大きな差はない。	
547	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-77	放管班および格納容器内高レンジエリアモニタの名称に関する相違理由を削除した。(とりまとめた資料-2ページに掲載済みのため) (削除) ・名称の相違 ・設備名称の相違	
548	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-52	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 設営の着手は、放管班長が、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、事象進展の状況(格納容器高レンジエリアモニタ等により炉心損傷を判断した場合等)、参集済みの要員数及び放管班が実施する作業の優先順位を考慮して判断し、速やかに実施する。 (新) 設営の着手は、放管班長が、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、事象進展の状況(格納容器内高レンジエリアモニタ等により炉心損傷を判断した場合等)、参集済みの要員数及び放管班が実施する作業の優先順位を考慮して判断し、速やかに実施する。	
549	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-77	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 設営の着手は、放管班長が、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、事象進展の状況(格納容器高レンジエリアモニタ等により炉心損傷を判断した場合等)、参集済みの要員数及び放管班が実施する作業の優先順位を考慮して判断し、速やかに実施する。 (新) 設営の着手は、放管班長が、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、事象進展の状況(格納容器内高レンジエリアモニタ等により炉心損傷を判断した場合等)、参集済みの要員数及び放管班が実施する作業の優先順位を考慮して判断し、速やかに実施する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
550	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 6. 0）	26条-別添1-54	図3. 2-2 チェンジングエリア設営フローの手順①の記載を適正化した。（下線部参照） （旧） ①チェンジングエリア用資機材及び可搬型照明（SA）（表3. 2-2参照）を設置場所に運搬する。 ※チェンジングエリア設置場所の照明が確保できない場合は、可搬型照明（SA）を点灯し照明を確保したうえで設置する。 （新） ①チェンジングエリア用資機材及び可搬型照明（SA）（表3. 2-2参照）を設営場所に運搬する。 ※チェンジングエリア設営場所の照明が確保できない場合は、可搬型照明（SA）を点灯し照明を確保したうえで設置する。	
551	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-別添1-77	図3. 2-2 チェンジングエリア設営フローの手順①の記載を適正化した。（下線部参照） （旧） ①チェンジングエリア用資機材及び可搬型照明（SA）（表3. 2-2参照）を設置場所に運搬する。 ※チェンジングエリア設置場所の照明が確保できない場合は、可搬型照明（SA）を点灯し照明を確保したうえで設置する。 （新） ①チェンジングエリア用資機材及び可搬型照明（SA）（表3. 2-2参照）を設営場所に運搬する。 ※チェンジングエリア設営場所の照明が確保できない場合は、可搬型照明（SA）を点灯し照明を確保したうえで設置する。	
552	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-別添1-77	チェンジングエリアの設営に関する相違理由を適正化した。（下線部参照） （旧） 設計の相違 ・大飯と女川のチェンジングエリアは平常時から必要な養生は実施済みで、運用開始前に資機材準備を行うのみであることに対し、泊のチェンジングエリアは設営時に養生を行うところから開始することに違いがある。 ・また、大飯は可搬型空気浄化装置を、女川については可搬型空気浄化設備を設置し換気するのに対し、泊は中央制御室空調装置で換気するため設置しない。 （新） 【女川、大飯】設計の相違 ・大飯と女川は平常時から必要な養生は実施済みで、運用開始前に資機材準備を行うのみであることに対し、泊は設営時に養生から行うものせ設営時間に大きな差はない。 ・また、大飯は可搬型空気浄化装置を、女川については可搬型空気浄化設備を設置し換気するのに対し、泊は中央制御室空調装置で換気するため、可搬型空気浄化装置は設置しない。（設営場所がバウンダリ内外の違いがあるものの川内及び伊方も未設置）	
553	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 6. 0）	26条-別添1-55	図3. 2-3 中央制御室チェンジングエリアを下記のとおり変更した。 ・図内のスクリーニングエリアに通路を明記し2色で色分けした。（女川実績の反映）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
554	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-78	図3.2-3 中央制御室チェンジングエリアを下記のとおり変更した。 ・図内のスクリーニングエリアに通路を明記し2色で色分けした。(女川実績の反映)	
555	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-79 26-別添1-81 26-別添1-83 26-別添1-88 26-別添1-89	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】資料構成の相違 ・女川実績の反映 【女川】記載表現の相違 (新) 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)	
556	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-56	表3.2-2内 可搬型照明(SA)の数量の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 3台(予備1台) (新) 2台(予備1台)	
557	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-79	表3.2-2内 可搬型照明(SA)の数量の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 3台(予備1台) (新) 2台(予備1台)	
558	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-58	靴着脱エリア及び脱衣エリアに関する記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ① 靴着脱エリア 靴及びヘルメット等を着脱するエリア。 ② 脱衣エリア 防護具を適切な順番で脱衣するエリア。 (新) ① 靴着脱エリア 靴等を着脱するエリア。 ② 脱衣エリア 防護具及びヘルメットを適切な順番で脱衣するエリア。	
559	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-81	靴着脱エリア及び脱衣エリアに関する記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ① 靴着脱エリア 靴及びヘルメット等を着脱するエリア。 ② 脱衣エリア 防護具を適切な順番で脱衣するエリア。 (新) ① 靴着脱エリア 靴等を着脱するエリア。 ② 脱衣エリア 防護具及びヘルメットを適切な順番で脱衣するエリア。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
560	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-81	ヘルメットを外すエリアに関する相違理由を追記した。 (追記) 【女川】運用の相違 ・女川は下足エリアでヘルメットを外すのに対し、泊はスクリーニングエリアで外す違いがある。これはヘルメットをタイバックの外側に被るか内側に被るかの違いによる。	
561	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-58	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) チェンジングエリアでは、事故対応を円滑に実施するため、放管班のうち2名が汚染検査、除染、汚染管理を行う。 また、チェンジングエリアの運用が適切に実施できるよう放管班は定期的な教育・訓練を行い入域時間の短縮及び技術力の向上を図ることとしている。 (新) チェンジングエリアでは、事故対応を円滑に実施するため、放管班員のうち2名が汚染検査、除染、汚染管理を行う。 また、チェンジングエリアの運用が適切に実施できるよう放管班員は定期的な教育・訓練を行い入域時間の短縮及び技術力の向上を図ることとしている。	
562	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-82	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) チェンジングエリアでは、事故対応を円滑に実施するため、放管班のうち2名が汚染検査、除染、汚染管理を行う。 また、チェンジングエリアの運用が適切に実施できるよう放管班は定期的な教育・訓練を行い入域時間の短縮及び技術力の向上を図ることとしている。 (新) チェンジングエリアでは、事故対応を円滑に実施するため、放管班員のうち2名が汚染検査、除染、汚染管理を行う。 また、チェンジングエリアの運用が適切に実施できるよう放管班員は定期的な教育・訓練を行い入域時間の短縮及び技術力の向上を図ることとしている。	
563	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-82	相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【女川】用語の相違 (新) 【大飯】用語の相違	
564	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-82	チェンジングエリアで対応する放管班員の人数に関する相違理由を追記した。 (追記) 【大飯】設計の相違 ・大飯は平常時から設置済みで、運用開始前に資機材準備を行うのみであるのに対し、泊は設営時に養生から行うため、設営の要員数に違いがある。	
565	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-83	緊急時対策所に関する相違理由を削除した。(緊急時対策所に関する相違理由の記載を省略することについては26-別添1-74ページに掲載済みのため) (削除) 【大飯】設計の相違 ・泊と女川には緊急時対策所の記載がない。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
566	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-83 26-別添1-84	アノラック (b. ①及びe. ②) の名称に関する相違理由を適正化した。 (下線部参照) (旧) ・防護具名称の相違 (新) 【女川】防護具名称の相違	
567	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-83	ヘルメットを外すエリアに関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【女川】運用の相違 ・女川は下足エリアでヘルメットを外すのに対し、泊は脱衣エリアで外す違いがある。これはヘルメットをアノラックの外側に被るか内側に被るかの違いによる。 (新) 【女川】運用の相違 ・女川は下足エリアでヘルメットを外すのに対し、泊は脱衣エリアで外す違いがある。これはヘルメットをタイベックの外側に被るか内側に被るかの違いによる。	
568	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-84	本ページ全体に関する相違理由を追記した。 (追記) 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)	
569	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-84	ヘルメットを着用するエリアに関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【女川】運用の相違 ・女川は下足エリアでヘルメットを着用するが泊は中央制御室内で着用する違いがある。これはヘルメットの <u>配備場所</u> の違いによる。 (新) 【女川】運用の相違 ・女川は下足エリアでヘルメットを着用するが泊は中央制御室内で着用する違いがある。これはヘルメットを <u>着用する場所</u> の違いによる。	
570	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-85	本ページ全体に関する相違理由を追記した。 (追記) 【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)	
571	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-60	図3. 2-6内 除染ができる施設に関する記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 緊急時対策所等 (新) 中央制御室外	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
572	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-別添1-85	図3.2-6内 除染ができる施設に関する記載を適正化した。（下線部参照） （旧） <u>緊急時対策所等</u> （新） <u>中央制御室外</u>	
573	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-別添1-86	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。（下線部参照） （旧） 【女川】 記載充実（大飯参照） （新） 【女川】 記載充実 （大飯実績の反映）	
574	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.6.0）	26条-別添1-61	可搬型照明（SA）の配置に関する記載を適正化した。（下線部参照） （旧） チェン징ングエリア設置箇所付近の全照明が消灯した場合に使用する可搬型照明（SA）は、2個使用する。個数はチェン징ングエリア設置、身体サーベイ及び除染時に必要な照度を確保できることを確認している。 可搬型照明（SA）の照度は、チェン징ングエリア内に2個設置した場合で、身体サーベイ等を行う床面において20ルクス以上の照度になるように配置する。 （新） チェン징ングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合に使用する可搬型照明（SA）は、2個を使用する。個数はチェン징ングエリア設置、身体サーベイ及び除染時に必要な照度を確保できるよう配置する。 可搬型照明（SA）の照度は、 <u>図3.2-7のとおり</u> チェン징ングエリア内に2個設置した場合で、身体サーベイ等を行う床面において「 <u>JIS Z 9125 (2007) 屋内作業場の照明基準</u> 」の照度段階の最低値である20ルクス以上の照度になるように配置する。 なお、それぞれのエリアの代表点の床面に設置した状態で、20ルクス以上の照度が確保できていることを実測により確認している。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
575	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-86	可搬型照明 (SA) の配置に関する記載を適正化した。(下線部参照) (旧) チェンジングエリア設置箇所付近の全照明が消灯した場合に使用する可搬型照明 (SA) は、2個使用する。個数はチェンジングエリア設置、身体サーベイ及び除染時に必要な照度を確保できることを確認している。 可搬型照明 (SA) の照度は、チェンジングエリア内に2個設置した場合で、身体サーベイ等を行う床面において20ルクス以上の照度になるように配置する。 (新) チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合に使用する可搬型照明 (SA) は、2個を使用する。個数はチェンジングエリア設置、身体サーベイ及び除染時に必要な照度を確保できるよう配置する。 可搬型照明 (SA) の照度は、 <u>図3.2-7のとおり</u> チェンジングエリア内に2個設置した場合で、身体サーベイ等を行う床面において「JIS Z 9125 (2007) 屋内作業場の照明基準」の照度段階の最低値である20ルクス以上の照度になるように配置する。 なお、それぞれのエリアの代表点の床面に設置した状態で、20ルクス以上の照度が確保できていることを実測により確認している。	
576	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-61	図3.2-7 可搬型照明 (SA) 確認状況を下記のとおり変更した。 ・図内のスクリーニングエリアに通路を明記し2色で色分けした。(女川実績の反映)	
577	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-86	図3.2-7 可搬型照明 (SA) 確認状況を下記のとおり変更した。 ・図内のスクリーニングエリアに通路を明記し2色で色分けした。(女川実績の反映)	
578	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-61	可搬型照明 (SA) の数量に関する記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 【設備仕様】 ●可搬型照明 (SA) 個数： <u>3</u> 個 (予備1個含む) (新) 【設備仕様】 ●可搬型照明 (SA) 個数： <u>2</u> 個 (予備1個)	
579	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-86	可搬型照明 (SA) の数量に関する記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 【設備仕様】 ●可搬型照明 (SA) 個数： <u>3</u> 個 (予備1個含む) (新) 【設備仕様】 ●可搬型照明 (SA) 個数： <u>2</u> 個 (予備1個)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
580	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-87	可搬型空気浄化装置の設置に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 設計方針の相違 ・泊は中央制御室空調系による空調管理が可能なエリアにチェンジングエリアを設置するため、可搬型空気浄化装置は不要。 (新) 【女川、大飯】設計の相違 ・大飯は可搬型空気浄化装置を、女川は可搬型空気浄化設備を設置してチェンジングエリアの外側に空気が流れるよう換気するのに対し、泊は中央制御室空調装置にてチェンジングエリアの汚染レベルの低い方から高い方へ空気が流れるよう設計しているため、可搬型空気浄化装置は設置しない。(設営場所はバウンダリ内外の違いがあるものの川内及び伊方も未設置)	
581	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-87	項目のタイトルの記載を削除した。 (削除) (6) チェンジングエリアに係る補足事項	
582	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-88	項目のタイトルの記載を追記した。 (追記) (7) チェンジングエリアに係る補足事項	
583	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-62	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) a. チェンジングエリアの設営状況 チェンジングエリアは、靴着脱エリア、脱衣エリア及びスクリーニングエリアの境界をバリア等により区画する。チェンジングエリアの設営状況は図3.2-7のとおりである。 (新) a. チェンジングエリアの設営状況 チェンジングエリアは、靴着脱エリア、脱衣エリア及びスクリーニングエリアの境界をバリア等により区画する。チェンジングエリアの設営状況は図3.2-8のとおりである。	
584	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-88	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) a. チェンジングエリアの設営状況 チェンジングエリアは、靴着脱エリア、脱衣エリア及びスクリーニングエリアの境界をバリア等により区画する。チェンジングエリアの設営状況は図3.2-7のとおりである。 (新) a. チェンジングエリアの設営状況 チェンジングエリアは、靴着脱エリア、脱衣エリア及びスクリーニングエリアの境界をバリア等により区画する。チェンジングエリアの設営状況は図3.2-8のとおりである。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
585	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-88	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 図3.2-7 チェンジングエリアの設営状況 (新) 図3.2-8 チェンジングエリアの設営状況	
586	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-62	図3.2-8 チェンジングエリア設営状況を下記のとおり変更した。 ・図内のスクリーニングエリアに通路を明記し2色で色分けした。(女川実績の反映)	
587	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-88	図3.2-8 チェンジングエリア設営状況を下記のとおり変更した。 ・図内のスクリーニングエリアに通路を明記し2色で色分けした。(女川実績の反映)	
588	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-89	チェンジングエリアを設営する建屋名称に関する相違理由を追記した。 (追記) 【女川】建屋名称の相違	
589	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-63	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) b. チェンジングエリアへの空気の流れ 中央制御室チェンジングエリアは、一定の気密性が確保された原子炉補助建屋内、かつ中央制御室バウンダリ内に設置し、図3.2-8のように、汚染の区分ごとにエリアを区画し、汚染を管理する。 (新) b. チェンジングエリアへの空気の流れ 中央制御室チェンジングエリアは、一定の気密性が確保された原子炉補助建屋の中央制御室バウンダリ内に設置し、図3.2-9のように、汚染の区分ごとにエリアを区画し、汚染を管理する。	
590	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-89	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) b. チェンジングエリアへの空気の流れ 中央制御室チェンジングエリアは、一定の気密性が確保された原子炉補助建屋内、かつ中央制御室バウンダリ内に設置し、図3.2-8のように、汚染の区分ごとにエリアを区画し、汚染を管理する。 (新) b. チェンジングエリアへの空気の流れ 中央制御室チェンジングエリアは、一定の気密性が確保された原子炉補助建屋の中央制御室バウンダリ内に設置し、図3.2-9のように、汚染の区分ごとにエリアを区画し、汚染を管理する。	
591	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-89	チェンジングエリアの設営場所に関する相違理由を追記した。(下線部参照) (追記) 【女川】設計の相違 ・「2.3 汚染の持込み防止について」の相違理由と同様	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
592	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.6.0）	26条-別添1-63	記載を適正化した。（下線部参照） （旧） また、更なる被ばく低減のため、中央制御室を中央制御室空調装置の運転による換気を行うことにより、チェンジングエリアに図3.3-8のように空気の流れをつくり、かつ脱衣エリアにグリーンハウスを設置することで脱衣を行うホットエリア等の空気によるスクリーニングエリア側への汚染拡大を防止する。 （新） また、更なる被ばく低減のため、中央制御室を中央制御室空調装置の運転による換気を行うことにより、チェンジングエリアに図3.2-9のように空気の流れをつくるとともに、靴着脱エリア及び脱衣エリアにグリーンハウスを設置することで脱衣を行うホットエリア等の空気によるスクリーニングエリア側への汚染拡大を防止する。	
593	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-別添1-89	記載を適正化した。（下線部参照） （旧） また、更なる被ばく低減のため、中央制御室を中央制御室空調装置の運転による換気を行うことにより、チェンジングエリアに図3.3-8のように空気の流れをつくり、かつ脱衣エリアにグリーンハウスを設置することで脱衣を行うホットエリア等の空気によるスクリーニングエリア側への汚染拡大を防止する。 （新） また、更なる被ばく低減のため、中央制御室を中央制御室空調装置の運転による換気を行うことにより、チェンジングエリアに図3.2-9のように空気の流れをつくるとともに、靴着脱エリア及び脱衣エリアにグリーンハウスを設置することで脱衣を行うホットエリア等の空気によるスクリーニングエリア側への汚染拡大を防止する。	
594	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-別添1-89	空気の流れにより汚染拡大を防止することに関する相違理由を適正化した。（下線部参照） （旧） 【女川】設計の相違 ・女川は～（途中省略）～、泊は中央制御室への放射性物質の流入防止について、出入口以外の扉の施錠、グリーンハウス内での汚染の閉じ込めに係る運用方法、空調装置の空気の流れを示している。 （新） 【女川】設計の相違 ・女川は～（途中省略）～、泊は中央制御室空調装置にてチェンジングエリアの汚染レベルの低い方から高い方へ空気が流れるよう設計しているため、可搬型空気浄化装置は設置しない。（設営場所はバウンダリ内外の違いがあるものの川内及び伊方も未設置）	
595	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-別添1-90	本ページ全体に関する相違理由を追記した。 （追記） 【大飯】記載内容の相違 （女川実績の反映）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
596	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-63	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 図3.2-8 中央制御室チェンジングエリアの空気の流れ (新) 図3.2-9 中央制御室チェンジングエリアの空気の流れ	
597	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-90	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 図3.2-8 中央制御室チェンジングエリアの空気の流れ (新) 図3.2-9 中央制御室チェンジングエリアの空気の流れ	
598	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-63	図3.2-9 中央制御室チェンジングエリアの空気の流れを下記のとおり変更した。 ・入室や退室等を示すルートを図中(矢印)に示し、凡例に明記した。 ・ホットエリアやクリーンエリア等の汚染区分を図中(床面)に色入れし、凡例に明記した。 ・図中の回収箱(黄色の箱)に関して凡例に明記した。	
599	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-90	図3.2-9 中央制御室チェンジングエリアの空気の流れを下記のとおり変更した。 ・入室や退室等を示すルートを図中(矢印)に示し、凡例に明記した。 ・ホットエリアやクリーンエリア等の汚染区分を図中(床面)に色入れし、凡例に明記した。 ・図中の回収箱(黄色の箱)に関して凡例に明記した。	
600	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-90	空気の流れにより汚染拡大を防止することに関する相違理由を追記した。 (追記) 【女川】設計の相違 ・女川は可搬型空気浄化設備を設置してチェンジングエリアの外側に空気が流れるよう換気するのに対し、泊は中央制御室空調装置にてチェンジングエリアの汚染レベルの低い方から高い方へ空気が流れるよう設計しているため、可搬型空気浄化装置は設置しない。(設営場所はバウンダリ内外の違いがあるものの川内及び伊方も未設置)	
601	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-91	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【女川】記載充実(大飯参照) ・記載表現の相違 (新) 【女川】記載充実 (大飯実績の反映)	
602	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-91	相違理由を削除した。 (削除) 【大飯】設計の相違 ・泊は中央制御室の出入口をとる扉は1箇所しかない。 【大飯】エリア名称の相違	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
603	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.6.0）	26条-別添1-64	記載を適正化した。（下線部参照） （旧） （a）出入口扉以外の扉の施錠による放射性物質の流入防止 中央制御室のエリアには複数の扉が設置されているが、中央制御室内への放射性物質の流入を防止するため、中央制御室の境界にある扉は全て気密扉であるとともに、図3.2-9のとおり出入口となる扉は1箇所のみとし、その他の扉については施錠管理により開放ができない運用とすることで、中央制御室内への放射性物質の持ち込みを防止する運用としている。 （新） （a）出入口扉以外の扉の施錠による放射性物質の流入防止 中央制御室のエリアには複数の扉が設置されているが、中央制御室内への放射性物質の流入を防止するため、中央制御室の境界にある扉はすべて気密扉であるとともに、図3.2-10のとおり出入口となる扉は1箇所のみとし、その他の扉については施錠管理により開放ができない運用とすることで、中央制御室内への放射性物質の持ち込みを防止する運用としている。	
604	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-別添1-91	記載を適正化した。（下線部参照） （旧） （a）出入口扉以外の扉の施錠による放射性物質の流入防止 中央制御室のエリアには複数の扉が設置されているが、中央制御室内への放射性物質の流入を防止するため、中央制御室の境界にある扉は全て気密扉であるとともに、図3.2-9のとおり出入口となる扉は1箇所のみとし、その他の扉については施錠管理により開放ができない運用とすることで、中央制御室内への放射性物質の持ち込みを防止する運用としている。 （新） （a）出入口扉以外の扉の施錠による放射性物質の流入防止 中央制御室のエリアには複数の扉が設置されているが、中央制御室内への放射性物質の流入を防止するため、中央制御室の境界にある扉はすべて気密扉であるとともに、図3.2-10のとおり出入口となる扉は1箇所のみとし、その他の扉については施錠管理により開放ができない運用とすることで、中央制御室内への放射性物質の持ち込みを防止する運用としている。	
605	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.6.0）	26条-別添1-64	図3.2-10 中央制御室出入口扉施錠箇所の吹き出しの記載を適正化した。 （下線部参照） （旧） バウンダリ範囲外 （新） バウンダリ外	
606	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-別添1-91	図3.2-10 中央制御室出入口扉施錠箇所の吹き出しの記載を適正化した。 （下線部参照） （旧） バウンダリ範囲外 （新） バウンダリ外	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
607	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.6.0）	26条-別添1-64	図3.2-10 中央制御室出入口扉施錠箇所の凡例の記載を適正化した。（下線部参照） （旧） 中央制御室空調装置の換気エリア （新） 中央制御室バウンダリ	
608	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-別添1-91	図3.2-10 中央制御室出入口扉施錠箇所の凡例の記載を適正化した。（下線部参照） （旧） 中央制御室空調装置の換気エリア （新） 中央制御室バウンダリ	
609	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.6.0）	26条-別添1-64	記載を適正化した。（下線部参照） （旧） 図3.2-9 中央制御室出入口扉施錠箇所 （新） 図3.2-10 中央制御室出入口扉施錠箇所	
610	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-別添1-91	記載を適正化した。（下線部参照） （旧） 図3.2-9 中央制御室出入口扉施錠箇所 （新） 図3.2-10 中央制御室出入口扉施錠箇所	
611	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-別添1-92	中央制御室への放射性物質の流入を防止するための運用方法に関する相違理由を追記した。 （追記） 【女川】記載充実 （大飯実績の反映） 【大飯】記載表現の相違	
612	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.6.0）	26条-別添1-65	記載を適正化した。（下線部参照） （旧） ○要員は出入口扉から入退城することになるが、中央制御室内への放射性物質の流入を防止するため、中央制御室空調装置の換気エリア側の出入口扉のカーテン及び中央制御室側のカーテンの同時開放は禁止することとし、カーテン部に注意喚起の標識を掲示する。 （新） ○要員は出入口扉から入退城することになるが、中央制御室内への放射性物質の流入を防止するため、中央制御室バウンダリの境界側の出入口扉のカーテン及び中央制御室側のカーテンの同時開放は禁止することとし、カーテン部に注意喚起の標識を掲示する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
613	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-92	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ○要員は出入口扉から入退城することになるが、中央制御室内への放射性物質の流入を防止するため、中央制御室空調装置の換気エリア側の出入口扉のカーテン及び中央制御室側のカーテンの同時開放は禁止することとし、カーテン部に注意喚起の標識を掲示する。 (新) ○要員は出入口扉から入退城することになるが、中央制御室内への放射性物質の流入を防止するため、中央制御室バウンダリの境界側の出入口扉のカーテン及び中央制御室側のカーテンの同時開放は禁止することとし、カーテン部に注意喚起の標識を掲示する。	
614	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-93	本ページ全体に関する相違理由を追記した。 (追記) 【女川】記載充実 (大飯実績の反映) 【大飯】記載表現の相違	
615	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-66	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ○放管班員は2箇所同時にチャック式のカーテンから要員が入退城しようとしている場合、両方の要員に対して放管班員はまず待機を指示する。 (新) ○放管班員は2箇所同時にチャック式のカーテンから要員が入退城しようとしている場合、両方の要員に対して待機を指示する。	
616	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-93	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ○放管班員は2箇所同時にチャック式のカーテンから要員が入退城しようとしている場合、両方の要員に対して放管班員はまず待機を指示する。 (新) ○放管班員は2箇所同時にチャック式のカーテンから要員が入退城しようとしている場合、両方の要員に対して待機を指示する。	
617	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-66	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ○待機を指示されたにもかかわらず、同時にチャック式のカーテンを通過しようとする要員がいた場合、放管班員は当該要員に対して適切に指導するものとする。 (新) ○待機を指示されたにもかかわらず、同時にチャック式のカーテンを通過しようとする要員がいた場合、放管班員は当該要員に対して適切に指導する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
618	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-別添1-93	記載を適正化した。（下線部参照） （旧） ○待機を指示されたにもかかわらず、同時にチャック式のカーテンを通過しようとする要員がいた場合、放管班員は当該要員に対して適切に指導するものとする。 （新） ○待機を指示されたにもかかわらず、同時にチャック式のカーテンを通過しようとする要員がいた場合、放管班員は当該要員に対して適切に指導する。	
619	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.6.0）	26条-別添1-66	記載を適正化した。（下線部参照） （旧） 以上から、検証のためチェンジングエリアを設営し風向確認試験を行ったが、実際の空気の流れは、図3.2-8に示す風向であることを確認した。試験の概要を以下に示す。 （新） 以上から、検証のためチェンジングエリアを設営し風向確認試験を行ったが、実際の空気の流れは、図3.2-9に示す風向であることを確認した。試験の概要を以下に示す。	
620	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）	26-別添1-93	記載を適正化した。（下線部参照） （旧） 以上から、検証のためチェンジングエリアを設営し風向確認試験を行ったが、実際の空気の流れは、図3.2-8に示す風向であることを確認した。試験の概要を以下に示す。 （新） 以上から、検証のためチェンジングエリアを設営し風向確認試験を行ったが、実際の空気の流れは、図3.2-9に示す風向であることを確認した。試験の概要を以下に示す。	
621	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.6.0）	26条-別添1-66	記載を適正化した。（下線部参照） （旧） ○グリーンハウスから中央制御室内への放射性物質の流入する経路となるようにグリーンハウスのスクリーニングエリア側に取り付けたカーテン、中央制御室出入口扉を開放し、中央制御室空調装置の範囲の境界となる出入口扉及びカーテンについては閉止状態とした。 （新） ○グリーンハウスから中央制御室内への放射性物質の流入する経路となるようにグリーンハウスのスクリーニングエリア側に取り付けたカーテン、中央制御室出入口扉を開放し、中央制御室バウンダリの境界となる出入口扉及びカーテンについては閉止状態とした。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
622	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-別添1-93	記載を適正化した。（下線部参照） （旧） ○グリーンハウスから中央制御室内への放射性物質の流入する経路となるようにグリーンハウスのスクリーニングエリア側に取り付けたカーテン、中央制御室出入口扉を開放し、中央制御室空調装置の範囲の境界となる出入口扉及びカーテンについては閉止状態とした。 （新） ○グリーンハウスから中央制御室内への放射性物質の流入する経路となるようにグリーンハウスのスクリーニングエリア側に取り付けたカーテン、中央制御室出入口扉を開放し、中央制御室バウンダリの境界となる出入口扉及びカーテンについては閉止状態とした。	
623	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-別添1-94	中央制御室バウンダリ内に設営することによる外部被ばく等の低減に関する相違理由を追記した。 （追記） 【女川，大飯】記載充実	
624	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 6. 0）	26条-別添1-67	記載を適正化した。（下線部参照） （旧） (e) 中央制御室空調装置の換気エリアに設置することによる外部被ばく等の低減 チェンジングエリアを中央制御室空調装置の換気エリアに設置することにより、外部被ばく、衣服汚染及び身体汚染を低減できる。具体的には以下のとおり。 ①外部被ばくの低減 グリーンハウスを中央制御室空調装置の範囲外に設置した場合、チェンジングエリア周辺の汚染レベルが高く、要員が防護具類を脱衣する際に外部被ばくの増加が懸念される。 このため、中央制御室遮へいに囲まれた中央制御室空調装置の換気エリアにチェンジングエリアを設置することで、環境の線量当量率は低くなり、要員の外部被ばくを低減できる。 （新） (e) 中央制御室バウンダリ内に設営することによる外部被ばく等の低減 チェンジングエリアを中央制御室バウンダリ内に設営することにより、外部被ばく、衣服汚染及び身体汚染を低減できる。具体的には以下のとおり。 ①外部被ばくの低減 グリーンハウスを中央制御室バウンダリ外に設営した場合、チェンジングエリア周辺の汚染レベルが高く、要員が防護具類を脱衣する際に外部被ばくの増加が懸念される。 このため、中央制御室バウンダリ内にチェンジングエリアを設営することで、環境の線量当量率は低くなり、要員の外部被ばくを低減できる。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
625	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-別添1-94	<p>記載を適正化した。（下線部参照）</p> <p>（旧）</p> <p>(e) 中央制御室空調装置の換気エリアに設置することによる外部被ばく等の低減 チェンジングエリアを中央制御室空調装置の換気エリアに設置することにより、外部被ばく、衣服汚染及び身体汚染を低減できる。具体的には以下のとおり。</p> <p>①外部被ばくの低減 グリーンハウスを中央制御室空調装置の範囲外に設置した場合、チェンジングエリア周辺の汚染レベルが高く、要員が防護具類を脱衣する際に外部被ばくの増加が懸念される。 このため、<u>中央制御室遮へいに囲まれた中央制御室空調装置の換気エリア</u>にチェンジングエリアを設置することで、環境の線量当量率は低くなり、要員の外部被ばくを低減できる。</p> <p>（新）</p> <p>(e) 中央制御室バウンダリ内に設置することによる外部被ばく等の低減 チェンジングエリアを中央制御室バウンダリ内に設置することにより、外部被ばく、衣服汚染及び身体汚染を低減できる。具体的には以下のとおり。</p> <p>①外部被ばくの低減 グリーンハウスを中央制御室バウンダリ外に設置した場合、チェンジングエリア周辺の汚染レベルが高く、要員が防護具類を脱衣する際に外部被ばくの増加が懸念される。 このため、<u>中央制御室バウンダリ内にチェンジングエリア</u>を設置することで、環境の線量当量率は低くなり、要員の外部被ばくを低減できる。</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
626	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 6. 0）	26条-別添1-67	記載を適正化した。（下線部参照） (旧) (e) ②衣服汚染及び身体汚染の低減 グリーンハウスを中央制御室空調装置の範囲外に設置した場合、チェンジングエリア周辺の汚染レベルが高く、中央制御室への要員の入退室時に外部の放射性物質が流入することから、グリーンハウス内に汚染が付着しやすくなり要員の衣服汚染及び身体汚染の発生が増加する懸念がある。 一方、チェンジングエリアを中央制御室空調装置の換気エリアに設置した場合は、中央制御室内の環境の汚染レベルは低いため、衣服汚染及び身体汚染の発生を抑制することができる。 (新) (e) ②衣服汚染及び身体汚染の低減 グリーンハウスを中央制御室バウンダリ外に設置した場合、チェンジングエリア周辺の汚染レベルが高く、中央制御室への要員の入退室時に外部の放射性物質が流入することから、グリーンハウス内に汚染が付着しやすくなり要員の衣服汚染及び身体汚染の発生が増加する懸念がある。 一方、チェンジングエリアを中央制御室バウンダリ内に設置した場合は、中央制御室内の環境の汚染レベルは低いため、衣服汚染及び身体汚染の発生を抑制することができる。	
627	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-別添1-94	記載を適正化した。（下線部参照） (旧) (e) ②衣服汚染及び身体汚染の低減 グリーンハウスを中央制御室空調装置の範囲外に設置した場合、チェンジングエリア周辺の汚染レベルが高く、中央制御室への要員の入退室時に外部の放射性物質が流入することから、グリーンハウス内に汚染が付着しやすくなり要員の衣服汚染及び身体汚染の発生が増加する懸念がある。 一方、チェンジングエリアを中央制御室空調装置の換気エリアに設置した場合は、中央制御室内の環境の汚染レベルは低いため、衣服汚染及び身体汚染の発生を抑制することができる。 (新) (e) ②衣服汚染及び身体汚染の低減 グリーンハウスを中央制御室バウンダリ外に設置した場合、チェンジングエリア周辺の汚染レベルが高く、中央制御室への要員の入退室時に外部の放射性物質が流入することから、グリーンハウス内に汚染が付着しやすくなり要員の衣服汚染及び身体汚染の発生が増加する懸念がある。 一方、チェンジングエリアを中央制御室バウンダリ内に設置した場合は、中央制御室内の環境の汚染レベルは低いため、衣服汚染及び身体汚染の発生を抑制することができる。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
628	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-95	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】資料構成の相違 ・女川実績の反映 【女川】記載表現の相違 (新) 【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)	
629	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-95	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) c. チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について (新) d. チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について	
630	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-95	クロスコンタミに関する相違理由を追記した。 (追記) 【女川】記載表現の相違 ・チェンジングエリア内で中央制御室入室者と退出者の接触によるクロスコンタミはないことに相違なし。	
631	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-68	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) (7) 汚染の管理基準 (新) (8) 汚染の管理基準	
632	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-95	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) (7) 汚染の管理基準 (新) (8) 汚染の管理基準	
633	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-68	表3. 2-3内 状況②の状況欄の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 大規模放射性雲が放出されるような原子力災害 (新) 大規模プルームが放出されるような原子力災害	
634	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-95	表3. 2-3内 状況②の状況欄の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 大規模放射性雲が放出されるような原子力災害 (新) 大規模プルームが放出されるような原子力災害	
635	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-96	本ページ全体に関する相違理由を追記した。 (追記) 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
636	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-96	OILの設定の考え方に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】記載表現の相違 ・スクリーニング基準の設定にあたり準拠しているOILについて記載もので、設定の考え方に相違なし。 (新) 【大飯】記載表現の相違 ・スクリーニング基準の設定にあたり、準拠しているOILの設定に至る経緯等を記載しているもので、設定の考え方に相違なし。	
637	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-97	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。 (旧) 【女川】記載充実(大飯参照) (新) 【女川】記載充実 (大飯実績の反映)	
638	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-97	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 第3.2-4表 中央制御室における線量評価条件 (新) 表3.2-4 中央制御室における線量評価条件	
639	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-98	本ページ全体に関する相違理由を追記した。 (追記) 【女川】記載充実 (大飯実績の反映)	
640	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-98	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 被ばく評価結果を第3.2-5表に示す。 (新) 被ばく評価結果を表3.2-5に示す。	
641	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-69～ 26条-別添1-70	落丁ページを追加した。	
642	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-98	資料名称に関する記載を適正化した。(下線部参照) (旧) なお、中央制御室の居住性に係る被ばく評価については、別途「泊発電所3号炉 中央制御室について」において審査ガイドに基づき評価しており、本評価は中央制御室入室の汚染管理基準の評価のため試算したものである。 (新) なお、中央制御室の居住性に係る被ばく評価については、別途「原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について」において審査ガイドに基づき評価しており、本評価は中央制御室入室の汚染管理基準の評価のため試算したものである。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
643	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-98	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 第3.2-5 衣類に付着した放射性物質による中央制御室での被ばく評価結果 (新) 表3.2-5 衣類に付着した放射性物質による中央制御室での被ばく評価結果	
644	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-98	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) なお、さらなる被ばく低減の観点からもより低い管理基準で運用していくことも視野に入れて改善を図っていく。 (新) また、さらなる被ばく低減の観点からもより低い管理基準で運用していくことも視野に入れて改善を図っていく。	
645	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-99	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】資料構成の相違 ・女川実績の反映 【女川】記載表現の相違 (新) 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)	
646	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-71	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) (8) 中央制御室におけるマスク着用の要否について 中央制御室におけるマスクの着用の判断基準は表3.2-4のとおりとする。 (新) (9) 中央制御室におけるマスク着用の要否について 中央制御室におけるマスクの着用の判断基準は表3.2-6のとおりとする。	
647	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-99	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) (8) 中央制御室におけるマスク着用の要否について 中央制御室におけるマスクの着用の判断基準は表3.2-4のとおりとする。 (新) (9) 中央制御室におけるマスク着用の要否について 中央制御室におけるマスクの着用の判断基準は表3.2-6のとおりとする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
648	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-71	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) (8) 中央制御室におけるマスク着用の要否について 中央制御室におけるマスクの着用の判断基準は表3.2-4のとおりとする。 (新) (9) 中央制御室におけるマスク着用の要否について 中央制御室におけるマスクの着用の判断基準は表3.2-6のとおりとする。	
649	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-99	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 表3.2-4 マスクの着用の判断基準 (新) 表3.2-6 マスクの着用の判断基準	
650	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-99	マスクの着用の判断基準に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【女川】設計方針の相違 ・泊3号炉は、 <u>発電所対策本部長がマスク着用を判断する基準はないが</u> 、炉心出口温度と格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)の指示値により着用基準を明確にしているため、発電課長(当直)がマスク着用の判断をすることとしている。 ・女川2号炉は、 <u>マスク等の着用の判断基準を</u> (以下省略) (新) 【大飯】運用の相違 ・泊は発電所対策本部長がマスク着用を判断するのではなく、 <u>炉心出口温度と格納容器内高レンジエリアモニタの指示値による着用基準により</u> 、発電課長(当直)がマスク着用の判断をすることとしている。 ・女川はマスク等の着用の判断基準を(以下省略)	
651	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-99	全面マスクに関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) ・女川2号炉は、 <u>電動ファン付き全面マスク及び全面マスクを全面マスク等と整理している。</u> (新) ・女川は電動ファン付き全面マスク及び全面マスクを全面マスク等と整理している。	
652	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-100	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】記載充実(女川実績の反映) 【女川】記載表現の相違 (新) 【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
653	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-71	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) (9) 可搬型照明 (SA) チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合に可搬型照明 (SA) を使用する。可搬型照明 (SA) は、脱衣、汚染検査、除染時に必要な照度を確保するために表3.2-5に示す数量及び仕様とする。 (新) (10) 可搬型照明 (SA) チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合に可搬型照明 (SA) を使用する。可搬型照明 (SA) は、脱衣、汚染検査、除染時に必要な照度を確保するために表3.2-7に示す数量及び仕様とする。	
654	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-100	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) (9) 可搬型照明 (SA) チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合に可搬型照明 (SA) を使用する。可搬型照明 (SA) は、脱衣、汚染検査、除染時に必要な照度を確保するために表3.2-5に示す数量及び仕様とする。 (新) (10) 可搬型照明 (SA) チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合に可搬型照明 (SA) を使用する。可搬型照明 (SA) は、脱衣、汚染検査、除染時に必要な照度を確保するために表3.2-7に示す数量及び仕様とする。	
655	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-100	可搬型照明 (SA) に関する相違理由を適正化した。 (旧) ・設計の相違 女川は乾電池d式に対し泊はバッテリー式の <u>違いはあるが使用目的に相違なし</u> (新) <u>【女川】設計の相違</u> ・女川は乾電池内蔵型照明に対し、泊はバッテリー式の可搬型照明であるものの、停電時に使用可能な仮設照明を配備していることに相違なし。	
656	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-71	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 表3.3-5 チェンジングエリアの可搬型照明 (SA) (新) 表3.2-7 チェンジングエリアの可搬型照明 (SA)	
657	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-100	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 表3.3-5 チェンジングエリアの可搬型照明 (SA) (新) 表3.2-7 チェンジングエリアの可搬型照明 (SA)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
658	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-71	表3.2-7内 可搬型照明 (SA) の数量の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 3個(予備1個) (新) 2個(予備1個)	
659	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-100	表3.2-7内 可搬型照明 (SA) の数量の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 3個(予備1個) (新) 2個(予備1個)	
660	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-71	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) (10) チェンジングエリアのスペースについて (新) (11) チェンジングエリアのスペースについて	
661	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-100	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) (10) チェンジングエリアのスペースについて (新) (11) チェンジングエリアのスペースについて	
662	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-100	チェンジングエリアの通過時間に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 設計の相違 ・汚染がない場合のチェンジングエリア通過時間の相違。(以下省略) (新) 【女川】設計の相違 ・ <u>チェンジングエリアの通過時間に大きな差はない。</u>	
663	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-101 26-別添1-102 26-別添1-103 26-別添1-104	本ページ全体に関する相違理由を追記した。 (追記) 【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
664	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 6. 0）	26条-別添1-72	31条監視設備審査実績を踏まえ、記載を適正化した。（下線部参照） （旧） （11）放管班の緊急時対応のケーススタディ 放管班は、チェンジングエリアの設営以外に、可搬型モニタリングポストの設置（約180分）、可搬型モニタリングポスト（海側用及び緊急時対策所付近用）の設置（約110分）、可搬型気象観測設備（気象観測設備代替測定用）の設置（約90分）、可搬型気象観測設備（緊急時対策所付近用）の設置（約70分）を行うことを想定している。これら対応項目の優先順位については、放管班長が状況に応じ判断する。以下にタイムチャートの例を示す。 （新） （12）放管班の緊急時対応のケーススタディ 放管班は、チェンジングエリアの設営以外に、可搬型モニタリングポストの設置（約190分）、可搬型モニタリングポスト（海側用及び緊急時対策所付近用）の設置（約120分）、可搬型気象観測設備（気象観測設備代替測定用）の設置（約100分）、可搬型気象観測設備（緊急時対策所付近用）の設置（約80分）を行うことを想定している。 これら対応項目の優先順位については、放管班長が状況に応じ判断する。以下にタイムチャートの例を示す。	
665	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-別添1-101	31条監視設備審査実績を踏まえ、記載を適正化した。（下線部参照） （旧） （11）放管班の緊急時対応のケーススタディ 放管班は、チェンジングエリアの設営以外に、可搬型モニタリングポストの設置（約180分）、可搬型モニタリングポスト（海側用及び緊急時対策所付近用）の設置（約110分）、可搬型気象観測設備（気象観測設備代替測定用）の設置（約90分）、可搬型気象観測設備（緊急時対策所付近用）の設置（約70分）を行うことを想定している。これら対応項目の優先順位については、放管班長が状況に応じ判断する。以下にタイムチャートの例を示す。 （新） （12）放管班の緊急時対応のケーススタディ 放管班は、チェンジングエリアの設営以外に、可搬型モニタリングポストの設置（約190分）、可搬型モニタリングポスト（海側用及び緊急時対策所付近用）の設置（約120分）、可搬型気象観測設備（気象観測設備代替測定用）の設置（約100分）、可搬型気象観測設備（緊急時対策所付近用）の設置（約80分）を行うことを想定している。 これら対応項目の優先順位については、放管班長が状況に応じ判断する。以下にタイムチャートの例を示す。	
666	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-別添1-101	相違理由を適正化した。（下線部参照） （旧） 設置時間、設置場所及び設備名称の相違 （新） 【女川】設置時間、設置設備種類、設置場所及び設備名称の相違	
667	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）	26-別添1-101	相違理由を削除した。 （削除） 【大飯】記載充実（女川実績の反映）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
668	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-72	タイムチャートのケース①及びケース②表中の要員名称の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 放射線管理班 (新) 放管班	
669	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-101	タイムチャートのケース①及びケース②表中の要員名称の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 放射線管理班 (新) 放管班	
670	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-102	相違理由をを削除した。 (削除) 【女川】資料番号の相違 【大飯】本資料を作成していない 【女川】表番号の相違	
671	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-102	基準地震動の用語に関する相違理由を追記した。 (追記) 【女川】記載表現の相違	
672	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-102	相違理由を適正化した。 (旧) 【女川】設備の相違 ・中央制御室を設置する建屋の相違。 (新) 【女川】設備名称の相違 ・中央制御室を設置する建屋の相違	
673	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-102	用語(「万一」)に関する相違理由を追記した。 (追記) 【女川】記載表現の相違	
674	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-105	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。 (旧) 【女川】記載充実(大飯参照) (新) 【女川】記載充実 (大飯実績の反映)	
675	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-76	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) また、中央制御室の居住性に係る被ばく評価においては、 <u>第3.3-1表</u> のとおり、入退域時の運転員の被ばくを考慮している。 (新) また、中央制御室の居住性に係る被ばく評価においては、 <u>表3.4-1</u> のとおり、入退域時の運転員の被ばくを考慮している。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
676	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-105	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) また、中央制御室の居住性に係る被ばく評価においては、 <u>第3. 4-1表</u> のとおり、入退域時の運転員の被ばくを考慮している。 (新) また、中央制御室の居住性に係る被ばく評価においては、 <u>表3. 4-1</u> のとおり、入退域時の運転員の被ばくを考慮している。	
677	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-76	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) <u>第3. 3-1表</u> 中央制御室の居住性(重大事故)に係る被ばく評価 (新) <u>表3. 4-1</u> 中央制御室の居住性(重大事故)に係る被ばく評価	
678	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-105	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) <u>第3. 4-1表</u> 中央制御室の居住性(重大事故)に係る被ばく評価 (新) <u>表3. 4-1</u> 中央制御室の居住性(重大事故)に係る被ばく評価	
679	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-106	以下の相違理由を追記した。 (追記) 【女川】記載充実(大飯実績の反映) 【大飯】記載表現の相違 ・大飯は蓄電式照明の説明に「無電源で点灯」と表現している。泊は「別添1 2. 5 重大事故等時の電源設備について」の記載を踏まえて「無充電で点灯」と表現。	
680	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-77	以下の記載を適正化した。(下線部参照) ・無停電運転保安灯の仕様についてはDB8条審査実績を反映した。 (旧) 全交流動力電源喪失発生時から30分以上無電源で点灯する無停電運転保安灯を中央制御室内に以下のとおり配備しており、代替非常用発電機が起動するまでの間(事故発生後25分以内)の明は確保されている。 (新) 全交流動力電源喪失発生時から4時間以上無充電で点灯する無停電運転保安灯を中央制御室内に以下のとおり配備しており、代替非常用発電機が起動するまでの間(事故発生後25分以内)の照明は確保されている。	
681	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-106	以下の記載を適正化した。(下線部参照) ・無停電運転保安灯の仕様についてはDB8条審査実績を反映した。 (旧) 全交流動力電源喪失発生時から30分以上無電源で点灯する無停電運転保安灯を中央制御室内に以下のとおり配備しており、代替非常用発電機が起動するまでの間(事故発生後25分以内)の明は確保されている。 (新) 全交流動力電源喪失発生時から4時間以上無充電で点灯する無停電運転保安灯を中央制御室内に以下のとおり配備しており、代替非常用発電機が起動するまでの間(事故発生後25分以内)の照明は確保されている。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
682	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-107~110	以下の記載を適正化した。(下線部参照) ・酸素及び二酸化炭素濃度評価の比較, 再掲 相違理由欄 (旧) 【女川】記載箇所の相違 ・酸素濃度及び二酸化炭素濃度の評価は大飯の記載が充実しているため別添1-130~134pから再掲して女川と比較する。 (新) 【女川】記載箇所の相違 ・酸素濃度及び二酸化炭素濃度の評価は泊及び大飯の記載が充実しているため, 後段泊の3. 6添付3から再掲して女川及び大飯と比較する。 泊欄, 大飯の再掲の記載 青字再掲の記載を修正し, 青点線にて再掲範囲を枠囲いした。	
683	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-107	以下の相違理由を削除した。 ・とりまとめた資料の名称等の相違に該当する箇所の記載を見直した。 (削除) 【大飯, 女川】設備名称の相違 【女川】名称の相違	
684	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-107	以下の相違理由を追記した。 (追記) 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)	
685	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-107, 108	以下の相違理由を追記した。 (追記) 【大飯】記載表現の相違	
686	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-108, 133	以下の相違理由を適正化した。(下線部参照) ・表番号 (旧) 表1 (新) 表3. 6-3	
687	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-108, 111, 133, 136	大飯欄の誤植を修正した。(下線部参照) (旧) 24/min 65. 52/h (新) 240/min 65. 520/h	
688	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-80, 83, 84, 85,	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 外気取入 (新) 外気取入れ	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
689	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1- 108, 110, 111, 112, 133, 135, 136, 137	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 外気取入 (新) 外気取入れ	
690	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-109	以下の相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】記載表現の相違 (新) 【女川】記載表現の相違	
691	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-109	以下の相違理由を追記した。 (追記) 【大飯】記載表現の相違	
692	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-109	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 活動に支障のない範囲 (新) 活動に支障がない範囲	
693	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-84	以下の記載を適正化した。(下線部参照) ・表番号 (旧) 表2 (新) 表3. 6-4	
694	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-109, 110, 134	以下の記載を適正化した。(下線部参照) ・表番号 (旧) 表2 (新) 表3. 6-4	
695	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-84	以下の脱字を訂正した。(下線部参照) (旧) 「二酸化炭素消火設備の安全対策について(通知)」 (新) 「二酸化炭素消火設備の安全対策について(通知)」	
696	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-109, 110, 134	以下の脱字を訂正した。(下線部参照) (旧) 「二酸化炭素消火設備の安全対策について(通知)」 (新) 「二酸化炭素消火設備の安全対策について(通知)」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
697	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-84	以下の記載を適正化した。(下線部参照) ・表番号 (旧) 表3 (新) 表3.6-5	
698	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-111, 135	以下の記載を適正化した。(下線部参照) ・表番号 (旧) 表3 (新) 表3.6-5	
699	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-111	以下の相違理由を削除した。 とりまとめた資料の名称等の相違に該当する箇所の記載を見直した。 (削除) 【大飯】設備名称の相違	
700	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-85	以下の記載を適正化した。(女川実績反映) (下線部参照) (旧) 外気取入遮断時 (新) 外気隔離時	
701	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-111	以下の記載を適正化した。(女川実績反映) (下線部参照) (旧) 外気取入遮断時 (新) 外気隔離時	
702	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-111	以下の相違理由を追記した。 (追記) 【大飯】記載表現の相違	
703	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.6.0)	26-別添1-111	泊及び大飯欄について再掲の記載を追記した。(下線部参照) (追記) 泊欄 (b) 評価結果 上記評価条件から求めた酸素濃度は、表3.6-6のとおりであり、168時間外気取入を遮断したままでも、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。 大飯欄 (b) 評価結果 上記評価条件から求めた酸素濃度は、以下のとおりであり、168時間外気取入を遮断したままでも、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
704	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-85	以下の記載を適正化した。(下線部参照) ・表番号 (旧) 表4 (新) 表3. 6-6	
705	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-111, 136	以下の記載を適正化した。(下線部参照) ・表番号 (旧) 表4 (新) 表3. 6-6	
706	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-112	相違理由を追記した。(下線部参照) (追記) 【大飯】設備の相違 ・大飯はツインプラントのため重大事故時の要員が多い。 【大飯】設備の相違 ・プラント固有の評価条件。 【大飯】記載表現の相違 【大飯】設備の相違 ・プラント固有の試験結果。	
707	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-86	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、以下のとおり 表5 外気隔離時の二酸化炭素濃度(重大事故時) (新) 上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、表3. 6-7のとおり 表3. 6-7 外気隔離時の二酸化炭素濃度(重大事故時)	
708	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-112, 137	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、以下のとおり 表5 外気隔離時の二酸化炭素濃度(重大事故時) (新) 上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、表3. 6-7のとおり 表3. 6-7 外気隔離時の二酸化炭素濃度(重大事故時)	
709	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-113~122	相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 設計方針の相違 (新) 【女川】設計方針の相違	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
710	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-123~128	相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 設備の相違 (新) 【女川】設備の相違	
711	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-129~132, 139, 140	本ページ全体に関する相違理由を追記した。 (追記) 【女川】記載充実 (大飯実績の反映)	
712	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-131	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 外気取入を考慮した影響確認の評価結果と外気取入を考慮していない評価結果は第1表のとおりであり、フィルタで浄化しながらの外気取入れであるため、中央制御室の居住性に係る被ばく評価への影響は無視できる程度である。 評価条件を表2に示す。 (新) 外気取入れを考慮した影響確認の評価結果と外気取入れを考慮していない評価結果は表3.6-1のとおりであり、フィルタで浄化しながらの外気取入れであるため、中央制御室の居住性に係る被ばく評価への影響は無視できる程度である。 評価条件を表3.6-2に示す。	
713	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-80	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 表1 中央制御室被ばく評価結果比較表(3号炉) (新) 表3.6-1 中央制御室被ばく評価結果比較表(3号炉)	
714	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-131	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 表1 中央制御室被ばく評価結果比較表(3号炉) (新) 表3.6-1 中央制御室被ばく評価結果比較表(3号炉)	
715	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-81	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 表2 評価条件比較表(中央制御室空調装置条件) (新) 表3.6-2 評価条件比較表(中央制御室空調装置条件)	
716	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-132	記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 表2 評価条件比較表(中央制御室空調装置条件) (新) 表3.6-2 評価条件比較表(中央制御室空調装置条件)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
717	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-133~137	本ページ全体に関する相違理由を適正化した。(下線部参照) (旧) 【女川】資料構成の相違 ・別添1-104~109pに再掲し、女川の【補足1】と比較する (新) 【女川】記載箇所の相違 ・女川の3.4項【補足1】記載箇所と比較する。	
718	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-138	相違理由の適正化した。(下線部参照) (旧) 【女川】資料構成の相違 ・大飯実績の反映 (新) 【女川】記載充実 (大飯実績の反映)	
719	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-86	記載の適正化した。(下線部参照) (旧) 二酸化炭素濃度は、以下のとおり (新) 二酸化炭素濃度は、表3.6-7のとおり	
720	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-137	記載の適正化した。(下線部参照) (旧) 二酸化炭素濃度は、以下のとおり (新) 二酸化炭素濃度は、表3.6-7のとおり	
721	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-87	記載の適正化した。(下線部参照) (旧) 泊3号炉の中央制御室 (新) 泊発電所3号炉の中央制御室	
722	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-138	記載の適正化した。(下線部参照) (旧) 泊3号炉の中央制御室 (新) 泊発電所3号炉の中央制御室	
723	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-88	記載の適正化した。(図表番号) (下線部参照) (旧) 表1/表2/表3/表4/図1/図2 (新) 表3.6-8/表3.6-9/表3.6-10/表3.6-11/図3.6-1/図3.6-2	
724	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-138, 139, 140	記載の適正化した。(図表番号) (下線部参照) (旧) 表1/表2/表3/表4/図1/図2 (新) 表3.6-8/表3.6-9/表3.6-10/表3.6-11/図3.6-1/図3.6-2	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
725	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-138	相違理由の適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】名称の相違 (新) 【大飯】名称及び記載表現の相違	
726	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-138	相違理由の適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】名称の相違 【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映 (新) 【大飯】要員名称の相違 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)	
727	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-87	記載の適正化した。(下線部参照) (旧) そのうえで (新) その上で	
728	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-138	記載の適正化した。(下線部参照) (旧) そのうえで (新) その上で	
729	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添1-91	チェン징ングエリア用可搬型照明(SA)の設備区分に関する記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 具体的には、可搬型照明を重大事故等対処設備として整理し、チェン징ングエリアの常設照明は耐震性を有していないため多様性拡張設備として整理する。 (新) 具体的には、可搬型照明を重大事故等対処設備として整理し、チェン징ングエリアの常設照明は耐震性を有していないため自主対策設備として整理する。	
730	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添1-141	チェン징ングエリア用可搬型照明(SA)の設備区分に関する記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 具体的には、可搬型照明を重大事故等対処設備として整理し、チェン징ングエリアの常設照明は耐震性を有していないため多様性拡張設備として整理する。 (新) 具体的には、可搬型照明を重大事故等対処設備として整理し、チェン징ングエリアの常設照明は耐震性を有していないため自主対策設備として整理する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
731	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-r.6.0)	26-別添1-141	チェンジングエリア用可搬型照明(SA)の設備区分に関する相違理由を追記した。 (追記) 【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映	
732	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添2-i~iiii	該当ページの開始位置を表紙から目次に変更 (旧) 26条-別添2-i~iv (新) 26条-別添2-i~iii	
733	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添2-i	以下の記載を適正化 (旧) (設計基準) (新) (設計基準事故) (旧) 中央制御室居住性 (新) 中央制御室の居住性	
734	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添2-1-1	以下の記載を適正化 (旧) 1. 中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価 (新) 1. 中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価について (旧) 中央制御室居住性 (新) 中央制御室の居住性	
735	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添2-1-2	以下の記載を適正化 (旧) 事故時閉回路循環運転モード (新) 閉回路循環運転	
736	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添2-1-5	以下の記載を適正化 (旧) 通常時運転モード (新) 通常運転時 (旧) 非常時運転モード (新) 閉回路循環運転時	
737	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添2-1-9	以下の記載を適正化 (旧) 0~30 d : 0.075%/d (新) 0~30 d : 0.075%/day	
738	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添1-1-13	図中の以下の記載を適正化 (旧) 3号機 (新) 3号炉	
739	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添2-添1-1-15~19	ページ番号の適正化 (旧) 26条-別添2-添1-15~19 (新) 26条-別添2-添1-1-15~19	
740	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添2-添1-1-17	表中の以下の記載を適正化 (旧) 原子炉格納容器遮蔽厚さ (新) 外部遮へい厚さ (旧) 外部遮蔽厚さ (新) 外部遮へい厚さ (旧) 中央制御室遮蔽厚さ (新) 中央制御室遮へい厚さ	
741	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.6.0)	26条-別添2-添1-1-22	以下の記載を適正化 (旧) 事故時閉回路循環運転モード (新) 閉回路循環運転	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
742	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添2-添1-2-1	「切り替え」から「切替え」への表記の統一	
743	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添2-添1-6-1	以下の記載を適正化 (旧) 資料1-6 (新) 添付1-6	
744	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添2-添1-6-2	「など」から「等」への表記の統一 「や、」から「や」への表記の統一 「もし」から「万一」への表記の統一	
745	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添2-添1-7-1	以下の記載を適正化 (旧) 3. 1b) (新) 3. 1(1)b)	
746	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添2-添1-7-8	以下の記載を適正化 (旧) 内規どおり (新) 内規のとおり	
747	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添2-添1-7-14	「したがつて」から「従つて」への表記の統一	
748	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添2-添1-7-20	「したがつて」から「従つて」への表記の統一	
749	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添2-添1-7-34	以下の記載を適正化 (旧) 遮へい効果 (新) 遮蔽効果 (旧) 原子炉格納容器外部遮蔽 (新) 外部遮へい	
750	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添2-添1-7-35	以下の記載を適正化 (旧) 原子炉格納容器外部遮蔽 (新) 外部遮へい	
751	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添2-添1-7-44	以下の記載を適正化 (旧) 原子炉格納容器外部遮へい (新) 外部遮へい	
752	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添2-添1-7-46	以下の記載を適正化 (旧) 原子炉格納容器外部遮蔽 (新) 外部遮へい	
753	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添2-1~153	相違理由欄の記載を適正化 (旧) 差異理由 (新) 相違理由	
754	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添2-2	以下の記載を適正化 (旧) (設計基準) (新) (設計基準事故) (旧) 中央制御室居住性 (新) 中央制御室の居住性	
755	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添2-4	以下の記載を適正化 (旧) 1. 中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価 (新) 1. 中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価について (旧) 中央制御室居住性 (新) 中央制御室の居住性	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
756	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添2-5	以下の記載を適正化 (旧) 事故時閉回路循環運転モード (新) 閉回路循環運転	
757	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添2-8	以下の記載を適正化 (旧) 通常時運転モード (新) 通常運転時 (旧) 非常時運転モード (新) 閉回路循環運転時	
758	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添2-14	以下の記載を適正化 (旧) 0~30 d : 0. 075%/d (新) 0~30 d : 0. 075%/day	
759	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添2-28	図中の以下の記載を適正化 (旧) 3号機 (新) 3号炉	
760	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添2-32	表中の以下の記載を適正化 (旧) 原子炉格納容器遮蔽厚さ (新) 外部遮へい厚さ (旧) 外部遮蔽厚さ (新) 外部遮へい厚さ (旧) 中央制御室遮蔽厚さ (新) 中央制御室遮へい厚さ	
761	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添2-39	以下の記載を適正化 (旧) 事故時閉回路循環運転モード (新) 閉回路循環運転	
762	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添2-42	「切り替え」から「切替え」への表記の統一	
763	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添2-91	以下の記載を適正化 (旧) 資料1-6 (新) 添付1-6	
764	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添2-94	「など」から「等」への表記の統一 「や、」から「や」への表記の統一 「もし」から「万一」への表記の統一	
765	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添2-96	以下の記載を適正化 (旧) 3. 1b) (新) 3. 1(1)b)	
766	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添2-107	以下の記載を適正化 (旧) 内規どおり (新) 内規のとおり	
767	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添2-114	「したがって」から「従って」への表記の統一	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
768	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添2-119	「したがって」から「従って」への表記の統一	
769	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添2-134	以下の記載を適正化 (旧) 遮へい効果 (新) 遮蔽効果 (旧) 原子炉格納容器外部遮蔽 (新) 外部遮へい	
770	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添2-137	以下の記載を適正化 (旧) 原子炉格納容器外部遮蔽 (新) 外部遮へい	
771	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添2-150	以下の記載を適正化 (旧) 原子炉格納容器外部遮へい (新) 外部遮へい	
772	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添2-154	以下の記載を適正化 (旧) 原子炉格納容器外部遮蔽 (新) 外部遮へい	
773	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	別添3表紙	表紙を以下のとおり修正した。(社内資料名称統一) (旧) 運用、手順説明資料 原子炉制御室等 (新) 泊発電所3号炉 技術的能力説明資料 原子炉制御室等	
774	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添3-1~4	各ページ様式右上の「相違理由」欄名称を「相違理由」に修正。	
775	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添3-1	相違理由欄に「(大飯実績の反映)」を追加。	
776	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 6. 0)	26条-別添3-2	技術的能力に係る運用対策等(設計基準)の表内の以下の対象項目名の誤記を修正した。(下線部参照) 【誤】酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 【正】酸素濃度・二酸化炭素濃度計	
777	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 6. 0)	26-別添3-3	技術的能力に係る運用対策等(設計基準)の表内の以下の対象項目名の誤記を修正した。(下線部参照) 【誤】酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 【正】酸素濃度・二酸化炭素濃度計	